

# 官報

昭和五十五年十月三十日

## 第九十三回 衆議院會議録 第十号

昭和五十五年十月三十日(木曜日)

### 議事日程 第八号

昭和五十五年十月三十日

午後一時開議

- 第一 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第三 農住組合法案(内閣提出)
- 第四 郵便法等の一部を改正する法律案(第九十二回国会、内閣提出)

### ○本日の会議に付した案件

- 日程第一 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第二 日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第三 農住組合法案(内閣提出)
- 日程第四 郵便法等の一部を改正する法律案(第九十二回国会、内閣提出)

午後一時三十五分開議

○議長(福田一君) これより会議を開きます。

日程第一 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(福田一君) 日程第一、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。社会労働委員長山下徳夫君。

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔山下徳夫君登壇〕

○山下徳夫君 たいい議題となりました労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、労働者の業務災害または通勤災害に關し、遺族に対し支給する年金額の引き上げ、その他保険給付の内容を改善整備するとともに、保険給付と民事損害賠償との調整等について定めようとするもので、その主な内容は、  
労働者災害補償保険につきましては、  
第一に、遺族が一人から四人の場合の遺族補償年金の額をそれぞれ引き上げること、

第二に、障害補償年金の受給権者が死亡した場合において、すでに支給された年金の合計額が一定額に満たないときは、その差額に相当する額の差額一時金をその遺族に支給すること、  
第三に、障害補償年金の受給権者が希望する場合においては、一定額の範囲内で前払い一時金を支給すること、  
第四に、年金給付等の額のスライドの発動要件について、賃金水準の変動幅を現行一〇%から六%を超える場合に改めること、  
第五に、通勤災害に關する保険給付の内容等についても同様の改善を行うこと、  
第六に、労働福祉事業として、年金担保融資制度を設けること、  
第七に、同一の事由についての労災保険給付と、それと重複する部分の民事損害賠償とを調整するための規定を整備すること、  
第八に、事業場ごとの災害率による保険料の調整幅の限度を拡大すること、  
船員保険につきましても、労働者災害補償保険の改正に準じた改正を行うことなどであります。

○議長(福田一君) 採決いたします。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔中村弘海君登壇〕

○中村弘海君 たいい議題となりました日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案につきまして、科学技術委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、わが国における原子力船の開発を推進するため、日本原子力船開発事業団に、原子力船の開発に加えてこれに必要な研究を行わせることとし、その名称を「日本原子力船研究開発事業団」に改めるとともに、昭和六十年三月三十一日まで同事業団を他の原子力関係機関と統合しようとするものであります。

その主な内容は、  
第一に、事業団の名称を「日本原子力船研究開発事業団」に改め、法律の題名を「日本原子力船研

昭和五十五年十月三十日 衆議院会議録第十号

日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案

一五六

究開発事業団法」とするとともに、同事業団の目的に、原子力船の開発に必要な研究を加えることとあります。

第二に、同事業団は、原子力船の開発業務に加えて、研究及び調査の業務を行うものとするのであります。

第三に、現行法においては、この法律を昭和五十五年十一月三十日まで廃止するものとするものになっておりますが、行政の各般にわたりその簡素化及び効率化を進める見地から、政府は、昭和六十年三月三十一日までに同事業団を他の原子力関係機関と統合するものとし、このため必要な措置を講ずるものとするのであります。

本案は、去る十月十六日提出され、同月十四日当委員会に付託されました。委員会におきましては、十月十六日政府から提案理由の説明を聴取した後、内閣総理大臣及び主管大臣に対し質疑を行方等、慎重な審議を行い、同月二十八日質疑を終了し、討論、採決の結果、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) 討論の通告があります。これを許します。日野市朗君。

〔日野市朗君登壇〕

○日野市朗君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案に対し、反対の討論をいたします。

この法律案には沿革があるのであります。すなわち、日本原子力船開発事業団法は、昭和五十二年第八十二国会において、同事業団を廃止するものとする期日を昭和五十五年十一月三十日といたしました。そして、この期間は、この事業団を研究開発機関に改組するための期間なのであります。

ところが、先ほど中村委員長から報告がありま

したように、この法律案の改正案なるものはきわめて簡単なものであります。名称を改める、それから事業の範囲を一部手直しをする、実質はその二つのみでありまして、その内容から見ても、私は、本当にこの事業団を研究業務を担当するに値するだけの事業団に変更しようとする政府の熱意を全く読み取ることができないのであります。

また、研究体制について委員会において審議の結果、わずかに九名のスタッフをもってこれを構成するといふのでありまして、実体的にも研究体制はきわめて貧弱なものと言わざるを得ません。

また、委員会の審議においては、一体何を研究するかといふことを問いました。結局は、従来の事業団においてもなし得る範囲のものをやるといふだけのことでありまして、新たなものが何らつけ加わっているわけでもありません。

私はこう考えるのであります。日本原子力船開発事業団法は、ことしの十一月三十日限りの期限立法であります。また、沿革に従ってこれを研究所に改組しなければならぬのであります。が、そのために追い詰められた政府は、窮余の一策として、何ら内容を伴わない文字面だけのこの法律案を出してきた、こういうふうな考えざるを得ないのであります。

私は、このような軽はずみな法案に対しては、本院の権威にかけてもこれを否決すべきである、こう考えます。(拍手)

皆さんの多くは、ああ、また原子力船「むつ」か、こうお思いになるに違いない。「むつ」はこれまで何度国会の場で審議にさらされてまいりました。そのたびに哀れな姿をさらしてきたのであります。そして、このたびまた姿を見せている「むつ」は、まさに惨めなと言ふほかないような状態であります。

いま「むつ」は、長崎県佐世保の佐世保重工の岸壁にその病の身を横たえているわけでありまして、いわゆる五者協定のもとに、佐世保にいつまでもいるわけにはいかないであります。この佐

世保も安住の地ではありません。あと一年後には、五者協定によってここから出ていかなければならない。

そして、「むつ」の改修は一体順調に進捗しているものでありましようか。いえ。ここ佐世保に入ってから、五者協定で佐世保にすることのできる三年のうち、その半ばをすでに無為に過ごしてしまつたのであります。改修が始まつたのはほんの最近にすぎない。改修の工事は、予期されていた期間の半分の期間でなし遂げなければならぬのであります。

いまやっている工事は第一期工事なのであります。が、何と第二期工事については、まだ契約すらできていないのであります。これからどのくらいの時間が工事のために流れ去るのか、これからどのくらいの工事費用がかかるのか、だれにもわかりません。

しかも「むつ」が現在つながらているこの岸壁の係船料、これについての契約すらまだできていないというふうな状態にあります。まさに、天下に身を置くところがないといふのはこの「むつ」のためにあるような言葉であります。

こんな言葉で、果たして「むつ」の心臓部である原子炉は正常なものとなり得るのでありますやうか。それが何とも心細い。

「むつ」の原子炉は、最初の出力試験ではほんのわずかに出力を上げただけで中性子漏れを起こしました。そして、その原因を検討した「むつ」放射線漏れ問題調査報告書「いわゆる大山報告書」は、原子力船「むつ」は全体としてかなりの水準に達している、こう述べています。政府は、このことを根拠として、さらに「むつ」の総点検、改修を進めようとしているのであります。

しかし、「むつ」の原子炉に加えられる主要な工事、これは船体部の遮蔽改修工事十四項目、原子炉部遮蔽改修工事十項目、そしてさらに、総点検補修工事は七系統二十項目に及ぶのであります。これで果たして「むつ」の原子炉はある程度の水準

に達しているといふことが言えるのでありますやうか。

しかも、「むつ」の総点検、改修には、宿命的とも言える制約があります。それは、これだけの大規模な点検や改修を、原子炉の中心部分を密閉したままに行なうなければならないといふことであります。いかに技術が進歩してきたとはいえ、主要部分を目で見た手ではさわりたりすることもなしに改修が行われ得るとは、とうてい信じがたい。かくして、「むつ」の原子炉の総点検、改修が完了に行われ得ると、私は決して信じることはできないのであります。一般の国民も同じでありますやう。

「むつ」が、佐世保において五者協定に定める期間にその所定の工事を終えて佐世保を立ち去るなどということは、とうてい不可能であります。その政治的責任は、一体どのようにとられるのでありますやうか。

「むつ」が、いつであれ、佐世保を立ち去ったとしても、「むつ」はどこへ行くのでありますやう。かつての母港大湊、いまそこでは反対運動が激しく盛り上がり、つい先日大湊周辺の漁民たちが、母港化反対の一大海上デモンストレーションを繰り広げました。いわゆる四者協定に定められた母港撤去の不徹底であったことに加えて、最近明らかになった核燃料棒集合体を秘匿していたといふことや、原子炉を洗った水の大規模な投棄、そして「むつ」の大湊強行入港を可能ならしめる謀略など、いずれも周辺漁民や関係者の神経を逆なでするものであります。

このような信ずべからざる相手に、母港の設置を認めようといふところはどこもないと思ひます。

いわゆる四者協定を取りまとめた、時の自民党総務会長鈴木幸氏はこう言ったと伝えられています。「このような海の幸豊かな海に母港を持つてくるべきではなかった。私は鈴木幸氏に問いたい。日本の海で海の幸豊かなところはある

のであります。漁民の皆々たる努力によって、日本の周辺の海は皆豊かな漁場なのであります。漁民の反対、それはまさに理由ある正当なる反対であります。

「むつ」は母港を持つことはできないでありましょう。もしそれができるとしたならば、そこにはかなりの無理があり、常識を超えた心痛む不条理を乗り越えて初めてそれは可能となるでありましょう。

原子力船の母港などというのは、場所さえ決まれば簡単にできるものではありません。核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律により、厳重な審査を受けなければならぬ。それに対応する数多くの陸上付帯施設を建設しなければなりません。その建設や審査に要する時間は一年や二年などというものではない。しかも、それに要する費用がどの程度になるのかだれも知りません。委員会でも聞いてみました。答えば、数百億円というのであります。

いまわが国の厳しい財政事情のもとで、「むつ」のようにこれからの金がかかるかわからないような、予測もつかないような原子力船の開発を進めることは、妥当なる国の態度でありましょうか。

しかも、それだけの資金を投下しての調査や研究の成果を有効に活用するのは、民間の原子力産業であり、造船業界であり、海運業界なのであります。もしこれらの業界が本気になって原子力船の研究開発が必要だと思えば、彼らにやらせるべきであります。国としてはこの「むつ」プロジェクトを中止すべきであります。

原子力船「むつ」については、従来から無理に無理を積み重ねてきました。その無理がいまや覆い隠すことのできないところまで、もはや来てしまったと思えます。それが、とりもなおさず現在の「むつ」の惨たんたる姿となつてあらわれているとも言えるのであります。さらに無理を強行するならば、収拾不能の事態の到来することを私は恐

れます。

かつて原子力船必要論が世界を風靡したことがあります。各国も原子力船の建造を真剣に行いました。わが国の原子力船建造計画は、そのような背景のもとに策定されたのであります。

しかし、いまや時代は変わっております。かつて熱心に原子力船の研究開発を進めたアメリカ、そしてサバンナ号をつくりました。また、西ドイツはオット・ハーン号をつくりました。いまはそれぞれの原子力船を係船したまま、運航させてはいないのであります。そして第二船建造の計画も全くない。いずれにしても、その理由は全く経済的に引き合わないからだと伝えられております。

原子力船の実用化の時期ははるか先へ遠のいたという指摘は、いまや常識と言っているものであります。ひとりわが国のみが無理に無理を重ねて原子力船の開発を急ぐ必要がどこにありましょう。

このような採算を無視して膨大な国費を原子力船開発に投入することは、かえって原子力潜水艦などの軍事情けの資金投下ではないかという疑いを、国の内外に持たせることになりはしないでしょう。この問題について言うならば、李下に冠を正さずという言葉をよくかみしめるべきであらうかと思ひます。

また、「むつ」の原子炉の安全性については、すでに指摘いたしましたとおり、その改修手段の欠陥からして御理解いただけるかと思ひます。

私は、「むつ」プロジェクトは失敗だったとはばからずに申し上げたい。いま大切なのは、失敗を失敗として評価することであり、その失敗の中から貴重なものを学び取ることでありましょう。一歩後退する勇気をいま持とうではありませんか。「むつ」は船体と炉とを分離して研究の材料に供すべきであります。

以上の観点から本法律案に反対する意見を表明いたしました。反対の討論といたします。(拍手)  
○議長(福田一君) これにて討論は終局いたしました。

した。

○議長(福田一君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(福田一君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 農住組合法案(内閣提出)

○議長(福田一君) 日程第三、農住組合法案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。建設委員長稲村利幸君。

農住組合法案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔稲村利幸君登壇〕

○稲村利幸君 ただいま議題となりました農住組合法案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、大都市地域において住宅地及び住宅の供給を拡大し、あわせて市街化区域内農地所有者等の経済的社会的地位の向上を図るため、農地所有者等が協同して、当面の営農の継続を図りつつ農地を円滑に住宅地化するため、農住組合を設立することができるとしてあります。

農住組合制度の対象地域は、特別区及び首都圏等の既成市街地、近郊整備地帯等に属する市町村の区域とするともに、組合の事業として住宅地造成を目的とする土地区画形質の変更、住宅等の建設、賃貸または譲渡、土地の交換分合等を行うことができるものとするほか、組合の組合員、管理、設立、解散及び清算について所要の規定を整備するものとしてあります。

本案は、去る十月十七日本委員会に付託され、同日提案理由の説明を聴取、農林水産委員会と連合審査会を開く等、慎重に審査を行ってまいりましたが、二十九日質疑を終了、討論、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、五項目より成る附帯決議が付されました。  
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(福田一君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第四 郵便法等の一部を改正する法律案

(第九十二回国会、内閣提出)

○議長(福田一君) 日程第四、郵便法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。逓信委員長佐藤守良君。

〔佐藤守良君登壇〕

○佐藤守良君 ただいま議題となりました郵便法等の一部を改正する法律案につきまして、逓信委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は、最近における社会経済情勢の動向及び郵便事業の運営の現状にかんがみ、郵便事業の運営に要する財源の確保を図るため、第一種郵便物及び第二種郵便物の料金の改定を行うは

昭和五十五年十月三十日 衆議院會議録第十号

郵便法等の一部を改正する法律案

一五八

か、第一種郵便物の料金の決定について臨時の特例を設けるとともに、利用者に対するサービスの改善を図る等のため、郵便法その他関係法律について所要の改正を行おうとするものであります。

まず、郵便法の一部改正の内容について申し上げます。

第一は、郵便料金の改定についてであります。その主なものは、第一種郵便物のうち、定形郵便物については二十五グラムまで五十円を六十円に、定形外郵便物については五十グラムまで百円を二百円に改め、また、第二種郵便物の通常郵便物につきましては、二十円を四十円に改めることとしたしております。

なお、第一種郵便物のうち、郵便書簡につきましては五十円に据え置くこととし、第二種郵便物の通常郵便物につきましては、昭和五十五年度中は三十円とするにといたしております。

第二は、第一種郵便物の料金の決定についての特例についてであります。郵便事業財政の現状にかんがみ、郵便事業に係る累積欠損金が解消されるまでの間、一定の範囲及び条件のもとで、第一種郵便物及び第二種郵便物の料金は、郵政大臣が郵政審議会に諮問した上、省令で定めることができるものとする等の規定を設けることとしております。

第三は、利用者に対するサービスの改善を図るため、新たに郵便切手について手数料を徴してこれを他の郵便切手等と交換することができることとする。また、新たに図画等を印刷した郵便葉書を発行し、一般の郵便葉書の料金額によらない額で売りさばくことができることとする等の改正を行うこととしております。

以上のほか、郵便に関する料金を滞納した場合の延滞金、延滞利率についての規定を設けること等の内容を盛り込んでおります。

次に、お年玉つき郵便葉書及び寄附金つき郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律の

一部改正の内容について申し上げます。

まず、お年玉つきましては、お年玉として贈る金品の単価の最高限度額を現行三万円から五万円に引き上げるとともに、お年玉として贈る金品は、簡易郵便局においても交付することができること、また、その寄附金につきましては、その配分を受けることができる団体に、文化財の保護を行う団体及び青少年の健全な育成のための社会教育を行う団体を加えることとしたしております。

さらに、印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正の内容について申し上げます。

これは、郵便法の一部改正の中で郵便切手の交換を行うこととしておりますので、これにあわせて、同様の趣旨から収入印紙につきましても、他の収入印紙との交換ができるようにしようとするものでございます。

本案は、前国会、本年七月十七日内閣から提出され、本院の議決により閉会中審査に付され、今国会に継続したものでございまして、去る十月十五日山内郵政大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、公聴会において六公述人より意見を聴取し、さらに鈴木内閣総理大臣の出席を求めて質疑を行うなど、慎重な審査を進め、昨二十九日質疑を終了いたしましたところ、本案に対し、加美次郎君外二名から、自由民主党提案に係る修正案が提出されました。

その内容は、附則第一項中、施行期日である昭和五十五年十月一日がすでに経過しておりますので、これを「公布の日から起算して四十日を経過した日」に改めることとするものであります。

次いで、原案及び修正案を一括して討論に付し、採決いたしましたところ、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも多数をもって可決され、よって、本案は修正議決すべきものと決した次第でございます。

なお、本案に対しては、効率的経営、郵政審議会の機能発揮など、五項目にわたる附帯決議が全会一致をもって付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) 討論の通告があります。順次これを許します。永井孝信君。

(永井孝信君登壇)

○永井孝信君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました郵便法の一部を改正する法律案に対し、反対の意を表明するものであります。(拍手)

まず第一に、この郵便料金の値上げが国民生活に及ぼす影響、とりわけ物価上昇の引き金になることについてであります。

昨今の物価情勢は、依然として厳しいものがあることは申すまでもありません。消費者物価五十五年度上昇率の政府目標六・四％の達成はきわめて困難であるのが現実で、政府内部でさえも、六・四％の達成は絶望的だとする見方が一層強まっております。この郵便料金値上げについては、政府目標の六・四％の中にすでに織り込み済みであるとしているものの、値上げの波及効果に至っては全く考慮されていないということが、質疑応答を通じて明らかになっているのであります。

政府は、物価抑制の取り組みを見直さざるを得ない現実を直視し、なおかつ、第二種のはがきを五十六年度から二倍の四十円に、第三種郵便物の月三回以上発行する新聞紙の基本料金を至っては実に二・三倍の値上げをしようとするのは、今後の物価動向を大きく左右し、物価上昇の引き金になることは余りにも明白であります。

この郵便料金の値上げを見送ることこそ、物価対策上当然なことであり、そのことは衆目の一致するところであり、いま郵便料金を値上げすることによって、政府は、国民に対し、物価対策の公約をみずから踏みにじろうとしていることを強く指摘したいのであります。

第二に、明らかになったことは、郵便料金の法

定制緩和が財政法第三条に違反し、憲法上の財政民主主義、租税法律主義を無視したものであるという点であります。

財政法第三条との関係については、逓信委員会において最も力点を置いて審議したところでありますが、政府は、財政法第三条に言う「基」という法文は、法律で具体的に金額を定めることまでは要求しているものではないと、さらに、一定の基準、すなわち独占の程度、国民生活上の必要性の程度のどちらかに合致すれば、法定制緩和がとれるとしているのであります。家計に占める郵便料の割合が〇・一二％であり、したがって国民生活上の必要性の程度が低いなどと、国民感情を無視した一方的な解釈に立っているものであります。

果たして、郵便は、国民生活上の必要性の程度が低いと云えるのでありましょうか。政府は、郵便は通信手段の中に占める割合が低下していると言いますが、郵便は依然として、国民の基本的な通信手段であることにはいささかも変わりはないのであります。郵便の現物性には、現在ほか手段がありません。

さらに、最近の郵便物数の動向を見ましても、着実に増加しているものであります。それは国民が必要とするからこそ増加しているものであって、必要性がなければ減少しているはずであります。

また、昭和四十六年の郵便法改正の提案理由の中には、第一種、第二種郵便物の料金は、国民生活に密着しているので法定しておくに明確な述べられているのであります。これが今日に至ってなぜ、どのように変わったのかという数点の質疑に對し、政府の答弁はきわめて不明確であり、むしろ詭弁であると言わざるを得ません。

このような観点から見ても、財政法第三条に違反していることは明確であり、郵便料金の法定制緩和がとれるという理由はどこにもないということとであります。

このような郵政当局、すなわち行政の側からの恣意的な解釈は断じて許されません。

法定制緩和についての行政の独善と横暴な法解釈、法の運用を認めることは、立法府の責任を放棄し、国民の権利を売り渡すことになり、われわれは、たとえ累積欠損金が解消されるまでの間といえども、断じて認めることはできないのであります。

さらに第三点としては、国民の重要な通信手段である第一種、第二種郵便物の料金までも、従来どおりの郵政審議会に諮問し、郵政大臣が一方的に決定しようとするのであります。

われわれは、これまでにも、郵政審議会の委員の選任に当たっては、相当数の利用者代表を委員に加えるべきであり、開かれた審議会として、国民、利用者が納得できる民主的な審議会にすべきであると、通信委員会においても再三指摘してき

たところでありましたが、何らそれにくたえることなく、これまでどおりの審議会に諮問するだけで、国民の基本的通信手段である第一種、第二種郵便物の料金までも郵政大臣が一方的に決定しようとすることは、全く国民を無視し、国民不在の郵便料金の決定方式であると断言せざるを得ないのであります。

最後に申し上げたいことは、郵便事業に将来展望が現状のままではないということであり、新しい発想に立つた将来展望を確立し、具体的対応策を国民に明示し、理解と協力を求めることが肝要であるということであり、

今回の改正案は、百年余の伝統ある郵便事業に大きな汚点を残すだけでなく、国民の郵便離れを招き、ひいては郵便制度の崩壊のおそれであるということを強く指摘して、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(福田一君) 竹内勝彦君。

「竹内勝彦君登壇」

○竹内勝彦君 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題になっております郵便法の一部

改正案並びにその修正案について、反対の立場から討論を行うものであります。

この法案の最大の問題点は、国鉄運賃やたばこと同様に、郵便料金の決定方法についても、国会の議決を必要とせず、郵政大臣に値上げ認可の権限を与えることであります。

現行の料金法定制を緩和して、郵政審議会に諮問し、その答申を得るだけで値上げができるという郵便料金値上げ自由化法案を断じて容認するわけにはまいりません。

政府・自民党が強引に国鉄運賃の法定制を緩和した結果、法定の枠を外された国鉄が、毎年値上げを繰り返して、そのためにかえって安易な経営姿勢に流され、膨大な赤字に苦しんでいる事実は周知のところであり、この法案が成立すれば、郵便料金も国鉄運賃の轍を踏むことは明らかであります。

憲法第八十三条にも「國の財政を處理する權限は、國會の議決に基いて、これを行使しなければならない。」と定めてあり、財政法第三条では「國が國權に基いて收納する課徴金及び法律上又は事實上國の独占に屬する事業における専売價格若しくは事業料金については、すべて法律又は國會の議決に基いて定めなければならない。」と明示されておられます。しかるに、今回提出されている改正案はこうした規定をことごとく無視しているのではありません。

郵便事業そのものは、明治四年の創業以来、ほかに代替手段のない國の独占事業であることは明らかであり、郵便物数の着実な増加傾向から見ても、国民生活上の必要性の程度は、増すことはあつて減ることはありません。

したがって、今回の郵便料金の法定制緩和は、憲法及び財政法の本旨を踏みにじり、財政民主主義を破壊し、法定主義をなし崩しにするものであり、法定制緩和案の撤回を強く要求するものであります。

第二の問題点は、経営努力による郵便財政の収

支改善を図るための抜本的な再建計画が策定されていないことであります。

二千億円を超える累積赤字を抱えている郵便財政の再建について、基本的には、利用者の要求にこたえる適切なサービスを図り、郵便需要を拡大することによって増収を図ること、経営の徹底した合理化、効率化を図ること、やむを得ない郵便料金の値上げの三つのやり方があるはずであります。

しかし、政府・自民党案には、郵便需要の拡大や経営の効率化の努力に全く見えないものがあり、料金の値上げだけに頼る最も安易な手段に走ること、巨額の累積赤字を利用者である国民に押しつけるものであります。

このような悪循環が続く限り、親方日の丸と批判されても仕方がないし、国民の郵便離れを引き起こし、郵便制度の崩壊を招きかねません。

政府は、昨年八月に策定した新経済社会七カ年計画の中で、「厳正な公共料金政策」とをとり、計画中で、特に、「現在大幅な赤字を抱えている企業体については、早急に再建計画を確立して、企業体の徹底した経営合理化を進めることを基本としつつ、企業体、利用者、行政それぞれの役割を明らかにし、国民の理解を求めながら企業再建に努める。」とはっきりうたっております。

しかし、さきに通信委員会に提出された「郵便事業損益計算見込」を見ても、ずさんきわまりなく、向こう十年間に二度の値上げを行うことが示されているだけにどまっております、とうてい再建計画と呼べるものではありません。

企業体の徹底した経営合理化や郵便需要の拡大策を織り込んだ国民の納得できる郵便財政の再建計画を早急に策定し、国会に提出し、しかる後に郵便料金の値上げ案を国会で審議するのが当然であり、このような措置がとられておりません。

これが反対理由の第二であります。

料金は凍結すべきであります。

第二種郵便物のはがきの値上げを例にとると、昭和二十六年の五円から七円に二円上がる間、据え置き期間が実に十五年もあったのに対し、昭和四十一年の七円から十円に三円上がるまでの期間は六年となつております。そして、昭和四十七年の十円から二十円に二倍に上がる期間は四年に縮まり、そしてその四年後のことは二十円から四十円へ、さらに二倍に引き上げる政府案がただいま審議されているわけであり、

すなわち、当初は据え置き期間も長く、上がり幅も二円、三円と等差級数的に小刻みであつたものが、最近では短期間のうちに十円が二十円、二十円が四十円というように、まさに幾何級数的に大幅に値上げせようとしております。

郵便法の目的は、その第一条に「この法律は、郵便の役務をなすべく安い料金で、あまねく公平に提供することによつて、公共の福祉を増進することを目的とする。」と定めております。郵便の使命と性格をきわめて的確に表現していると思いますが、この郵便法の精神に照らしても、今回の大幅値上げを絶対に認めるわけにはまいりません。

ことは、すでに国鉄運賃、たばこ、電気ガス料金、国立学校の授業料値上げなど、公共料金の引き上げがメジロ押しの中で、今度は郵便料金を大幅に引き上げようとする政府の基本的な姿勢は全く理解できません。

公共料金の引き上げが物価上昇に一層の拍車をかけ、国民生活を圧迫するということは、多くの国民が幾度となく経験してきたところであります。

昭和五十五年度の消費者物価は、上半期で大きな上昇を示しており、十月以降の物価が前年並みとすれば、今年度の物価上昇率は八・一％となり、十月以降の物価が横ばいであつたとしても七・八％となり、政府目標の六・四％の達成は絶望的であります。

昭和五十五年十月三十日 衆議院會議録第十号 郵便法等の一部を改正する法律案

したがって、この郵便料金値上げの強行突破は、まさに公共料金主導型の高物価を政府みずから押しつけるものであり、本院において直ちに撤回し、国民の期待にこたえるよう強く要求して、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(福田一君) 近藤豊君。

(近藤豊君登壇)

○近藤豊君 私は、民社党・国民連合を代表して、郵便法の一部改正及びその修正案に対し、強く反対の意を表明するものであります。

現在、郵便事業は慢性的な赤字体質に陥り、郵政事業特別会計は二千億円余に上る累積欠損金を抱えるに至っております。私どもは、この事態を正面から率直に受けとめることにやぶさかではありません。

しかしながら、政府・自民党が行おうとしている、郵便料金を値上げし、かつ郵便料金の法定制を緩和するという方法では、郵便事業の抱える構造的問題を何ら解決することにはなりません。むしろその方法では、いたずらに国民生活を圧迫するだけであると言えらるものであります。

反対の理由の第一は、郵便料金の値上げは物価の上昇に拍車をかけ、ひいては国民生活に重大な影響を及ぼすからであります。

現在、わが国の経済状況はきわめてむずかしい情勢のもとにあり、特に物価の上昇が懸念すべき事態にあることは言うまでもありません。この時期に、主要な公共料金である郵便料金を値上げすることは、国民のインフレマインドをあおり、諸物価の上昇にはずみをつけ、国民生活を物価高の脅威にさらすものであります。国民生活を物価高騰の脅威から守る責任を持つ政府が郵便料金的大幅な値上げを断行しようとするのは、みずからその責務を放棄するものであると言わざるを得ません。

また、政府が五十五年度経済見通しの中で公約しているところの、消費者物価上昇率を六・四％以内に抑えるという目標の達成が非常に困難であ

ると見られているにもかかわらず、この時期に郵便料金の値上げを行うことは、みずから経済運営の努力を放棄するに等しいと考えざるを得ません。一方で六・四％の達成という公約を固執しながら、他方で明らかにその達成を困難ならしめる重大な要因となる郵便料金の値上げを強行するということは、政府の経済政策においては、物価抑制制ということが単なるお題目にすぎないことをはからずも示していると言えましよう。

政府は、つとに郵便料金の値上げが家計に与える影響は少ないと強弁しておりますが、それは単純な計算上の数値であります。公共料金、とりわけ郵便のようにならぬ大量に利用されているサービスの料金の値上げが、国民の心理や経済のさらなる要因に広くかつ深い影響を与え、大きな波及効果をもたらすことを考慮した数値ではありません。料金が値上げされた場合の影響は、政府当局の予想を超えたものとなることは必定であります。このような政府の態度は、国民を偽るものと言わざるを得ません。

反対の第二の理由は、料金法定制の緩和により、値上げへの歯どめがきかなくなり、厳しい経営努力の道よりも安易な料金値上げの道が選ばれおそれ強いからであります。

法定制の緩和は、郵便料金という重要な公共料金の値上げに対する国会の監視を外すものであり、法律上の独占である郵政事業の料金についてこれを行うことは、憲法八十四条及び財政法三条にうたわれている財政民主主義の趣旨に反するものとして厳しく批判せざるを得ません。

国鉄においては、料金の法定制を緩和したところ、当初の決意とはうらはらに、経営合理化の努力が怠られたまま運賃のみが上昇し、かえって乗客の国鉄離れを招くという悪循環に陥っていることは、国民周知の事実であります。

公社形態をとっている国鉄と違って、政府の直営事業である郵政事業に対しては一層強い国会の監視、すなわち国民のコントロールが必要なこと

は言うまでもありません。

法定制が緩和されれば料金値上げの歯どめがきかなくなり、今後確実に大幅な料金値上げが実施されることは必至であります。政府みずからが通信委員会に提出した資料の中で値上げの予定を示しているありさまで、このような値上げは国民生活を大きく圧迫することになります。また、大幅な値上げは手紙離れを加速し、郵政事業の基盤をみずから掘り崩すことになりま。

これらのことから、郵便料金の法定主義は断固として守られるべきであると考えます。

郵政事業の再建は、安易な料金値上げではなく、まず労使の積極的な努力による労働生産性の向上と合理化によってなされるべきであります。企業努力の行われていないところに、このたびの改正案のように財政措置だけをとりまてみても、それはいたずらに放漫な経営を助長するだけであると言えましよう。

第二次オイルショックを脱却し切れない経済の混乱の中で、国民の多くは不況にあえぎ、不安にさいなまれております。民間企業は合理化に次ぐ合理化で限界に近い努力を続けている現在、政府関係事業や中央地方の行政の生産性の低さは、最も厳しい批判にさらされております。

ましてや、政府直営事業である郵便事業に対しては、当然のことながら、労働生産性向上と合理化のための努力がまだまだ不十分であるというものが国民の声であり、この面での十分な努力が行われない限り、安易な料金値上げは許されるべきではないと信じます。

先年行われた国民の年賀状を人質にとった歳末闘争や勤務体制の乱れと、それをさらに混乱させたマル生闘争等による国民へのサービスの低下が、今日の郵便離れの大きな要因となったことから目を覆うことは許されません。

すなわち、現在の郵政特別会計の赤字は、単に原価の高騰のみによって生じたものでないことは明らかであります。国民の郵政労使のたるみに対

する深刻な怒りの声を謙虚に受けとめ、このたるみをいかに除去するかという点に合理化努力を集中し、サービスの向上に努めることが郵政財政再建の第一歩であると考えます。

しかるに政府は、国民負担の増大となる料金値上げを先行させ、郵政財政再建の根本にかかわる経営の合理化、効率化について明確な方針を明らかにしておりません。

このたびの郵便法改正案の審議の中でも、その点についての明確なビジョンは全く示されていなかったのであります。これでは国民は納得できません。また、このような政府の態度は、八〇年代の政治になくはならない勇気の欠如を示すものであり、いやなことは避けて通ってツケは国民に回すという、国民無視の態度と断ぜざるを得ません。

周知のとおり、わが国が直面する最重要の課題の一つは物価の安定であります。その物価の安定に逆行する郵便料金の値上げに強く反対して、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(福田一君) 藤原ひろ子君。

(藤原ひろ子君登壇)

○藤原ひろ子君 私は、日本共産党を代表いたしまして、郵便法等の一部改正案並びにその修正案に対しまして反対の討論を行います。

まず第一に指摘しなければならぬのは、本法案が、国鉄、たばこに続いて、郵便事業を国民から離反させる法定制の緩和、事実上の法定制撤廃を内容としている点であります。

明治四年に発足いたしました郵便事業は、百年の歴史を通して、どのような地域に対しても公平に信書の送達を行っており、また、それを完全に保障するために国の独占事業となつていのである。このことは、私たち国民が信書を送る場合、国営の郵便制度以外に利用することができないというところであります。したがって、国の独占事業である郵便の料金は、憲法第八十三条、財政法の第三条を受け、国民の総意を反映する最高

の方法である国会の議決を経ることになってゐるのであります。

ところが、政府は、今回このやり方を排除して、郵便料金の値上げを政府が自由にできるようにしようとするものであり、これは国民と国会に對する重大な挑戦と言わざるを得ません。(拍手)

政府の言う法定制緩和の理由は、結局のところ、累積赤字を解消するためというところに尽きるのであります。このような理由は、政府みずからの責任を負うべき郵便事業の赤字のツケを国民に転嫁しようとするものにはなりません。

国民と国会から離れて郵便事業を推進しようとする今回の法定制撤廃は、郵便事業百年の改悪であり、断固として反対するものであります。(拍手)

今日、郵便事業が抱える膨大な赤字は、インフレと物価の高騰、それに伴う人件費の増大など、大企業本位の自民党政治の経済政策に加えて、郵便事業の特性を無視した独立採算制などに起因するものであります。

こうして生まれた赤字を一体どのように克服するのか、また、国民に信頼され、喜んで利用される郵便事業にするにはどのようにしていけばよいのか。この方策こそ、国民の代議機関であります国会において徹底的に審議すべきであり、決してこれを排除すべきではないことを私は改めてここに強調するものであります。(拍手)

反対をする第二の理由は、郵便事業及び財政についての責任ある再建計画がないということであり、

赤字解消計画を提出しない、こういうわが党の要求に対して政府が出してまいりました資料は、全省的にコンセンサスを得たものではないなどという全くさききわまりないものであります。こんなことが一体許されてよいものでしょうか。

政府は、今後十年もの長い間、事業の運営は全面的にお任せくださいなどと主張しながら、明確な財政再建計画がないというのが今日の姿であります。

ます。八年間に三回も値上げはするけれども、財政再建の保障はない、こんな無責任な改悪を絶対に認めるわけにはまいりません。

わが党は、政府が郵便事業について真に責任を持つならば、独立採算制の廃止も含めて、いまこそ抜本的で科学的な国民本位の郵便事業再建計画を、国民の前に明らかにすることを強く要求するものであります。

反対理由の第三は、今回の料金改定が物価の上昇に一層拍車をかけ、国民生活に重大な影響を与える点であります。

封書は一・二倍、はがきは二倍にするという今日の値上げは、前回から今日までの消費者物価の上昇率一・三倍を大きく上回っております。さらに、政府の計画では、昭和六十二年までにもう二回、八年間で三回もの値上げをしようとするものですが、いずれも消費者物価指数を大幅に上回るという計画になっているのであります。

ことしの春以来、政府の軒並み大幅な公共料金の値上げ強行によって、国民生活はますます苦しくなっております。このような中で、物価値上げと生活破壊を内容とする本改正案は、断じて容認できません。

軍事費は大幅にふやす、教育や福祉は切り捨てる、公共料金は大幅に引き上げる、大増税を国民に押しつける、全くこれでは血も涙もないではありませんか。わが党は、政府のこの態度を断じて許すものではありません。

反対理由の第四は、第三種郵便料金の大幅値上げが、国民の情報、文化を享受する権利の著しい侵害につながるからであります。

政府が計画をしております三種料金の改定は、現行十五円から二・三倍の三十五円に引き上げるというむちゃくちゃなものです。その上今回の法改正によって、一種、二種の法定制が外れることになれば、三種料金の値上げは一層加速度を加えていくことは火を見るよりも明らかであります。本来、第三種の郵便とは、定期的に発行される郵便法等の一部を改正する法律案

新聞、雑誌などを特別低い料金で郵送することによって、国民の政治、文化の啓蒙、あるいは向上に貢献しようとするものであります。その果たしてきまされた役割は、また非常に大きなものがあります。

現に、新聞の郵送地域はいまも少なくありません。北海道新聞では四万部を郵送に頼っているものであります。これら辺地に住む人々にとつては、今回の値上げで年間七千円余りの出費増になるのであります。

また、労働組合や諸団体の機関紙、各種業界の専門新聞など、すべて三種郵便で配布されておられ、これらの団体や発行者は、頒布活動の縮小、活動経費の切り詰めなどを余儀なくされ、まさに死活問題となっているのであります。

これは、憲法で保障された言論、出版の自由を、経営、財政面から圧迫する暴挙でなく何でしようか。(拍手)このようなことは断じて許すわけにはまいりません。

同様に、障害者団体発行物の三種料金値上げは、来年の国際障害者年に向けて障害者の完全参加と平等を目指し活動を進めておられる障害者の方々の生きがいや奮闘することになるのであります。このように、第三種郵便料金の大幅値上げは断じて許されないことをわが党は強く主張するものであります。

以上述べてきましたように、本法案は郵便事業の再建にならないばかりでなく、国民に一層の負担を押しつけるものであり、断固として反対をするものであります。政府に本法案の撤回を強く要求をして、反対討論を終わります。(拍手)

○議長(福田一君) 依田実君。

〔依田実君登壇〕

○依田実君 私、新自由クラブを代表して、郵便法等の一部を改正する法律案並びにその修正案に反対の討論をいたします。

反対の理由のまず第一は、物価への影響であります。

御承知のように、今年度の消費者物価上昇率は、政府見通しによりますと六・四％であるのにもかかわらず、八月のそれは八・七％もの大幅上昇になっております。一方、国民はここ数年所得税の減税が見送られたため実質賃金の減少に悩み、八月は実に三・五％のマイナスになり、生活は苦しくなっております。消費者物価の上昇は、もちろん異常低温による季節野菜などの値上がり原因するところもありますが、しかし、電気、国鉄、たばこなど公共料金の値上げによる部分も多いと思うのであります。

政府は、郵便料金の家計に及ぼす影響は少ないと言いますが、郵便値上げなどを考慮すれば心理的影響は大きいと予想され、この時期での郵便料金の値上げには反対であります。

第二に、安易な値上げが、いま郵便事業に一番要求されている合理化、効率化の妨げになるという理由で反対をいたすものであります。

郵便事業はその大部分を人手に負うものであり、人件費の高騰が赤字に結びつくことは理解いたします。諸外国の郵便事業も同じ原因で赤字に悩んでいることも、われわれは知っております。しかし、わが国の郵便事業を振り返ってみると、特に民間企業の血の出るような合理化に比べ、まだまだ効率化の点でおくれていると言わざるを得ないのであります。機械の導入、輸送集配システムの改善など、もっと真剣に努力しなければならぬと考えるのであります。また、二年前の年賀はがきストに見られるように、国民に多大の迷惑をかけるような現状を見ますと、その労使関係についても大いに反省をしていただきたい、こう思うのであります。

これら内部的努力なくして、安易に値上げによって赤字を解消しようとするならば、また数年を待たずして再度値上げをせざるを得ず、累積赤字はいつまでたっても消えません。かかる意味からも、今回の値上げには反対であります。

昭和五十五年十月三十日 衆議院會議録第十号

郵便法等の一部を改正する法律案 朗読を省略した議長の報告

一六二

次に、法定制の緩和についても強く反対をいたします。

公共料金を人為的に押さへ込むと、やがて大幅値上げになり、かえって物価に悪影響を及ぼす、それより、適時適切に小幅に値上げをする方がよい、こういう議論も確かにあります。自由主義経済下ではそれもまた一つの意見ではあります。しかし一方では、国会の審議の外で公共料金が決められることは、国民の世論を無視し、合理化、効率化を怠って、安易な値上げを招きやすくなります。

財政法第三条には、「事実上国の独占に属する事業における専売価格若しくは事業料金については、すべて法律又は国会の議決に基いて定めなければならない。」というふうに書いてあります。

ところが、昭和五十二年に国鉄料金が、そしてことしはたばこの価格が相次いでこの法定制の外に置かれ、いままた、全く独占とも言うべき郵便料金が法定制を緩和されようとしております。これがもし通るようなことがあるならば、デモクラティック・コントロールの基本である国会の審議権をみづから放棄するに等しいものであります。

国鉄の場合の国会審議を振り返ってみますと、議論の多くは国鉄の独占の薄れたことを根拠に挙げております。

すなわち、国会の議事録の中に、政府答弁を見ますと、「国鉄のように財政法定当時比べまして独占度が著しく低下しているというような実態に依りまして」とか、あるいはまた「事業の独占性の程度等に依りまして、その定め方、その基づき方というのにはおのずから差異があつてよいのではないか」というふうな考へております。」と政府側は答弁しておるのであります。逆を言うならば、独占性の強いものは法定制を外せない、こういうことだろうと思ふのであります。

国鉄は、料金が上がれば乗らないとか、あるいは私鉄なり他の交通機関に振りかえることができます。経済原則の適用ができるのであります。し

かるに、郵便料金は全く独占であり、これが法定制を緩和されるようなことがあれば、財政法第三条は骨抜きになり、憲法八十三条の趣旨にも反することになるのであります。

さらに、今回の改正により、郵便料金は郵政大臣が郵政審議会の諮問により省令により決定されるようになりますけれども、現在の郵政審議会が果たしてその任にたえるものでありましょうか、疑問を抱かざるを得ないのであります。適時適切な値上げどころではなく、国鉄の例に見られるように、適当なときに適当な幅で値上げをされることになり、一方累積赤字も減らないということになります。全く、三Kに次ぐどろ沼に落ち込むことは明瞭であります。

以上、法定制の緩和ということとは民主主義の基本に關係するものであり、もしこの法案が通るようなことになるならば、長く国会政治の上に汚点を残すものとして、私たち新自由クラブは強くこれに反対するものであります。

以上をもつて反対討論を終ります。(拍手)  
議長(福田一君) これにて討論は終局いたしました。

議長(福田一君) 採決いたします。  
本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

賛成者起立  
議長(福田一君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり決しました。(拍手)

議長(福田一君) 本日は、これにて散会いたします。  
午後二時四十九分散会

出席閣僚大臣

|      |        |
|------|--------|
| 郵政大臣 | 山内 一郎君 |
| 労働大臣 | 藤尾 正行君 |
| 国務大臣 | 中川 一郎君 |
| 国務大臣 | 原 健三郎君 |

朗読を省略した議長の報告

(議決通知)

一、去る二十八日、本院は宇宙開発委員会委員に大塚茂君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十八日、本院は国家公安委員会委員に高辻正巳君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十八日、本院は公安審査委員会委員長に安村和雄君を、同委員に佐藤正二君、鈴木俊子君、平田秋夫君及び堀田勝二君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十八日、本院は運輸審議会委員に岡本悟君及び国島文彦君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十八日、本院は日本放送協会経営委員会委員に大見正俊君、竹田弘太郎君及び榎哲夫君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十八日、本院は日本電信電話公社経営委員会委員に岩澤靖君及び安田博君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十八日、本院は公害健康被害補償不服審査委員会委員に萩島武夫君及び松尾正雄君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十八日、本院は労働保険審査委員会委員に長谷川操君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十八日、本院は検査官に大久保孟君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

(通知書受領)  
一、昨二十九日、参議院議長から、次の法律の公

布を奏上した旨の通知書を受領した。

厚生年金保険法等の一部を改正する法律

一、昨二十九日、参議院議長から、国会において公共企業体等労働委員会委員の選定のとおり実施することを承認した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(鉄道労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(国鉄労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(国鉄動力車労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国鉄動力車労働組合連合会関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(国鉄千葉動力車労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全通信労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全日本郵政労働組合関係)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員

|        |        |
|--------|--------|
| 辞任     | 補欠     |
| 太田 誠一君 | 小川 平二君 |
| 北村 義和君 | 八田 貞義君 |

朗読を省略した議長の報告

|         |     |
|---------|-----|
| 林       | 大幹君 |
| 太田      | 誠一君 |
| 北村      | 義和君 |
| 竹内      | 黎一君 |
| 林       | 大幹君 |
| 八田      | 貞義君 |
| 小川      | 平二君 |
| 竹内      | 黎一君 |
| 金子      | 岩三君 |
| 近藤      | 鉄雄君 |
| 村岡      | 兼造君 |
| 草川      | 昭三君 |
| 金子      | 岩三君 |
| 近藤      | 鉄雄君 |
| 村岡      | 兼造君 |
| 草川      | 昭三君 |
| 農林水産委員  |     |
| 辭任      |     |
| 日野      | 市朗君 |
| 小林      | 恒人君 |
| 商工委員    |     |
| 辭任      |     |
| 小川      | 平二君 |
| 上坂      | 昇君  |
| 山崎武三郎君  |     |
| 中村      | 重光君 |
| 運輸委員    |     |
| 辭任      |     |
| 近岡理一郎君  |     |
| 林       | 大幹君 |
| 小林      | 恒人君 |
| 関       | 晴正君 |
| 浅井      | 美幸君 |
| 小渕      | 正義君 |
| 五十嵐広三君  |     |
| 川口      | 大助君 |
| 中西      | 續介君 |
| 桜井      | 新君  |
| 細田      | 吉藏君 |
| 小野      | 信一君 |
| 山花      | 貞夫君 |
| 平石磨作太郎君 |     |
| 補欠      |     |
| 近藤      | 鉄雄君 |
| 村岡      | 兼造君 |
| 草川      | 昭三君 |
| 金子      | 岩三君 |
| 八田      | 貞義君 |
| 大橋      | 敏雄君 |
| 補欠      |     |
| 小林      | 恒人君 |
| 日野      | 市朗君 |
| 補欠      |     |
| 山崎武三郎君  |     |
| 中村      | 重光君 |
| 小川      | 平二君 |
| 上坂      | 昇君  |
| 補欠      |     |
| 桜井      | 新君  |
| 細田      | 吉藏君 |
| 五十嵐広三君  |     |
| 川口      | 大助君 |
| 平石磨作太郎君 |     |
| 塩田      | 晋君  |
| 中西      | 續介君 |
| 小野      | 信一君 |
| 山花      | 貞夫君 |
| 近岡理一郎君  |     |
| 林       | 大幹君 |
| 関       | 晴正君 |
| 小林      | 恒人君 |
| 浅井      | 美幸君 |

|        |        |        |
|--------|--------|--------|
| 通信委員   | 塩田 晋君  | 小淵 正義君 |
| 辭任     | 竹内 勝彦君 | 補欠     |
|        | 浅井 美幸君 | 浅井 美幸君 |
|        | 竹内 勝彦君 | 竹内 勝彦君 |
| 建設委員   |        |        |
| 辭任     | 補欠     | 補欠     |
|        | 竹中 修一君 | 佐々木義武君 |
|        | 横山 利秋君 | 上坂 昇君  |
|        | 佐々木義武君 | 竹中 修一君 |
|        | 上坂 昇君  | 横山 利秋君 |
| 科学技術委員 |        |        |
| 辭任     | 補欠     | 補欠     |
|        | 伊藤宗一郎君 | 村岡 兼造君 |
|        | 佐々木義武君 | 竹中 修一君 |
|        | 北山 愛郎君 | 中村 重光君 |
|        | 上坂 昇君  | 関 晴正君  |
|        | 村山 喜一君 | 阿部 助哉君 |
|        | 和田 一仁君 | 小淵 正義君 |
|        | 小淵 正義君 | 和田 一仁君 |
|        | 竹中 修一君 | 佐々木義武君 |
|        | 村岡 兼造君 | 伊藤宗一郎君 |
|        | 阿部 助哉君 | 村山 喜一君 |
|        | 関 晴正君  | 上坂 昇君  |
|        | 中村 重光君 | 北山 愛郎君 |
| 予算委員   |        |        |
| 辭任     | 補欠     | 補欠     |
|        | 阿部 助哉君 | 村山 喜一君 |
|        | 草川 昭三君 | 大橋 敏雄君 |
|        | 村山 喜一君 | 阿部 助哉君 |
|        | 大橋 敏雄君 | 草川 昭三君 |
| 議院運営委員 |        |        |
| 辭任     | 補欠     | 補欠     |
|        | 甘利 正君  | 小杉 隆君  |
|        | 小杉 隆君  | 甘利 正君  |

昨二十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

[illegible]

一、昨二十九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

こどもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律案(内閣提出第五号)(参議院送付)

社会労働委員会 付託

(議案送付)

一、去る二十八日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(鉄道労働組合関係)(第九十二回国会内閣提出、本院継続審査)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(国鉄労働組合関係)(第九十二回国会内閣提出、本院継続審査)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(国鉄動力車労働組合関係)(第九十二回国会内閣提出、本院継続審査)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国鉄施設労働組合関係)(第九十二回国会内閣提出、本院継続審査)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国鉄動力車労働組合連合会関係)(第九十二回国会内閣提出、本院継続審査)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(国鉄千葉動力車労働組合関係)(第九十二回国会内閣提出、本院継続審査)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全通信労働組合関係)(第九十二回国会内閣提出、本院継続審査)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全日本郵

昭和五十五年十月三十日 衆議院會議録第十号 朗読を省略した議長の報告

政労働組合関係(第九十二回国会内閣提出、本院継続審査)

(議案通知書受領)

一、昨二十九日、参議院において次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案

一、昨二十九日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求める件(全国鉄動力車労働組合関係(第九十二回国会内閣提出、本院継続審査))

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求める件(国鉄労働組合関係(第九十二回国会内閣提出、本院継続審査))

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求める件(国鉄労働組合関係(第九十二回国会内閣提出、本院継続審査))

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求める件(全国鉄動力車労働組合関係(第九十二回国会内閣提出、本院継続審査))

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求める件(全国鉄動力車労働組合関係(第九十二回国会内閣提出、本院継続審査))

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求める件(全国鉄動力車労働組合関係(第九十二回国会内閣提出、本院継続審査))

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求める件(全国鉄動力車労働組合関係(第九十二回国会内閣提出、本院継続審査))

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求める件(全国鉄動力車労働組合関係(第九十二回国会内閣提出、本院継続審査))

勸業組合関係(第九十二回国会内閣提出、本院継続審査)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求める件(全日本郵政労働組合関係(第九十二回国会内閣提出、本院継続審査))

(答弁書受領)

一、去る二十八日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員稲葉誠一君提出「靖国神社問題」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員稲葉誠一君提出「自衛隊の海外派兵・日米安保条約等の問題」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員稲葉誠一君提出「自衛隊の海外派兵・日米安保条約等の問題」に関する質問に対する答弁書

「靖国神社問題」に関する質問主意書  
右の質問主意書を出す。

昭和五十五年九月三十日

提出者 稲葉 誠一

衆議院議長 福田 一 殿

「靖国神社問題」に関する質問主意書  
「靖国神社問題」に関して次の事項について質問する。

一 「信教の自由」と「政教分離の原則」を規定した現行憲法第二十条及び第八十九条は、その制定に多大の影響を与えたと思われるアメリカ合衆国憲法修正第一条「連邦議会は、法律により、国教の樹立を規定し、もしくは信教上の自由な行為を禁止することはできない」との規定より、さらに詳細、厳格なものがあり、世界各国憲法にもその比をみないといわれている。

1 何故かかる厳格な規定が設けられたか、その趣意について見解を示されたい。

2 現行憲法の右の規定は、戦前における国家と宗教との関係に対する否定的な歴史的事実がとらえられて、このような厳格な規定がなされたと思われる。この否定的な歴史的事実は、いかなるものなのか指摘されたい。

3 旧憲法下においては国家と宗教との関係、在り方が、  
イ 法的にどのように規定されていたか。  
ロ 政治制度上、社会制度上の現実は何のようであったのか。  
指摘されたい。

4 また「国家神道」とは何か。旧憲法下においてこれの取扱いはいかであったか。何故「国家神道」のみが「国教化」されるまでの特権的地位を与えられたのか。他宗教に対する弾圧の事例をその法的根拠を示して明らかにするなかで、詳細に説明されたい。

5 一九四五年、連合国軍最高司令部が發布した、いわゆる「神道指令」はどのような内容で、その今日にいたる効力の有無を明らかにされたい。

6 この「神道指令」は、どのような歴史的見地に立つて発布されたと考えられるか。また、「神道指令」の趣旨は憲法第二十条、第八十九条の規定において全面的に体现されていると解釈しても差し支えないか。

7 一九四六年の年頭詔書、いわゆる天皇の「人間宣言」は、この「神道指令」といかなる関連があつたのか、その有無を、それぞれの理由を述べて明示されたい。

8 憲法第二十条第三項に規定された「国及びその機関」とは、具体的にどのようなものをさすのか指摘されたい。また、そのなかには天皇も含まれるのか明らかにされたい。

二 「靖国神社」の成立過程及びその果たしてきた役割等に関して  
1 「靖国神社」が創建された当初の趣旨について明らかにし、以降第二次大戦の終戦にいたるまで、「靖国神社」が戦争において果たしてきた役割を具体的に示されたい。

2 第二次大戦の終戦を境にして、「靖国神社」のもつ政治的、法的性格は、どのようにして改変したと考えられるか、指摘されたい。

3 戦後、「靖国神社」の名称を改変しなかつた理由について述べられたい。

4 「靖国神社」への公式参拝、国家護持とは、具体的にどのような事実関係をもって示されるのか、定義されたい。  
また、公式参拝、国家護持はなぜ禁止されているのか、法的根拠を明示されたい。

5 「靖国神社」は現行憲法上、宗教団体と解されているのかどうかの見解を、宗教団体である・ないの両説のいずれにおいても、いかなる事実、法的根拠に基づいてなされるのか明示されたい。

6 右の質問との関連において、「靖国神社」が宗教団体であると解した場合、その国家護持を図るためにはどのような措置が必要であると考えるか、見解を示されたい。  
その際、例えば「靖国神社」の名称を変更することや宗教性を排除させるなどによつて国家護持が可能とした場合、それは、国が特定の宗教団体に介入することになり、「信教の自由」を犯したことにほならないのか、その見解をあわせて示されたい。

7 「靖国神社」の「国家護持法案」を政府提案することの意向の有無と、いかなる内容であれば、それは憲法違反にならないと考えているのか、具体的事例をあげて見解を示されたい。

三、現在、八月十五日武道館において「全国戦没者追悼式」が行われているが、  
1 主催者はどこであり、どのような形式・内容のもとに行われているのか、また、いかなる規定に基づいてこの時天皇は出席しているのか明らかにされたい。

2 これを「靖国神社」で行わないことの事由を憲法との関連で明示されたい。

3 一般的に、死者に対する「世俗的行事」、「宗教的行事」の差異について明示されたい。それを踏まえて、八月十五日武道館における

「戦没者追悼式」は右のいずれに該当すると考  
えられるかを明らかにされたい。  
その内容、形式、規模によつて差異が生じ  
てくるとすれば、その限界を示されたい。  
右質問する。

内閣衆議院第三号  
昭和五十五年十月二十八日

衆議院議長 福田 一殿  
衆議院議員稲葉誠一君提出「靖国神社問題」に關  
する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員稲葉誠一君提出「靖国神社問題」  
に關する質問に対する答弁書

一について  
1及び2 大日本帝国憲法においては、安寧秩  
序を妨げず臣民たるの義務に背かない限り  
において信教の自由を保障していたが、現行憲  
法は、信教の自由を實質的なものとするため、  
第二十条第一項前段及び第二項において信教  
の自由を保障した上、国その他の公の機關が  
宗教に介入し、又は関与することを排除する  
見地からいわれる政教分離の原則に基づく規  
定として同条第一項後段及び第三項並びに第  
八十九条の規定を設けたものである。  
3及び4 大日本帝国憲法は、「日本臣民ハ安  
寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル  
限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」(第二十八条)と  
規定し、宗教団体の地位及びこれに対する保  
護監督の關係等を規定していた。他方、「国  
家神道」は、いわゆる神道指令において神社  
神道と同義に用いられた語であるが、神社  
は、建国の大義に基づき皇祖皇宗の神靈を始  
めとし国家に功績のあつた諸神を祭祀するた  
め国家自ら設置するもので、神社は宗教では  
ないとして取り扱われていた。なお、神社を

保護するため、他の宗教に対する弾圧を行つ  
た事例についてはつまびらかでない。  
5 昭和二十年十二月十五日の連合国軍最高司  
令部によるいわゆる神道指令は、信教の自由  
の保障と政教分離の原則の徹底を図るため、  
国家等による神道の保証、支援の禁止等を指  
令したものであつて、今日においては失効し  
ている。

6 いわゆる神道指令においては、国家が公式  
に指定した宗教に対する信仰の強制から日本  
國民を解放する等のため指令する旨が述べら  
れている。また、憲法第二十条及び第八十九  
条の規定の解釈に当たつては、同指令に依拠  
することを要しない。  
7 いわゆる神道指令と新日本建設に關する詔  
書との関連はつまびらかでない。  
8 憲法第二十条第三項に規定する「国及びそ  
の機關」とは、国及び公共団体並びにそれら  
の行政機關その他の機關を意味し、天皇も含  
まれるものである。

二について  
1から3まで 靖国神社は、明治十二年に東京  
招魂社を改称したものであり、東京招魂社は  
東京九段坂上に戊辰以来の戦死の士を祭るも  
のとして営まれたものである。以来、今次大  
戦の終戦に至るまでの同神社は、戦没者等を  
祭神として祭つてきた。戦後、靖国神社は、  
所要の手續を経て、昭和二十一年、宗教法人  
となり、今日に至つてゐる。  
なお、靖国神社は、終戦直後、連合国軍最  
高司令部からその名称を変更するよう求めら  
れたようであるが、靖国神社側は、「靖国」は  
「安国」という意味で最も平和的な言葉である  
と説明し、名称存続の了解を得たと聞してい  
る。  
4 靖国神社への公式参拝とは公務員が公的な  
資格で参拝することを指し、国家護持とは、  
国が靖国神社の運営について、参予し、又は

国費を支出することを意味することが多いと  
考へてゐる。また、憲法上、これらの行為が  
問題となるのは、第二十条及び第八十九条と  
の關係である。  
5 靖国神社は、東京都知事所轄の宗教法人と  
なつており、憲法上の宗教団体である。  
6 靖国神社の国家護持とは国が靖国神社の運  
営について、参予し、又は国費を支出するこ  
とを意味するとすれば、国がそれらの行為を  
行うためには、靖国神社が宗教性をなくする  
ことが必要であると考ええる。  
なお、国が宗教団体に介入することができ  
ないことは当然である。

7 靖国神社法案については、これまで自由  
民主党の国会議員によつて国会に提出されて  
きたという経緯があるので、今後、この問  
題については、自由民主党における議論の推  
移を見守つてまいりたい。  
三について  
全国戦没者追悼式は政府が主催し、天皇皇后  
兩陛下に御臨席をお願いし、全国の戦没者遺族  
代表その他各界の代表等が参列し、黙とうを行  
い、追悼の辞を述べ、献花を行うこと等を内容  
としてゐる。  
また、全国戦没者追悼式は日本武道館で行つ  
てゐるが、これは、同館が、設備、収容能力、  
周辺の環境等の諸点から判断し、この式典を行  
うに最適な場所であるからである。  
なお、全国戦没者追悼式は、宗教的儀式を伴  
わない式典であり、憲法第二十条第三項の宗教  
的活動には該当しない。  
右答弁する。

自衛隊の海外派兵・日米安保条約等の問題に  
關する質問主意書  
右の質問主意書を提出する。

昭和五十五年十月七日 提出者 稲葉 誠一  
衆議院議長 福田 一殿  
自衛隊の海外派兵・日米安保条約等の問題  
に關する質問主意書

自衛隊の海外派兵・日米安保条約等の問題に  
關する質問主意書  
一 國際連合(以下「國連」と略す)は、その憲章  
第二十三条で安全保障理事会常任理事國に五カ  
國を指定しているが、加盟國間においては常任  
理事國の再編成、増加を求める声があると聞く  
が、

1 我が國は第二十三回總會・第二十四回總會  
において、常任理事國の再編成と自國の立候  
補(追加指定)について間接的な表現ではある  
が、唯一公式発言を行つてゐる。現在に至る  
まで日本がその支持を得られないのはどのよ  
うな理由によるかと考へてゐるか、加盟國間の  
反応とあわせてその見解を示されたい。  
2 右の五カ國のみを常任理事國として指定し  
た根拠はどこにあるかと考へてゐるか、見解を  
示されたい。  
二 國際紛争を解決するため國連がその「平和維  
持活動」として現実に編成したといふ「國連  
軍」に關し、  
1 いかなることを目的とする「國連軍」が編成  
され、どのような任務にあつたのか、過去の  
事例を挙げてカテゴリー別に説明されたい。  
2 その際、それらは國連憲章のどの章・条に  
当てはめられて編成されたのかを指摘されたい。  
3 右で示された「國連軍」に参加すると仮定し  
た場合、我が國憲法・国内法ではどのような  
制約・不備があると考へてゐるのかを指摘

昭和五十五年十月三十日 衆議院會議録第十号 朗読を省略した議長の報告

し、過去及び今後におけるその制約・不備を是正する意向の有無と、対応策の具体案について示されたい。

三 一般に、自衛権の行使・発動には必要性、違法性、均衡性を三要件にするといわれているが、我が国憲法第五十一条に規定する自衛権と、我が国憲法が認める自衛権との関連についての見解を示されたい。

2 我が国憲法・国内法でいう自衛権の境界の範囲及びその基準を示されたい。その際、限界を超えるとはいかなる事態をさすのかを説明されたい。

3 自衛隊の海外派兵・海外派遣をどのように定義づけるのか、それぞれの定義を、①実態上②法概念上明示されたい。

また、我が国憲法・国内法(特に自衛隊法)においてそれらは認められているのか、認められないとすればその条文のどこに文言によるのか。

4 将来において想定される自衛隊の海外派兵・海外派遣を具体的に説明されたい。

そのために我が国憲法・国内法上どのような措置が必要であると考えているのか、その具体案を示されたい。

5 我が国自衛隊の自衛権の発動・行使に伴う交戦権は認められるか。また、それと我が国憲法において否認されている交戦権とはどのように相違しているのか。

6 憲法において否認されている交戦権の有無は戦争上どのような差異、不利益を蒙らせると考えられるのか、指摘されたい。

四 日米安保条約に關し、  
1 日米安保条約締結以降今日に至るまでの政治・外交・軍事・経済等の諸点にわたつて、日本にとつてのプラス面、マイナス面を詳細に説明されたい。  
2 日米安保条約が果たしている戦争への抑止力(効果)はいかなるものか等を具体的に説明されたい。

明されたい。また、それを万全と考えてよいのか。

3 日米安保条約は片務協定であるが、これが双務協定になった場合、それは我が国憲法に違反するのか。違反するとすれば、どの条文のどこに違反するのか。

また、自衛隊法の改正だけで足りるとする見解に対してこれを否定するののか。

4 今まで日本が戦争・紛争に巻き込まれなかつたのは日米安保の効力によるのか、または、憲法第九条で戦争を放棄したこと起因するののか。

また、客観的にみて今まで戦後三十五年、日本が戦争・紛争に巻き込まれる危険性が現在存在したことがあるのか。

右質問する。

内閣衆議院第三第六号  
昭和五十五年十月二十八日  
内閣総理大臣 鈴木 善幸  
衆議院議長 福田 一殿

衆議院議員稲葉誠一君提出自衛隊の海外派兵・日米安保条約等の問題に關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕  
衆議院議員稲葉誠一君提出自衛隊の海外派兵・日米安保条約等の問題に關する質問に対する答弁書

一について  
1 我が国が安全保障理事会の常任理事国となるためには、国連憲章の改正が必要であるが、安全保障理事会の常任理事国は、国連憲章の改正について、いわゆる拒否権を有しており、一般的にいつて、国連憲章の改正に消極的ないし反対の立場をとつてゐる。また、その他の加盟国も、一般的にいつて、拒否権を行使し得る国が増加することに対しては、否定的な意見を有してゐる。

2 五か国を常任理事国と指定するとの構想は、昭和十九年のダンバートン・オークス会議において、主要連合国たる米国、英国、ソ連、中国の四か国により合意され、昭和二十年、サンフランシスコ会議において、参加連合国五十か国により受諾されたものである。

二について  
1 国連がその「平和維持活動」として編成したいわゆる「国連軍」には、大別して、通常、停戦監視団といわれる国連インド・パキスタン軍事監視団、国連パレスチナ休戦監視機構、国連レバノン監視団、国連西イリアン軍事監視団、国連イエメン監視団、国連インド・パキスタン監視団と、通常、平和維持軍といわれる第一次国連緊急軍、コンゴ国連軍、国連西イリアン保安隊、国連キプロス平和維持軍、第二次国連緊急軍、国連兵力分離監視軍、国連レバノン暫定軍とがある。これらのいわゆる「国連軍」の任務は個々の事例により異なるが、前者は、主として停戦の監視、停戦の違反行為についての安全保障理事会への報告を任務としており、後者は、主として停戦の監視、戦闘再開の防止、兵力分離し、国内治安の回復・維持を任務としてゐると承知してゐる。

なお、朝鮮国連軍は、憲章第七章(第三十九條)に基づき軍事的強制措置を主たる目的として編成されたものであり、ここにいう国連の「平和維持活動」としてのいわゆる「国連軍」とは別個のものであると聞いている。

2 いわゆる停戦監視団及びいわゆる平和維持軍は、安全保障理事会又は総会の決議に基づき、その都度設置されるものであつて、国連憲章上その設置についての具体的な規定はない。

昭和三十三年七月、当時の国連事務総長から国連レバノン監視団に対して十名の自衛隊員の派遣要請があつたが、我が国は、自衛隊員の派遣は、我が国の制度上認められず、これに応じ難い旨の回答をしたことがある。

3 いわゆる「国連軍」は、個々の事例によりその目的・任務が異なるので、それへの参加の可否を一律に論ずることはできないが、当該「国連軍」の目的・任務が武力行使を伴うものであれば、自衛隊がこれに参加することは憲法上許されないと考えてゐる。これに対し、当該「国連軍」の目的・任務が武力行使を伴わないものであれば、自衛隊がこれに参加することとは憲法上許されないわけではないが、現行自衛隊法上は自衛隊にそのような任務を与えていないので、これに参加することは許されないと考えてゐる。

我が国としては、国連の「平和維持活動」が国連の第一義的目的である国際的平和と安全の維持に重要な役割を果たしてゐると認識してゐる。このような観点から、国連の「平和維持活動」に対し、従来から実施してゐる財政面における協力に加え、現行法令下で可能な要員の派遣、資機材の供与による協力を検討して行きたいと考えてゐる。

三について  
1 国連憲章第五十一条は、国家が個別的又は集団的自衛の権利を有することを認めてゐる。しかし、我が国が集団的自衛権を行使することは憲法の認めてゐるところではないといふのが従来からの政府の考え方である。

2 我が国の自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解してゐる。

したがつて、例えば集団的自衛権の行使は、その範囲を超えるものであつて憲法上許されないと考えてゐる。また、いわゆる海外派兵については、次の3及び4において述べるとおりである。

3 及び4 従来、「いわゆる海外派兵とは、一般的にいへば、武力行使の目的をもつて武装した部隊を他国の領土、領海、領空に派遣する

に

に

に

に

に

に

に

に

に

ることである」と定義づけて説明されているが、このような海外派兵は、一般に自衛のための必要最小限度を超えるものであつて、憲法上許されないと考えている。したがつて、このような海外派兵について将来の想定はない。

これに対し、いわゆる海外派遣については、従来これを定義づけたことはないが、武力行使の目的をもたないで部隊を他国へ派遣することは、憲法上許されないわけではないと考へてゐる。しかしながら、法律上、自衛隊の任務、権限として規定されていないものについては、その部隊を他国へ派遣することはできないと考へてゐる。このような自衛隊の他国への派遣については、将来どうするかという具体的な構想はもっていない。

5 憲法第九條第二項は、「国の交戦権は、これを認めない」と規定しているが、ここには交戦権とは、戦いを交へる権利という意味ではなく、交戦国が国際法上有する種々の権利の総称であつて、相手国兵力の殺傷及び破壊、相手国の領土の占領、そこにおける占領行政、中立国船舶の臨検、敵性船舶の捕獲等を行うことを含むものであると解している。

他方、我が国は、自衛権の行使に当たつては、我が国を防衛するため必要最小限度の實力を行使することが当然認められてゐるのであつて、その行使は、交戦権の行使とは別のものである。

6 我が国は、自衛権の行使に当たつては我が国を防衛するため必要最小限度の實力を行使することを旨としてゐるのであるから、交戦権が認められてゐないことによつて不利益が生じるというようなものではない。

四について

1 我が国は、日米安保条約を基礎とする日米友好協力関係を我が国外交の基軸とし、民主主義と自由主義経済体制を共有する諸国の一

員として国際社会における我が国の地位を確立することにより、これらの諸国との間においてのみならず、体制を異にする諸国との間においても、積極的な外交を展開し得たのである。また、我が国は、このような外交努力と、日米安保体制を基調としつつ自衛力の整備を図ることから成る安全保障政策を進めることにより、平和と安全を維持してきた。このように安定した対外関係の確立と安全保障の確保があつてこそ、我が国は、内政の充実を図るとともに経済的發展を達成し得たと認識してゐる。更に、日米安保体制は、アジアにおける国際政治の基本的な枠組みの重要な柱として、我が国の安全保障のみならず、アジアひいては世界の平和と安全の維持にも寄与してゐるものと考へる。

以上のように、日米安保条約は、御指摘のような諸点にわたつて、我が国にとつて積極的な役割を果たしてきてゐると理解してゐる。

2 日米安保条約の抑止効果としては、同条約第五條に従ひ、米國が我が國を防衛することになつてゐることから、第三國としては我が國に対する武力攻撃を行うことを控へざるを得なくなるといつた効果がある。

我が國の安全保障を全うするためには、同条約の抑止効果を万全のものとするために、有事の際米國が来援しやすいように日米安保体制を平素から整備しておくとともに、米國が我が國を守ることは米國の利益でもあることについて米國民の一層の理解を得るような日米関係の實體を確保するようにすべきである。なお、我が國の自衛力の整備に努めるとともに、國際の平和及び安全を図るための外交的努力を強化することが肝要であることはいうまでもない。

3 御質問の趣旨が、我が國の集團的自衛権の行使を内容として含むような日米安保条約の

改正が許されるかということであれば、我が國が集團的自衛権を行使することは憲法上認められてゐないと解してゐるので、そのような改正は許されないと考へる。

4 我が國の平和憲法の理念に基づき國際的平和を希求して、そのための外交的努力をするとともに、同時に、我が國自ら自衛力を整備し、日米安保体制を効果的に運用することによつて、紛争を抑止してきたからであると考へる。

戦後今日まで我が國が戦争や紛争に現実に巻き込まれるような事態はなかつたと考へるが、これは、ひとえに右に述べたような、我が國の安全保障政策が當を得たものであつたからであると考へる。

右を答へる

(答弁通知書受領)  
一、去る二十八日、内閣から、衆議院議員大原亨君提出原爆被爆者に対する「國家補償の理念による援護法制定に関する質問」に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を必要とするため、昭和五十五年十一月八日まで答弁する旨の国会法第七十五條第二項後段の規定による通知書を受領した。

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案  
右  
国会に提出する。

昭和五十五年十月七日  
内閣総理大臣 鈴木 善幸

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案  
（労働者災害補償保険法の一部改正）

第一条 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第八條の次に次の一條を加へる。

第八條の二 年金たる保險給付の額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。

第十二條の二 「行なわれない」を「行わない」に改め、同條を第十二條の二とし、第十二條の次に次の一條を加へる。

第十二條の二 年金たる保險給付を受ける權利を有する者が死亡したためその支給を受ける權利が消滅したにもかかわらず、その死亡の日属する月の翌月以後の分として当該年金たる保險給付の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債權（以下この條において「返還金債權」という。）に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき保險給付があるときは、労働省令で定めるところにより、当該保險給付の支払金の金額を当該過誤払による返還金債權の金額に充當することができる。

第十二條の五 第二項中「差し押さへる」を「差し押さへる」に改め、同項に次のただし書を加へる。

ただし、年金たる保險給付を受ける權利を労働福祉事業団法（昭和三十三年法律第二百二十六号）の定めるところにより労働福祉事業団に担保に供する場合は、この限りでない。

第十六條の三 第四項第一号中「五十歳又は」を削る。

第二十三條第一項第二号中「就學の援護」の下に、「被災労働者及びその遺族が必要とする資金の貸付けによる援護」を加へ、同條第三項中「（昭和三十三年法律第二百二十六号）」を削る。

附則に次の十條を加へる。

第五十八條 政府は、当分の間、障害補償年金を受ける權利を有する者が死亡した場合において、その者に支給された当該障害補償年金及び当該障害補償年金に係る障害補償年金前

払一時金の額(その額が第六十四条第一項又は第六十五条第一項の規定により改定されたものである場合には、当該改定がされなかつたものとした場合に得られる額)の合計額が次の表の上欄に掲げる当該障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額に満たないときは、その者の遺族に對し、その請求に基づき、保険給付として、その差額に相当する額の障害補償年金差額一時金を支給する。

| 障害等級 | 額              |
|------|----------------|
| 第一級  | 給付基礎日額の二、三四〇日分 |
| 第二級  | 給付基礎日額の二、一九〇日分 |
| 第三級  | 給付基礎日額の二、〇五〇日分 |
| 第四級  | 給付基礎日額の九二〇日分   |
| 第五級  | 給付基礎日額の七九〇日分   |
| 第六級  | 給付基礎日額の六七〇日分   |
| 第七級  | 給付基礎日額の五六〇日分   |

障害補償年金差額一時金を受けることができる遺族は、次の各号に掲げる者とする。この場合において、障害補償年金差額一時金を受けるべき遺族の順位は、次の各号の順序により、当該各号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ、当該各号に掲げる順序による。

一 労働者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹  
二 前号に該当しない配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹  
三 障害補償年金差額一時金の支給を受ける権利は、五年を経過したときは、時刻によつて消滅する。

障害補償年金差額一時金は、遺族補償給付とみなして第十条の規定を、第十六条の六第二号の場合に支給される遺族補償一時金とみなして徴収法第十二条第三項及び第二十条第

一項の規定を適用する。

第十六条の三第二項並びに第十六条の九第一項及び第二項の規定は、障害補償年金差額一時金について準用する。この場合において、第十六条の三第二項中「前項」とあるのは「第五十八条第一項」と、「別表第一」とあるのは「同項」と読み替へるものとする。

第五十九条 政府は、当分の間、労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき身体に障害が存する場合における当該障害に關しては、障害補償年金を受ける権利を有する者に対し、その請求に基づき、保険給付として、障害補償年金前払一時金を支給する。

障害補償年金前払一時金の額は、前条第一項の表の上欄に掲げる当該障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額を限度として労働者省令で定める額とする。

障害補償年金前払一時金が支給される場合には、当該労働者の障害に係る障害補償年金は、各月に支給されるべき額の合計額が労働者省令で定める算定方法に従い当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

障害補償年金前払一時金の支給を受ける権利は、二年を経過したときは、時刻によつて消滅する。

障害補償年金前払一時金は、障害補償年金とみなして、徴収法第十二条第三項及び第二十条第一項の規定を適用する。

障害補償年金前払一時金の支給を受けた者に支給されるべき障害補償年金の支給が第三項の規定により停止されている間は、当該障害補償年金については、国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)第六十五条第二項(同法第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。)、児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第四条第三項第三

号ただし書並びに特別児童扶養手当等の支給に關する法律(昭和三十九年法律第三十四号)第三条第三項第二号ただし書及び第十七条第二号ただし書の規定は、適用しない。

第六十条 政府は、当分の間、労働者が業務上の事由により死亡した場合における当該死亡に關しては、遺族補償年金を受ける権利を有する遺族に對し、その請求に基づき、保険給付として、遺族補償年金前払一時金を支給する。

遺族補償年金前払一時金の額は、給付基礎日額の千日分に相当する額を限度として労働者省令で定める額とする。

遺族補償年金前払一時金が支給される場合には、当該労働者の死亡に係る遺族補償年金は、各月に支給されるべき額の合計額が労働者省令で定める算定方法に従い当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

遺族補償年金前払一時金の支給を受ける権利は、二年を経過したときは、時刻によつて消滅する。

遺族補償年金前払一時金は、遺族補償年金とみなして、徴収法第十二条第三項及び第二十条第一項の規定を適用する。

遺族補償年金前払一時金の支給を受けた者に支給されるべき遺族補償年金の支給が第三項の規定により停止されている間は、当該遺族補償年金については、国民年金法第六十五条第二項(同法第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。))並びに児童扶養手当法第四十二条第二号ただし書及び第三項第三号ただし書の規定は、適用しない。

第六十一条 政府は、当分の間、障害年金を受け権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給された当該障害年金及び当該障害年金に係る障害補償年金前払一時金の額(その額が第六十四条第二項において準用する同条第一項又は第六十五条第二項において読み替

えて準用する同条第一項の規定により改定されたものである場合には、当該改定がされなかつたものとした場合に得られる額)の合計額が第五十八条第一項の表の上欄に掲げる当該障害年金に係る障害等級に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額に満たないときは、その者の遺族に對し、その請求に基づき、保険給付として、その差額に相当する額の障害年金差額一時金を支給する。

障害年金差額一時金は、遺族補償給付とみなして、第十条の規定を適用する。

第十六条の三第二項、第十六条の九第一項及び第二項並びに第五十八条第二項及び第三項の規定は、障害年金差額一時金について準用する。この場合において、第十六条の三第二項中「前項」とあるのは「第六十一条第一項」と、「別表第一」とあるのは「同項」と読み替へるものとする。

第六十二条 政府は、当分の間、労働者が通勤により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき身体に障害が存する場合における当該障害に關しては、障害年金を受ける権利を有する者に対し、その請求に基づき、保険給付として、障害年金前払一時金を支給する。

障害年金前払一時金の額は、第五十八条第一項の表の上欄に掲げる当該障害年金に係る障害等級に応じ、第五十九条第二項に規定する労働者省令で定める額とする。

第五十九条第三項、第四項及び第六項の規定は、障害年金前払一時金について準用する。この場合において、同条第三項及び第六項中「障害補償年金」とあるのは、「障害年金」と読み替へるものとする。

第六十三条 政府は、当分の間、労働者が通勤により死亡した場合における当該死亡に關しては、遺族年金を受ける権利を有する遺族に對し、その請求に基づき、保険給付として、遺族年金前払一時金を支給する。

一六六

昭和五十五年十月三十日 衆議院會議録第十号

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正)

第二条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「第三十条第一項」を「第六十条の六第二号の場合に支給される遺族補償一時金、特定の業務に長期に従事することにより発生する疾病であつて労働省令で定めるものにかつた者(労働省令で定める事業の種類ごとに、当該事業における就労期間等を考慮して労働省令で定める者に限る。)に係る保険給付(以下この項及び第二十条第一項において「特定疾病にかつた者に係る保険給付」という。)及び労働保険法第三十条第一項に改め、「減じた額を加えた額」の下に「業務災害に関する年金たる保険給付に要する費用、特定疾病にかつた者に係る保険給付に要する費用その他の事情を考慮して労働省令で定める率(第二十条第一項において「調整率」という。)を乗じて得た額を加え、「百分の三十五」を「百分の四十」に改める。

第二十条第一項中「百分の二十五」を「百分の三十」に改め、同項各号中「保険給付」の下に「(労働保険法第十六条の六第二号の場合に支給される遺族補償一時金及び特定疾病にかつた者に係る保険給付を除く。)」を、「減じた額を加えた額」の下に「調整率を乗じて得た額」を加える。(労働福祉事業団法の一部改正)

第三条 労働福祉事業団法の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第一号中「運営」の下に「、年金たる保険給付を受ける権利を有する者に対する当該権利を担保とする小口の資金の貸付け」を加え、同項第二号中「行なう」を「行う」に改める。

第十九条の二第二項中「前条第一項第二号」を「前条第一項第一号及び第二号」に改める。

(船員保険法の一部改正)

第四条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第四十二条第一項、第四十二条ノ二及び第四十二条ノ三第三項中「支給ヲ受ケタル障害年金」の下に「(政令ヲ以テ定ムル部分ニ限ル)」を加える。

第五十条ノ三ノ二の次に次の一条を加える。

第五十条ノ三ノ三 第五十条第一項第二号又ハ第三号ニ該当シタルニ因リ支給スベキ遺族年金ノ支給ヲ受クル妻ガ五十五歳以上ナルトキ又ハ不具廢疾ニ因リ労働能力ナキトキハ同項第二号ニ該当シタル場合ニ在リテハ最終標準報酬月額ノ〇・一五五分ニ相当スル額ヲ同項第三号ニ該当シタル場合ニ在リテハ最終標準報酬月額ノ〇・三三分ニ相当スル額ヲ夫々第五十条ノ二第一項第二号又ハ第三号ノ遺族年金ノ額ニ加給ス但シ第五十条ノ三第一項ノ規定ニ依ル加給アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第五十条ノ八第一号中「支給ヲ受ケタル障害年金」の下に「(政令ヲ以テ定ムル部分ニ限ル)」を、「支給ヲ受ケタル遺族年金」の下に「(政令ヲ以テ定ムル部分ニ限ル)」を加え、同条第二号中「支給ヲ受ケタル遺族年金」の下に「(政令ヲ以テ定ムル部分ニ限ル)」を加える。

附則に次の十三項を加える。

職務上ノ事由ニ因リ障害年金、遺族年金又ハ傷病手当金ヲ受クベキ者ノ当該保険給付ニ付テハ当分ノ間労働者災害補償保険法第六十四条ノ規定ニ依リ障害補償年金、遺族補償年金又ハ傷病補償年金ノ額ノ改定ノ措置其ノ他ノ事情ヲ勘案シ政令ノ定ムル所ニ依リ其ノ額ヲ改定スルコトヲ得

職務上ノ事由ニ因リ障害手当金又ハ第四十二条乃至第四十二条ノ三若ハ第五十条ノ八ノ規定ニ依リ一時金(障害前払一時金又ハ遺族前払一時金ノ最高限度額ヲ含ム)ニ付テハ当分ノ間労働者災害補償保険法第六十五条ノ規定

ニ依リ障害補償一時金、障害補償年金差額一時金、障害補償年金前払一時金、遺族補償一時金又ハ遺族補償年金前払一時金ノ額ノ改定ノ措置其ノ他ノ事情ヲ勘案シ政令ノ定ムル所ニ依リ其ノ額ヲ改定スルコトヲ得

政府ハ当分ノ間第四十条第一項ノ規定ニ基ク職務上ノ事由ニ因リ障害年金(以下職務上障害年金ト称ス)ヲ受クベキ者ガ命令ヲ以テ定ムル期間内ニ請求ヲ為シタルトキハ命令ヲ以テ定ムル額ヲ障害前払一時金トシテ其ノ者ニ支給ス此ノ場合ニ於テ其ノ者ニ支給スル額ハ其ノ者ノ最終標準報酬月額ニ廃疾ノ程度ニ応ジ別表第一ノ三下欄ニ定ムル月数ヲ乗ジテ得タル額ヲ限度トス

政府ハ当分ノ間第五十条第一項第三号ノ規定ニ基ク遺族年金(以下職務上遺族年金ト称ス)ヲ受クベキ者ガ命令ヲ以テ定ムル期間内ニ請求ヲ為シタルトキハ命令ヲ以テ定ムル額ヲ遺族前払一時金トシテ其ノ者ニ支給ス此ノ場合ニ於テ其ノ者ニ支給スル額ハ其ノ者ノ最終標準報酬月額ノ三十六分ニ相当スル額(被保険者タリシ期間十五年以上ナル者ニ関シテハ十五年以上一年ヲ増ス毎ニ平均標準報酬月額ノ三十六分ヲ加ヘルモノトス)ヲ限度トス

前二項ニ定ムルモノノ外障害前払一時金及遺族前払一時金ノ請求ニ付必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

障害前払一時金又ハ遺族前払一時金ヲ支給スベキ場合ニ於テハ職務上障害年金又ハ職務上遺族年金ハ各月ニ支給スベキ額カラ夫々政令ヲ以テ定ムル額ヲ控除シタル額ノ合計額ガ命令ヲ以テ定ムル算定方法ニ從ヒ当該障害前払一時金又ハ当該遺族前払一時金ノ額ニ達スル迄ノ間当該控除シタル額ニ相当スル部分ニ付其ノ支給ヲ停止ス

障害前払一時金及遺族前払一時金ヲ受クル権利ハ二年ヲ経過シタルトキハ時効ニ因リテ消ス

減ス

障害前払一時金ハ第二十四条ノ二乃至第二十七条、第四十二条乃至第四十二条ノ三、第四十六条、第四十八条、第五十条ノ八、第五十九条及第五十九条ノ二ノ規定ノ適用ニ付テハ第四十条第一項ノ規定ニ依リ支給セラルル職務上ノ事由ニ因リ障害年金ト看做ス

遺族前払一時金ハ第二十三条ノ五、第二十四条ノ二乃至第二十七条、第五十条ノ八、第五十九条及第五十九条ノ二ノ規定ノ適用ニ付テハ第五十条第一項第三号ノ規定ニ依リ遺族年金ト看做ス

障害前払一時金又ハ遺族前払一時金ノ支給ヲ受ケタル為職務上障害年金又ハ職務上遺族年金ノ一部ノ支給ガ停止セララル間ニ於ケル当該職務上障害年金又ハ職務上遺族年金ニ付テノ国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第六十五条第三項(同法第七十九条の二第六項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ノ適用ニ付テハ其ノ額ノ一部ノ支給ガ停止セラレテイナイモノト看做ス

職務上障害年金ヲ受クベキ者ガ其ノ権利ヲ失ヒタル場合ニ於ケル第四十二条、第四十二条ノ二及第四十二条ノ三ノ規定ノ適用ニ付テハ当分ノ間第四十二条第一項、第四十二条ノ二及第四十二条ノ三第三項中「支給ヲ受ケタル障害年金」(政令ヲ以テ定ムル部分ニ限ル)ノ総額「トアルハ」(支給ヲ受ケタル障害年金(政令ヲ以テ定ムル部分ニ限ル)ノ総額)ヲ以テ定ムル部分ニ限ル)及障害前払一時金ノ総額(其ノ障害年金ノ額ガ附則第六項ノ規定ニ依リ改定セラレタルモノナルトキハ其ノ改定ナカリシモノト看做シテ算定シタル場合ノ其ノ障害年金及障害前払一時金ノ総額)トスルモノトシ第五十条第一項第二号又ハ第三号ノ規定ニ基ク遺族年金ヲ受クベキ者ガ其ノ権利ヲ失ヒタル場合ニ於ケル第五十条ノ八ノ規定ノ適用ニ付テハ当分ノ間同条第一号中「支給ヲ受ケタル障害年金」(政令ヲ以テ定ムル

部分ニ限ル)ト其ノ遺族ガ其ノ者ノ死亡ニ関シ支給ヲ受ケタル遺族年金(政令ヲ以テ定ムル部分ニ限ル)ト「合算額」トアルハ「支給ヲ受ケタル障害年金(政令ヲ以テ定ムル部分ニ限ル)及障害前払一時金並ニ其ノ遺族ガ其ノ者ノ死亡ニ関シ支給ヲ受ケタル遺族年金(政令ヲ以テ定ムル部分ニ限ル)ノ合算額」(其ノ障害年金又ハ遺族年金ノ額ガ附則第六項ノ規定ニ依リ改定セラレタルモノナルトキハ其ノ改定ナカリシモノト看做シテ算定シタル場合ノ其ノ障害年金、障害前払一時金及遺族年金ノ合算額)ト同条第二号中「支給ヲ受ケタル遺族年金政令ヲ以テ定ムル部分ニ限ル」トアルハ「支給ヲ受ケタル遺族年金(政令ヲ以テ定ムル部分ニ限ル)及遺族前払一時金ノ総額(其ノ遺族年金ノ額ガ附則第六項ノ規定ニ依リ改定セラレタルモノナルトキハ其ノ改定ナカリシモノト看做シテ算定シタル場合ノ其ノ遺族年金及遺族前払一時金ノ総額)トス被保険者若ハ被保険者タリシ者又ハ其ノ遺族(以下被保険者等ト称ス)ガ職務上障害年金又ハ職務上遺族年金(以下職務上年金ト称ス)ヲ受クベキ場合(当該職務上年金ヲ受クル権利ヲ有スルニ至ツタ時ニ当該職務上年金ニ係ル障害前払一時金又ハ遺族前払一時金(以下前払一時金ト称ス)ヲ請求スルコトヲ得ル場合ニ限ル)ニシテ同一ノ事由ニ付当該被保険者又ハ被保険者タリシ者ヲ使用シ又ハ使用シタル船舶所有者ヨリ民法其ノ他ノ法律ニ依ル損害賠償(以下単ニ損害賠償ト称ス)当該職務上年金ニヨリ填補セラルル損害ヲ填補スル部分ニ限ル)ヲ受クルコトヲ得ルトキハ当該損害賠償ニ付テハ当分ノ間次ニ定ムル所ニ依ルモノトス

一 船舶所有者ハ当該被保険者等ノ職務上年金ヲ受クル権利ガ消滅スル迄ノ間其ノ損害ノ発生時ヨリ当該職務上年金ニ係ル前払一時金ヲ受クベキ時迄ノ法定利率ニ依リ計算セラルル額ヲ合算シタル場合ニ於ケル当該

合算シタル額ガ当該前払一時金ノ最高限度額ニ相当スル額ト為ルベキ額(次号ノ規定ニ依リ損害賠償ノ責ヲ免レタル時ハ其ノ免レタル額ヲ控除シタル額)ノ限度ニ於テ其ノ損害賠償ノ履行ヲ為サザルコトヲ得

二 前号ノ規定ニ依リ損害賠償ノ履行ガ猶予セラレタル場合ニ於テ当該職務上年金(附則第十一項ノ規定ニ依リ其ノ一部ニ付支給ガ停止セララルル職務上年金ヲ除ク)又ハ前払一時金ノ支給ガ行ハレタルトキハ船舶所有者ハ其ノ損害ノ発生時ヨリ当該支給ガ行ハレタル時迄ノ法定利率ニ依リ計算セラルル額ヲ合算シタル場合ニ於ケル当該合算シタル額ガ当該職務上年金(同項ノ政令ヲ以テ定ムル額ニ相当スル部分ヲ除ク)又ハ前払一時金ノ額ト為ルベキ額ノ限度ニ於テ其ノ損害賠償ノ責ヲ免ル

被保険者等ガ被保険者又ハ被保険者タリシ者ヲ使用シ又ハ使用シタル船舶所有者ヨリ損害賠償ヲ受クルコトヲ得ル場合ニシテ職務上ノ事由ニ因ル保険給付(障害年金及遺族年金ニ付テハ政令ヲ以テ定ムル額ニ相当スル部分ニ限ル以下同ジ)ヲ受クベキトキ同一ノ事由ニ付損害賠償(当該被保険者ニ依リ填補セラルル損害ヲ填補スル部分ニ限ル)ヲ受ケタルキハ政府ハ其ノ価額ノ限度ニ於テ当該保険給付ヲ為サザルコトヲ得但シ前項ノ規定スル場合ニ於テ次ニ掲グル保険給付ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

一 職務上年金(政令ヲ以テ定ムル額ニ相当スル部分ニ付被保険者等ニ対シ各月ニ支給サルベキ額ノ合計額ガ命令ヲ以テ定ムル算定方法ニ従ヒ当該職務上年金ニ係ル前払一時金ノ最高限度額(当該前払一時金ノ支給ヲ受ケタルコトアリシ者ニ在リテハ当該支給ヲ受ケタル額ヲ控除シタル額トス)ニ相当スル額ニ達スル迄ノ間ニ付テノ当該政令ヲ以テ定ムル額ニ相当スル部分ニ限ル)

二 第四十二條第一項、第四十二條ノ二、第四十二條ノ三第三項又ハ第五十條ノ八ノ規定ニ依ル一時金

三 前払一時金

別表第一ノ三中「第五十條ノ八」の下に「附則第八項」を加ふる。

別表第三ノ二中「〇・六分」を「〇・九分」に、「一・三分」を「一・六分」に、「二・〇分」を「二・二分」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二條第三項の改正規定及び附則第七條第一項の規定 昭和五十五年十二月三十一日

二 第二条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第二十條第一項の改正規定及び附則第七條第二項の規定 昭和五十六年四月一日

三 第一条中労働者災害補償保険法第十二條の五第二項にただし書を加える改正規定、第二十三條の改正規定及び附則十條を加える改正規定(第五十八條、第五十九條、第六十一條、第六十二條、第六十五條第一項(障害補償年金差額一時金及び障害補償年金前払一時金に係る部分に限る)、同条第二項(障害年金差額一時金及び障害補償年金前払一時金に係る部分に限る)、同条第三項(障害年金差額一時金及び障害補償年金前払一時金に係る部分に限る)及び第六十七條に係る部分に限る)、第三條の規定、第四條中船員保険法第四十二條から第四十二條ノ三までの改正規定、第五十條ノ八の改正規定、附則第十三項を加える改正規定(附則第六項及び第七項(障害前払一時金及び遺族前払一時金の最高限度額に係る部分を除く)に係る部分を除く)及び別表第一ノ三の改正規定、次条第二項、第三項及び第六項の規定、附則第三條第一項の

規定、附則第四條第一項の規定、附則第八條(第一項を除く)の規定並びに附則第九條の規定 昭和五十六年十一月一日

(第一条の規定の施行に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という)前の期間に係る労働者災害補償保険法(以下「労災保険法」という)の規定による年金たる保険給付の額及び施行日前に発生した第一条の規定による改正後の労災保険法(以下「新労災保険法」という)第十二條の二に規定する返還金債権については、なお従前の例による。

2 新労災保険法第五十八條及び第六十一條の規定は、昭和五十六年十一月一日以後に労災保険法の規定による障害補償年金又は障害年金を受ける権利を有する者が死亡した場合について適用する。

3 新労災保険法第五十九條及び第六十二條の規定は、労働者が業務上の事由又は通勤により負傷し、又は疾病にかかり、昭和五十六年十一月一日以後に治つたとき身体に障害が存する場合について適用する。

4 新労災保険法第六十五條の規定は、昭和四十九年十一月一日以後に支給すべき事由が生じた新労災保険法の規定による障害補償一時金、遺族補償一時金及び遺族補償年金前払一時金(労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第 号。以下「昭和五十五年改正法」という)附則第十條の規定による改正前の労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第百三十号。以下「旧昭和四十年改正法」という)附則第四十二條第一項の規定により支給された一時金を含む)並びに障害一時金、遺族一時金及び遺族年金前払一時金(昭和五十五年改正法附則第十一條の規定による改正前の労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第八十五号。以下「旧昭和四十八年改正法」という)附則第四條第一項の規定により支給された一時金を含

昭和五十五年十月三十日 衆議院会議録第十号 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

一七一

む。について適用する。

5 新労災保険法第六十六条の規定は、施行日以後において支給すべき事由が生じた労災保険法の規定による遺族補償一時金及び遺族一時金について適用する。この場合において、施行日から昭和五十六年十月三十一日までの間における新労災保険法第六十六条の規定の適用について

は、同条第一項中「遺族補償年金前払一時金の額（その額が第六十四条第一項又は第六十五条第一項の規定により改定されたものである場合には、当該改定がされなかつたものとした場合に得られる額）」とあるのは「遺族補償年金前払

一時金の額」と、同条第二項中遺族年金前払一時金の額（その額が第六十四条第二項において準用する同条第一項又は第六十五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定により改定されたものである場合には、当該改定がされなかつたものとした場合に得られる額）」とあるのは「遺族年金前払一時金の額」とする。

6 新労災保険法第六十七条の規定は、昭和五十六年十一月一日以後に発生した事故に起因する損害について適用する。

第三条 旧昭和四十年改正法附則第四十一条の規定によりされた障害補償年金の額の改定は、新労災保険法第六十四条第一項の規定によりされた改定とみなして、新労災保険法第五十八条第一項の規定を適用する。

2 旧昭和四十年改正法附則第四十二條第一項の規定により支給された一時金は、新労災保険法第六十條第一項の規定により支給された遺族補償年金前払一時金とみなして、同条第三項、第五項及び第六項の規定を適用する。

第四条 旧昭和四十八年改正法附則第三条の規定により旧昭和四十年改正法附則第四十一条の規定の例によりされた障害年金の額の改定は、新労災保険法第六十四条第二項において準用する同条第一項の規定によりされた改定とみなす。

用する。

旧昭和四十八年改正法附則第四条第一項の規定により支給された一時金は、新防災保険法第六十三條第一項の規定により支給された遺族年金前払一時金とみなして、同条第三項において読み替えて準用する新防災保険法第六十條第三項及び第六項の規定を適用する。

第五條 昭和三十九年改正法附則第四十一條の規定によりされた障害補償年金、遺族補償年金又は傷病補償年金の額の改定は、新労災保険法第六十四條第一項の規定によりされた改定とみなして、同項後段の規定を適用する。

り旧昭和四十年改正法附則第四十一条の規定の例によりされた障害年金、遺族年金又は傷病年金の額の改定は、新労災保険法第六十四条第二項において準用する同条第一項の規定によりされた改定とみなして、同条第二項において準用する同条第一項後段の規定を適用する。

第六條 旧昭和四十年改正法附則第四十二條第一項の規定により支給された一時金は新労災保険法第六十條第一項の規定により支給された遺族

補償年金前払一時金と、旧昭和四十年改正法附則第四十一条の規定によりされた遺族補償年金の額の改定は新勞災保険法第六十四条第一項の規定によりされた改定と、附則第十二条の規定による改正前の労働者災害補償保険法等の一部

を改正する法律（昭和四十九年法律第百十五号。以下「旧昭和四十九年改正法」という。）附則第四条第一項の規定によりされた改定で旧昭和四十九年改正法附則第四十二条第一項の規定により支給された一時金の額につきされた改定は

新労災保険法第六十五条第一項の規定により改定とそれぞれみなして、新労災保険法第六十六条第一項の規定により読み替えて適用する新労災保険法第十六条の六第二号の規定を適用する。

2 旧昭和四十八年改正法附則第四条第一項の規

定により支給された一時金は新労災保険法第六十三條第一項の規定により支給された遺族年金前払一時金と、旧昭和四十八年改正法附則第三條の規定により旧昭和四十年改正法附則第四十條の規定により与えられた遺族年金の額の改定は新労災保険法第六十四條第二項において準用する同條第一項の規定によりされた改定と、旧昭和四十九年改正法附則第四條第二項において読み替へて準用する同條第一項の規定によりされた改定で旧昭和四十八年改正法附則第四條第一項の規定により支給された一時金の額につきされた改定は新労災保険法第六十五條第二項において読み替へて準用する同條第一項の規定によりされた改定とそれぞれみなして、新労災保険法第六十六條第二項の規定により読み替へて適用する新労災保険法第十六條の六第二号の規定を適用する。

（第二十一条の規定の施行に伴う経過措置）

第七条 昭和五十五年十二月三十一日において、

労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下「徴収法」という。）第三条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業に關する第二条の規定による改正後の徴収法第十二条第三項の規定の適用については、同項中「遺族補償一時金」とあるのは「遺族補償一時金」（昭和五十五年十二月三十一日後に支給すべき

事由が生じたものに限る。」と、「(以下この項及び第二十条第一項において「特定疾病にかかつた者」とあるのは「(以下この項において「特定疾病にかかつた者」に係る保険給付」という。)」とあるのけつた者に係る保険給付」とい、同日後の期間に係るに係る保険給付」とい、同日後の期間に係るに係る保険給付及び同日後に支給すべき事由中

が生じた年金たる保険給付以外の保険給付に限る。」と、「乗じて得た額」とあるのは「乗じて得た額（一般保険料又は第一種特別加入保険料の額の算定の基礎となつた期間のうちに同日以前の期間がある場合には、同日以前の期間に係る一般保険料の額から通動災害に係る率に應ずる

部分の額を減じた額と第一種特別加入保険料の額から通勤災害に係る率に應ずる部分の額を減じた額とを合算した額に同日後の期間に係る一般保険料の額から通勤災害に係る率に應ずる部分の額を減じた額と第一種特別加入保険料の額から通勤災害に係る率に應ずる部分の額を減じた額とを合算した額に調整率を乗じて得た額を加えた額」と、「同日を」とあるのは「十二月三十一日を」とする。

徴収法第二十条第一項の労働省令で定める有期事業であつて、昭和五十六年四月一日前に徴収法第三条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係が成立したものに係る確定保険料の額については、なお従前の例による。

(第四條の規定の施行に伴う経過措置)  
第八條 施行日の属する月前の月分の船員保険法、第五十條ノ三の規定により加給する額については、なお従前の例による。  
第四條の規定による改正後の船員保険法（以下「新法」という。）の施行期日は、昭和五十八年四月一日とする。

「新船員保険法」という。陳則第八項の規定は、船員保険の被保険者が職務上の事由（船員は、船員保険の第二十三条ノ七第二項に規定する通勤を含む。以下同じ。）により負傷し又は疾病にかかり、昭和五十六年十一月一日以後に治つたときにおいて廃疾の状態にある場合について適用する。

3 新船員保険法附則第九項の規定は、船員保険の被保険者又は被保険者であつた者が昭和五十六年十一月一日以後に職務上の事由により死亡した場合について適用する。

4 新船員保険法附則第十七項及び第十八項の規定は、昭和五十六年十一月一日以後に発生した

事故に起因する損害について適用する。

第九条 附則第十四条の規定による改正前の船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第七十二号）附則第五条の規定により行われた職務上の事由による障害年金又は遺族年金の額の改定は、新船員保険法附則第六項の規定に

より行われた改定とみなして、新船員保険法附則第十六項の規定を適用する。

（労働者災害補償保険法の一部を改正する法律等の一部改正）

第十条 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

附則第四十条から第四十二条までを次のように改める。

第四十条から第四十二条まで 削除

附則第四十三条第三項ただし書中「前条」を「労働者災害補償保険法第六十条」に改める。

第十一条 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三条及び第四条を次のように改める。

第三条及び第四条 削除

附則第五条第二項中「労働保険法第二十二條の四第三項において準用する労働保険法第十六條の二（以下「労働保険法」という。）第二十二條の四第三項において準用する労働保険法第十六條の二第一項第四号」に改め、同条第二項中「昭和四十年改正法」を「労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第三十号）」に、「前条」を「第六十条」に、「昭和四十八年改正法附則第四條」を「第六十三條」に改める。

第十二条 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「及び附則第四條」を削除。

附則第四条及び第五条を次のように改める。

第四条及び第五条 削除

第十三条 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十條中「昭和四十年改正法附則第四十

二条第一項を「労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第三十二号）附則第二十六條において「昭和五十一年改正法」という。）附則第十條の規定による改正前の昭和四十年改正法附則第四十二條第一項」に改める。

附則第二十六條中「労働者災害補償保険法の一部を改正する法律」を「昭和五十一年改正法附則第十一條の規定による改正前の労働者災害補償保険法の一部を改正する法律」に改める。

第十四条 船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

附則第五條を削る。

第十五条 船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第九十号）の一部を次のように改正する。

附則第三條を次のように改める。

第三條 削除

第十六条 附則第二條から第九條までに規定するもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

理由

最近における社会経済情勢にかんがみ、労働者の業務災害又は通勤災害に關し、遺族に対して支給する年金額の引上げ、年金たる保険給付等の額の自動的改定要件の緩和その他労働者災害補償保険及び船員保険による保険給付の内容を改善整備するとともに、これらの保険給付と民事損害賠償との調整に關して定める等の必要がある。これら、この法律案を提出する理由である。

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に關する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、労働者の業務災害又は通勤災害に關

し、遺族に対して支給する年金額の引上げ、年金たる保険給付等の額のスライドの発動要件の緩和その他労働者災害補償保険及び船員保険による保険給付の内容を改善整備するとともに、保険給付と民事損害賠償との調整に關して定めようとするもので、その要旨は次のとおりである。

（一）労働者災害補償保険

1 遺族補償年金に關して、遺族が一人から四人の場合の給付額を遺族の人数の区分に応じて各々引き上げること。

2 障害補償年金の受給権者が死亡した場合に關して、既に支給された障害補償年金の合計額が障害等級に応じて定められた一定額に満たないときは、その額との差額の障害補償年金差額一時金をその遺族に対し支給すること。

3 障害補償年金の受給権者が希望する場合に關して、障害等級に応じて定められた一定額の範囲内で障害補償年金前払一時金を支給すること。

4 年金たる保険給付等の額のスライドの発動要件に關して、賃金水準の変動幅を六パーセント（現行十パーセント）を超える場合に改めること。

5 通勤災害に關する保険給付の内容等について、前各号と同様の改善を行うこと。

6 労働福祉事業として、年金たる保険給付を受ける権利を担保として小口資金の貸付けを行うことができることとする。

7 障害補償年金、遺族補償年金、障害年金又は遺族年金の受給権者が同一の事由について事業主から民事損害賠償を受けることができる場合においては、労災保険給付とそれと重複する部分の民事損害賠償とを調整するための規定を整備すること。

8 メリット（事業場）の災害率による保険料の調整の調整幅の最高限度を、継続

事業については四十パーセント（現行三十五パーセント）、有期事業については三十パーセント（現行二十五パーセント）に拡大すること。

（二）船員保険

船員保険の職務上の事由による保険給付の内容等についても、おおむね労働者災害補償保険の改正に準じた改善整備を行うこと。

（三）施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

ただし、継続事業のメリットに係る改正については昭和五十一年十二月三十一日から、有期事業のメリットに係る改正については昭和五十六年四月一日から、障害補償年金差額一時金、障害補償年金前払一時金、障害年金差額一時金、障害年金前払一時金、年金を担保とする貸付制度の創設及び保険給付と民事損害賠償との調整規定の整備については同年十一月一日から、それぞれ施行すること。

二 議案の修正議決理由

最近における社会経済情勢にかんがみ、遺族補償年金の引上げ、スライド発動要件の緩和等保険給付の内容を改善するとともに、労働保険給付と民事損害賠償との調整規定を整備することとは、時宜に適合するものと認めるが、なお、民事損害賠償を受けた場合の保険給付の調整は労働者災害補償保険審議会の議を経て定める基準により行うこと並びにスライド制及び遺族に対して支給する年金額の引上げに係る規定を適用すること等について、自由民主党湯川宏君、日本社会党森井忠良君、公明党・国民会議平石磨作太郎君、民社党・国民連合米沢隆君、新自由クラブ石原健太郎君及び社会民主連合菅直人君より六党共同提案にかかる修正案が提出され、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した。

昭和五十五年十月三十日 衆議院會議録第十号 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

なお、本案に対して、日本共産党浦井洋君外一名より民事損害賠償と保険給付との調整規定の削除等と内容とする修正案が提出されたが、賛成少数をもつて否決された。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和五十五年労働者災害補償特別会計(労働省所管)の労災勘定に給付改善のための経費として百三十一億八千五百万円、昭和五十五年労働者災害補償特別会計(厚生省所管)に給付改善のための経費として五億三千三百万円が、それぞれ計上されている。

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して藤尾労働大臣より、浦井洋君外一名提出にかかる修正案に対して「反対である。」旨の意見が述べられた。

昭和五十五年十月二十八日

社会労働委員長 山下 徳夫

衆議院議長 福田 一殿

(別紙)

(小字及び一は修正)

(労働者災害補償保険法の一部改正)

第一条 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の一条を加える。

第八条の二 年金たる保険給付の額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。

第十二条の二 中「行わない」を「行わない」に改め、同条を第十二条の二とし、第十二条の次に次の一条を加える。

第十二条の二 年金たる保険給付を受ける権利を有する者が死亡したためその支給を受ける

権利が消滅したにもかかわらず、その死亡の日以前に属する月の翌月以後の分として当該年金たる保険給付の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権(以下この条において「返還金債権」という。)に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき保険給付があるときは、労働省令で定めるところにより、当該保険給付の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当することができる。

第十二条の五第二項中「差し押さえる」を「差し押さえる」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、年金たる保険給付を受ける権利を労働福祉事業団法(昭和三十三年法律第百二十六号)の定めるところにより労働福祉事業団に担保に供する場合、この限りでない。

第十六条の三第四項第一号中「五十歳又は」を削る。

第二十三条第一項第二号中「就学の援護」の下に「被災労働者及びその遺族が必要とする資金の貸付けによる援護」を加え、同条第三項中「昭和三十三年法律第百二十六号」を削る。

附則に次の十条を加える。

第五十八条 政府は、当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給された当該障害補償年金及び当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の額(その額が第六十四条第一項又は第六十五条第一項の規定により改定されたものである場合には、当該改定がされなかつたものとした場合に得られる額)の合計額が次の表の上欄に掲げる当該障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額に満たないときは、その者の遺族に対し、その請求に基づき、保険給付として、その差額に相当する額の障害補償年金差額一時金を支給する。

| 障害等級 | 額              |
|------|----------------|
| 第一級  | 給付基礎日額の二、三四〇日分 |
| 第二級  | 給付基礎日額の二、一九〇日分 |
| 第三級  | 給付基礎日額の二、〇五〇日分 |
| 第四級  | 給付基礎日額の九二〇日分   |
| 第五級  | 給付基礎日額の七九〇日分   |
| 第六級  | 給付基礎日額の六七〇日分   |
| 第七級  | 給付基礎日額の五六〇日分   |

障害補償年金差額一時金を受けることができる遺族は、次の各号に掲げる者とする。この場合において、障害補償年金差額一時金を受けるべき遺族の順位は、次の各号の順序により、当該各号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ、当該各号に掲げる順序による。

一 労働者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

二 前号に該当しない配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

障害補償年金差額一時金の支給を受ける権利は、五年を経過したときは、時効によつて消滅する。

障害補償年金差額一時金は、遺族補償給付とみなして第十條の規定を、第十六条の六第二号の場合に支給される遺族補償一時金とみなして徴収法第十二条第三項及び第二十條第一項の規定を適用する。

第十六条の三第二項並びに第十六条の九第一項及び第二項の規定は、障害補償年金差額一時金について準用する。この場合において、第十六条の三第二項中「前項」とあるのは「第五十八條第一項」と、「別表第一」とあるのは「同項」と読み替へるものとする。

第五十九条 政府は、当分の間、労働者が業務

上負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき身体に障害が残存する場合における当該障害に關しては、障害補償年金を受ける権利を有する者に対し、その請求に基づき、保険給付として、障害補償年金前払一時金を支給する。

障害補償年金前払一時金の額は、前条第一項の表の上欄に掲げる当該障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額を限度として労働省令で定める額とする。

障害補償年金前払一時金が支給される場合には、当該労働者の障害に係る障害補償年金は、各月に支給されるべき額の合計額が労働省令で定める算定方法に従い当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

障害補償年金前払一時金の支給を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

障害補償年金前払一時金は、障害補償年金とみなして、徴収法第十二条第三項及び第二十條第一項の規定を適用する。

障害補償年金前払一時金の支給を受けた者に支給されるべき障害補償年金の支給が第三項の規定により停止されている間は、当該障害補償年金については、国民年金法(昭和三十三年法律第百四十一号)第六十五條第二項(同法第七十九條の二第六項において準用する場合を含む。)、児童扶養手当法(昭和三十三年法律第百三十八号)第四條第三項第三号ただし書並びに特別児童扶養手当等の支給に關する法律(昭和三十三年法律第百三十四号)第三條第三項第二号ただし書及び第十七條第二号ただし書の規定は、適用しない。

第六十條 政府は、当分の間、労働者が業務上の事由により死亡した場合における当該死亡に關しては、遺族補償年金を受ける権利を有する遺族に対し、その請求に基づき、保険給

付として、遺族補償年金前払一時金を支給する。

遺族補償年金前払一時金の額は、給付基礎日額の千日分に相当する額を限度として労働省令で定める額とする。

遺族補償年金前払一時金が支給される場合には、当該労働者の死亡に係る遺族補償年金は、各月に支給されるべき額の合計額が労働省令で定める算定方法に従い当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

遺族補償年金前払一時金の支給を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

遺族補償年金前払一時金は、遺族補償年金  
とみなして、徴収法第十二条第三項及び第二  
十条第一項の規定を適用する。

遺族補償年金前払一時金の支給を受けた者に支給されるべき遺族補償年金の支給が第三項の規定により停止されている間は、当該遺

族補償年金については、国民年金法第六十五条第二項（同法第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。）並びに児童扶養手当法第四条第二項第二号ただし書及び第三項第三号ただし書の規定は、適用しない。

第六十一条 政府は、当分の間、障害年金を受

ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給された当該障害年金及び当該障害年金に係る障害年金前払一時金の額（その額が第六十四条第二項において準用する同条第一項又は第六十五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定により改定されたものである場合には、当該改定がされなかつたものとした場合に得られる額）の合計額が第五十八条第一項の表の上欄に掲げる当該障害年金に係る障害等級に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額に満たないときは、その者の遺族に対し、その請求に基づ

き、保険給付として、その差額に相当する額の障害年金差額一時金を支給する。

障害年金差額一時金は、遺族給付とみなして、第十条の規定を適用する。

第十六条の三第二項、第十六条の九第一項及

び第二項並びに第五十八条第二項及び第三項の規定は、障害年金差額一時金について準用する。この場合において、第十六条の三第二項中「前項」とあるのは「第六十一条第一項」と、「別表第一」とあるのは「同項」と読み替へるものとする。

第六十二条 政府は、当分の間、労働者が通勤により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき身体に障害が存する場合における当該障害

に關しては、障害年金を受ける權利を有する者に対し、その請求に基づき、保険給付として、障害年金前払一時金を支給する。

障害年金前払一時金の額は、第五十八条第一項の表の上欄に掲げる当該障害年金に係る障害等級に応じ、第五十九条第二項に規定す

る労働省令で定める額とする。

第五十九条第三項、第四項及び第六項の規定は、障害年金前払一時金について準用する。この場合において、同条第三項及び第六項中「障害補償年金」とあるのは、「障害年金」と読み替えるものとする。

第六十三條 政府は、當分の間、労働者が通勤により死亡した場合における当該死亡に關しては、遺族年金を受ける權利を有する遺族に對し、その請求に基づき、保險給付として、遺族年金前払一時金を支給する。

遺族年金前払一時金の額は、第六十条第二項に規定する労働省令で定める額とする。

第六十条第三項、第四項及び第六項の規定は、遺族年金前払一時金について準用する。

この場合において、同条第三項中「遺族補償年金」とあるのは「遺族年金」と、同条第六項中「遺族補償年金の」とあるのは「遺族年

金の」と、「当該遺族補償年金」とあるのは「当該遺族年金」と読み替えるものとする。

第六十四条 障害補償年金、遺族補償年金又は傷病補償年金の支給を受ける労働者又はその遺族については、政府は、当分の間、労働省

令で定めるところにより、当該保険年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この項において同じ。）における平均給与額（労働省において作成する毎月勤労統計における全産業の労働者一人当たりの平均給与額をいう。以下この項において同じ。）が当該負

傷し、又は疾病にかつた日の属する保険年度における平均給与額の百分の百六を超え、又は百分の九十四を下るに至つた場合におい

て、その状態が継続すると認めるときは、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌保険年度の八月以降の当該障害補償年

金、遺族補償年金又は傷病補償年金の額を改定して支給する。改定後の障害補償年金、遺族補償年金又は傷病補償年金の額の改定につ

いても、これに準ずる。

前項の規定は、障害年金、遺族年金又は傷病年金の支給を受ける労働者又はその遺族について準用する。

第六十五条 障害補償一時金、障害補償年金差額一時金若しくは障害補償年金前払一時金又

は遺族補償一時金若しくは遺族補償年金前払一時金については、当分の間、当該支給すべき事由につき障害補償年金又は遺族補償年金が支給されるものとみなしてこれらの年金に、ついで前条第一項の規定を適用した場合に、

當該支給すべき事由が生じた時にこれらの年金の額の改定に用いることとなる率と同一の率により、これらの一時金の額を改定するものとする。

前項の規定は、障害一時金、障害年金差額一時金若しくは障害年金前払一時金又は遺族一時金若しくは遺族年金前払一時金について

準用する。この場合において、同項中「障害補償年金又は遺族補償年金」とあるのは、「障害

年金又は遺族年金」と、「前条第一項」とあるのは「前条第二項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

第六十六條 遺族補償年金を受ける権利を有する者の権利が消滅した場合における第十六條の六の規定の適用については、当分の間、同條第二号中「遺族補償年金の額」とあるのは、「遺族補償年金及び遺族補償年金前払一時金の額」の額が第六十四條第一項又は第六十條第一項の規定により改定されたものである。

王多第一項の規定は、日本定されたものとする場合には、当該規定がされなかつたものとした場合に得られる額」とする。

消滅した場合における第二十二條の四第三項において読み替えて準用する第十六條の六の規定の適用については、當分の間、同條第三

号中「当該労働者の死亡に關し支給された遺族年金の額」とあるのは、「当該労働者の死亡に關し支給された遺族年金及び遺族年金前払

一時金の額（その額が第六十四条第二項において準用する同条第一項又は第六十五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定により改定されたものである場合には、当該改定がされなかつたものとした場合に得られる額」とする。

第六十七条 労働者又はその遺族が障害補償年金若しくは遺族補償年金又は障害年金若しくは遺族年金(以下この条において「年金給付」という。)を受けるべき場合(当該年金給付を受ける権利を有することとなつた時に、当該

年金給付に係る障害補償年金前払一時金若しくは遺族補償年金前払一時金又は障害年金前払一時金若しくは遺族年金前払一時金（以下この条において「前払一時金給付」という。）を請求することができる場合に限る。）であつて、同一の事由について、当該労働者を使用している事業主又は使用していた事業主から

一 事業主は、当該労働者又はその遺族の年金給付を受ける権利が消滅するまでの間、その損害の発生時から当該年金給付に係る前払一時金給付を受けるべき時までの法定利率により計算される額を合算した場合における当該合算した額が当該前払一時金給付の最高限度額に相当する額となるべき額（次号の規定により損害賠償の責めを免れたときは、その免れた額を控除した額）の限度で、その損害賠償の履行をしないことができる。

労働者又はその遺族が、当該労働者を使用している事業主又は使用していた事業主から損害賠償を受けることができる場合であつて、保険給付を受けるべきときに、同一の事由について、損害賠償（当該保険給付によつてん補される損害をてん補する部分に限る。）を受けたときは、政府は、○労働者災害補償保険法（昭和四十七年法律第六十号）第二十六条第一項の規定する年金給付を受けるべき場合において、次に掲げる保険給付については、この限りでない。

二 障青補償年金差額一時金及び第十六条の六第二号の場合に支給される遺族補償一時金並びに障青年金差額一時金及び第二十二條の四第三項において読み替えて準用する第十六條の六第二号の場合に支給される遺族一時金

別表第一遺族補償年金の項中「給付基礎日額に三百六十五を乗じて得た額(以下「給付基礎年

「額」という。）の百分の三十五に相当する額」を「給付基礎日額の二一五分」に、「給付基礎日額の百分の四十五に相当する額」とし、五十歳以上の五十五歳未満の妻（当該労働省令で定める廃疾の状態にある妻を除く。）にあつては給付基礎年額の百分の四十に相当する額」を「給付基礎日額の二一五分」に、「給付基礎年額の百分の五十分」に相当する額」を「給付基礎日額の二一五分」に、「給付基礎年額の百分の五十六に相当する額」を「給付基礎日額の二二二分」に、「給付基礎年額の百分の六十二に相当する額」を「給付基礎日額の二二〇二分」に、「給付基礎年額の百分の六十七に相当する額」を「給付基礎日額の二二五分」に改める。

四條 船員保險法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第四十二條第一項、第四十二條ノ二及び第四十二條ノ三第三項中「支給ヲ受ケタル障害年金」の下に「(政令ヲ以テ定ムル部分ニ限ル)」を加ふる。

第三号ニ該当シタルニ因リ支給スベキ遺族年金ノ支給ヲ受クル妻ガ五十五歳以上ナルトキ又ハ不具疾ニ因リ労働能力ナキトキハ同項第二号ニ該当シタル場合ニ在リテハ最終標準報酬月額ノ〇・一五百分ニ相当スル額ヲ同項

第三号ニ該当シタル場合ニ在リテハ最終標準報酬月額ノ〇・三月分ニ相当スル額ヲ夫々第五十条ノ二第一項第二号又ハ第三号ノ遺族年金ノ額ニ加給ス但シ第五十条ノ三第一項ノ規定ニ依ル加給アルトキハ此ノ限ニ在ラズ第五十条ノ八第一号中「支給ヲ受ケタル障害

年金」の下に「政令ヲ以テ定ムル部分ニ限ル」を、「支給ヲ受ケタル遺族年金」の下に「政令ヲ以テ定ムル部分ニ限ル」を加え、同条第二号中「支給ヲ受ケタル遺族年金」の下に「政令ヲ以テ定ムル部分ニ限ル」を加える。

附則に次の十三項を加ふる。  
職務上ノ事由ニ因ル障害年金、遺族年金又ハ  
傷病手当金ヲ受クベキ者ノ当該保険給付ニ付  
テハ当分ノ間勞働者災害補償保險法第六十四  
条ノ規定ニ依ル障害補償年金、遺族補償年金  
又ハ傷病補償年金ノ額ノ改定ノ措置其ノ他ノ

事情ヲ觀案シ政令ノ定ムル所ニ依リ其ノ弊ヲ  
改定スルコトヲ得

定ニ依ル一時金（障害前払一時金又ハ遺族前払一時金ノ最高限度額ヲ含ム）ニ付テハ当公  
ノ間勞働者災害補償保險法第六十五條ノ規定  
ニ依ル障害補償一時金、障害補償年金差額一

時金 障害補償年金前払一時金 遺族補償一時金  
時金 又ハ遺族補償年金前払一時金ノ額ノ改定  
ノ措置其ノ他ノ事情ヲ勘案シ政令ノ定ムル所  
ニ依リ其ノ額ヲ改定スルコトヲ得  
政府ハ当分ノ間第四十条第一項ノ規定ニ基キ  
職務上ノ事由ニ因ル障害年金（以下職務上障

青年金ト称ス)ヲ受クベキ者ガ命令ヲ以テ定ムル期間内ニ請求ヲ爲シタルトキハ命令ヲ以テ定ムル額ヲ障害前払一時金トシテ其ノ者ニ支給ス此ノ場合ニ於テ其ノ者ニ支給スル額ハ其ノ者ノ最終標準報酬月額ニ廢疾ノ程度ニ応ジ別表第一ノ三下欄ニ定ムル月數ヲ乗ジテ得タル額ヲ限度トス

ニ基ク遺族年金(以下職務上遺族年金ト称ス)ヲ受クベキ者ガ命令ヲ以テ定ムル期間内ニ請求ヲ為シタルトキハ命令ヲ以テ定ムル額ヲ遺族前払一時金トシテ其ノ者ニ支給ス此ノ場合ニ於テ其ノ者ニ支給スル額ハ其ノ者ノ最終標準報酬月額ノ三十六月分ニ相当スル額(被保険者タリシ期間十五年以上ナル者ニ関シテハ十五年以上一年ヲ増ス毎ニ平均標準報酬月額ノ三十六月分ヲ加ヘルモノトス)ヲ限度トス前二項ニ定ムルモノノ外障害前払一時金及遺族前払一時金ヲ請求ニ付必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

陶書前払一時金又ハ選族前払一時金ヲ支給スベキ場合ニ於テハ職務上障害年金又ハ職務上遺族年金ハ各月ニ支給スベキ額ヲ夫々政令ヲ以テ定ムル額ヲ控除シタル額ノ合計額ヲ命令ヲ以テ定ムル算定方法ニ從ヒ當該障害前払一時金又ハ當該遺族前払一時金ノ額ニ達スル迄ノ間當該控除シタル額ニ相当スル部分ニ付其ノ支給ヲ停止ス

障害前払一時金ハ第二十四条ノ二乃至第二十四  
利ハ二年ヲ經過シタルトキハ時効ニ因リテ消  
滅ス

七条、第四十二條乃至第四十二條ノ三、第四  
十六條、第四十八條、第五十條ノ八、第五十  
九條及第五十九條ノ二ノ規定ノ適用ニ付テハ  
第四十條第一項ノ規定ニ依リ支給セラルル職  
務上ノ事由ニ因ル障害年金ト看做ス  
遺族前払一時金ハ第二十三條ノ五、第二十四

条ノ二乃至第二十七條、第五十條ノ八、第五十九條及第五十條ノ二ノ規定ノ適用ニ付テハ第五十條第一項第三号ノ規定ニ依ル遺族年金ト看做ス

障害前払一時金又ハ遺族前払一時金ノ支給ヲ受ケタル為職務上障害年金又ハ職務上遺族年金ノ一部ノ支給ガ停止セラルル間ニ於ケル當該職務上障害年金又ハ職務上遺族年金ニ付テハ國民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第六十五條第三項(同法第七十九條ノ二第六項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ノ適用ニ付テハ其ノ額ノ一部ノ支給ガ停止サレタイナイモノト看做ス

職務上障害年金ヲ受クベキ者ガ其ノ權利ヲ失ヒタル場合ニ於ケル第四十二條、第四十二條ノ二及第四十二條ノ三ノ規定ノ適用ニ付テハ當分ノ第四十二條第一項、第四十二條ノ二及第四十二條ノ三第三項中、支給ヲ受ケタル障害年金(政令ヲ以テ定ムル部分ニ限ル)ノ總額(以下「支給ヲ受ケタル障害年金(政令ヲ以テ定ムル部分ニ限ル)及障害前払一時金ノ總額(其ノ障害年金ノ額ガ附則第六項ノ規定ニ依リ改定セラレタルモノナルトキハ其ノ改定ナカリシモノト看做シテ算定シタル場合ノ其ノ障害年金及障害前払一時金ノ總額)」トスルモノトシ第五十條第一項第二号又ハ第三号ノ規定ニ基ク遺族年金ヲ受クベキ者ガ其ノ權利ヲ失ヒタル場合ニ於ケル第五十條ノ八ノ規定ノ適用ニ付テハ當分ノ同條第一号中「支給ヲ受ケタル障害年金(政令ヲ以テ定ムル部分ニ限ル)」ト其ノ遺族ガ其ノ者ノ死亡ニ関シ支給ヲ受ケタル遺族年金(政令ヲ以テ定ムル部分ニ限ル)ト合算額トアルハ「支給ヲ受ケタル障害年金(政令ヲ以テ定ムル部分ニ限ル)ノ總額(其ノ障害年金ノ額ガ附則第六項ノ規定ニ依リ改定セラレタルモノナルトキハ其ノ改定ナカリシモノト看做シテ算定シタル場合ノ其ノ障害年金及遺族前払一時金ノ總額)」トス

ニ依リ改定セラレタルモノナルトキハ其ノ改定ナカリシモノト看做シテ算定シタル場合ノ其ノ障害年金、障害前払一時金及遺族年金ノ合算額(以下「同條第二号中「支給ヲ受ケタル遺族年金(政令ヲ以テ定ムル部分ニ限ル)」ノ總額(其ノ遺族年金ノ額ガ附則第六項ノ規定ニ依リ改定セラレタルモノナルトキハ其ノ改定ナカリシモノト看做シテ算定シタル場合ノ其ノ遺族年金及遺族前払一時金ノ總額)」トス

被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ其ノ遺族(以下「被保險者等ト稱ス」)ガ職務上障害年金又ハ職務上遺族年金(以下「職務上障害年金又ハ職務上遺族年金ト稱ス」)ヲ受クベキ場合(當該職務上障害年金ノ權利ヲ有スルニ至ツタ時ニ當該職務上障害年金ニ係ル障害前払一時金又ハ遺族前払一時金(以下「前払一時金ト稱ス」)ヲ請求スルコトヲ得ル場合ニ限ル)ニシテ同一ノ事由ニ付當該被保險者又ハ被保險者タリシ者ヲ使用シ又ハ使用シタル船舶所有者ヨリ民法其ノ他ノ法律ニ依ル損害賠償(以下「損害賠償ト稱ス」)當該職務上障害年金ニヨリ填補セラルル損害ヲ填補スル部分ニ限ル)ヲ受クルコトヲ得ルモノトシハ當該損害賠償ニ付テハ當分ノ間次ニ定ムル所ニ依ルモノトス

一 船舶所有者ハ當該被保險者等ノ職務上障害年金ヲ受クル權利ガ消滅スル迄ノ間其ノ損害ノ発生時ヨリ當該職務上障害年金ニ係ル前払一時金ヲ受クベキ時迄ノ法定利率ニ依リ計算セラルル額ヲ合算シタル場合ニ於ケル當該合算シタル額ガ當該前払一時金ノ最高限度額ニ相當スル額ト為ルベキ額(次号ノ規定ニ依リ損害賠償ノ責ヲ免レタル時ハ其ノ免レタル額ヲ控除シタル額)ノ限度ニ於テ其ノ損害賠償ノ履行ヲ為サザルコトヲ得

二 前号ノ規定ニ依リ損害賠償ノ履行ガ猶予

セラレタル場合ニ於テ當該職務上障害年金(附則第十一項ノ規定ニ依リ其ノ一部ニ付支給ガ停止セラルル職務上障害年金ヲ除ク)又ハ前払一時金ノ支給ガ行ハレタルトキハ船舶所有者ハ其ノ損害ノ発生時ヨリ當該支給ガ行ハレタル時迄ノ法定利率ニ依リ計算セラルル額ヲ合算シタル場合ニ於ケル當該合算シタル額ガ當該職務上障害年金(同項ノ政令ヲ以テ定ムル額ニ相當スル部分ヲ除ク)又ハ前払一時金ノ額ト為ルベキ額ノ限度ニ於テ其ノ損害賠償ノ責ヲ免ル

被保險者等ガ被保險者又ハ被保險者タリシ者ヲ使用シ又ハ使用シタル船舶所有者ヨリ損害賠償ヲ受クルコトヲ得ル場合ニシテ職務上ノ事由ニ因ル保險給付(障害年金及遺族年金ニ付テハ政令ヲ以テ定ムル額ニ相當スル部分ニ限ル以下同ジ)ヲ受クベキトキ同一ノ事由ニ付損害賠償(當該保險給付ニ依リ填補セラルル損害ヲ填補スル部分ニ限ル)ヲ受ケタルトキハ政府(以下「政府ト稱ス」)ハ其ノ額ノ限度ニ於テ當該保險給付ヲ為サザルコトヲ得但シ前項ニ規定スル場合ニ於テ次ニ掲ケル保險給付ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

一 職務上障害年金(政令ヲ以テ定ムル額ニ相當スル部分ニ付被保險者等ニ對シ各月ニ支給サルベキ額ノ合計額ガ政令ヲ以テ定ムル算定方法ニ從ヒ當該職務上障害年金ニ係ル前払一時金ノ最高限度額(當該前払一時金ノ支給ヲ受ケタルコトアリシ者ニ在リテハ當該支給ヲ受ケタル額ヲ控除シタル額トス)ニ相當スル額ニ達スル迄ノ間ニ付テハ當該政令ヲ以テ定ムル額ニ相當スル部分ニ限ル)

二 第四十二條第一項、第四十二條ノ二、第四十二條ノ三第三項又ハ第五十條ノ八ノ規定ニ依ル一時金

三 前払一時金

別表第一ノ三中「第五十條ノ八」の下に「附

則第八項」を加える。

別表第三ノ二中「〇・六月分」を「〇・九月份」に、「一・三月份」を「一・六月份」に、「二・〇月份」を「二・二月份」に改める。

#### 附 則

#### 第一條 (施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、當該各号に定める日から施行する。

一 第二條中労働者災害補償法の徴収等に関する法律第十二條第三項の改正規定及び附則第七條第一項の規定 昭和五十五年十二月三十一日

二 第一條中労働者災害補償法第八條の次に一條を加える改正規定、第十二條の二を第十二條の二とする改正規定及び第十二條の次に一條を加える改正規定並びに次條第三項の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第二條中労働者災害補償法の徴収等に関する法律第二十條第一項の改正規定及び附則第七條第二項の規定 昭和五十六年四月一日

四 第一條中労働者災害補償法第十二條の五第二項にただし書を加える改正規定、第二十三條の改正規定及び附則第十條を加える改正規定(第五十八條、第五十九條、第六十一條、第六十二條、第六十五條第一項(障害補償年金差額一時金及び障害補償年金前払一時金に係る部分に限る。)、同條第二項(障害年金差額一時金及び障害補償年金前払一時金に係る部分に限る。))及び第六十七條に係る部分に限る。)、第三條の規定、第四條中船員保險法第四十二條から第四十二條ノ三までの改正規定、第五十條ノ八の改正規定、附則に十三項を加える改正規定(附則第六項及び第七項(障害前払一時金及び遺族前払一時金の最高限度額に係る部分を除く。))に係る部分を除く。))及

昭和五十五年十月三十日 衆議院會議録第十号

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

別表第一の三の改正規定、次条第二項、第三項及び第六項の規定、附則第三条第一項の規定、附則第四条第一項の規定、附則第八条(第一項を除く)の規定並びに附則第九条の規定 昭和五十六年十一月一日

次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

一 第一条の規定による改正後の労働者災害補償保険法(以下「新労働保険法」という)第六十四条、第六十五条第一項(障害補償一時金、遺族補償一時金及び遺族補償年金前払一時金に係る部分に限る)及び同条第二項(障害一時金、遺族一時金及び遺族年金前払一時金に係る部分に限る)並びに第四十条の規定による改正後の船舶保険法(以下「新船舶保険法」という)附則第六項及び第七項(障害前払一時金及び遺族前払一時金の最高限度額に係る部分を除く)の規定並びに次条第一項、第四項及び第九項、附則第五条並びに附則第八条第一項の規定 昭和五十五年八月一日

二 新労働保険法第六十六条の第三項第一号及び別表第一並びに新船舶保険法第五十条の三及び別表第三の二の規定並びに次条第二項及び附則第八条第四項の規定 昭和五十五年十一月一日

(第一条の規定の施行に伴う経過措置)

第二条 昭和五十五年八月一日からこの法律の施行の日(以下「施行日」という)の前日までの間に労働者災害補償保険法(以下「労働保険法」という)第十六条の六第二号(労働保険法第十二条の四第三項において読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ)の場合の遺族補償一時金又は遺族一時金(以下この項において「遺族補償一時金」という)を支給すべき事由が生じた場合における次の各号に掲げる保険給付の額は、新労働保険法の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

一 当該遺族補償一時金の額 第一条の規定による改正前の労働者災害補償保険法(以下「旧労働保険法」という)の規定による額(その額が新労働保険法の規定による額を下回るときは、新労働保険法の規定による額)

二 当該遺族補償一時金の支給に係る死亡に關して支給されていた遺族補償年金又は遺族年金(以下この号において「遺族補償年金」という)を受ける権利を有する者に対して支給すべき昭和五十五年八月から当該遺族補償一時金を支給すべき事由が生じた日の属する月までの分の遺族補償年金等の額 旧労働保険法の規定による額(これらの月分の新労働保険法の規定による遺族補償年金等の額からこれらの月分の旧労働保険法の規定による遺族補償年金等の額を減じた額)

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

新労働保険法第五十八条及び第六十一条の規定は、昭和五十六年十一月一日以後に労働保険法の規定による障害補償年金又は障害年金を受ける権利を有する者が死亡した場合について適用する。

新労働保険法第五十九条及び第六十二条の規定は、労働者が業務上の事由又は通勤により負傷し、又は疾病にかかり、昭和五十六年十一月一日以後に治つたとき身体に障害が存する場合について適用する。

新労働保険法第六十五条の規定は、昭和四十九年十一月一日以後に支給すべき事由が生じた新労働保険法の規定による障害補償一時金、遺族補償一時金及び遺族補償年金前払一時金(労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第...号。以下「昭和五十五年改正法」という)附則第十條の規定による改正前の労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第...号。以下「昭和四十年改正法」という)附則第四十二條第一項の規定により支給された一時金を含む)並びに障害一時金、遺族一時金及び遺族年金前払一時金(昭和五十五年改正法附則第十一條の規定による改正前の労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第...号。以下「昭和四十八年改正法」という)附則第四條第一項の規定により支給された一時金を含む)について適用する。

新労働保険法第六十六条の規定は、施行日以後において支給すべき事由が生じた労働保険法の規定による遺族補償一時金及び遺族一時金について適用する。この場合において、施行日か

ら昭和五十六年十月三十一日までの間における

新労働保険法第六十六条の規定の適用については、同条第一項中「遺族補償年金前払一時金の額(その額が第六十四条第一項又は第六十五条第一項の規定により改定されたものである場合には、当該改定がされなかつたものとした場合

に得られる額)とあるのは「遺族補償年金前払一時金の額」と、同条第二項中「遺族年金前払一時金の額(その額が第六十四条第二項において準用する同条第一項又は第六十五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定により改定されたものである場合には、当該改定がされなかつたものとした場合に得られる額)とあるのは「遺族年金前払一時金の額」とする。

新労働保険法第六十七條の規定は、昭和五十六年十一月一日以後に発生した事故に起因する損害について適用する。

新労働保険法第六十七條の規定は、昭和五十六年十一月一日以後に発生した事故に起因する損害について適用する。

新労働保険法第六十七條の規定は、昭和五十六年十一月一日以後に発生した事故に起因する損害について適用する。

新労働保険法第六十七條の規定は、昭和五十六年十一月一日以後に発生した事故に起因する損害について適用する。

新労働保険法第六十七條の規定は、昭和五十六年十一月一日以後に発生した事故に起因する損害について適用する。

新労働保険法第六十七條の規定は、昭和五十六年十一月一日以後に発生した事故に起因する損害について適用する。

新労働保険法第六十七條の規定は、昭和五十六年十一月一日以後に発生した事故に起因する損害について適用する。

新労働保険法第六十七條の規定は、昭和五十六年十一月一日以後に発生した事故に起因する損害について適用する。

新労働保険法第六十七條の規定は、昭和五十六年十一月一日以後に発生した事故に起因する損害について適用する。

新労働保険法第六十七條の規定は、昭和五十六年十一月一日以後に発生した事故に起因する損害について適用する。

新労働保険法第六十七條の規定は、昭和五十六年十一月一日以後に発生した事故に起因する損害について適用する。

新労働保険法第六十七條の規定は、昭和五十六年十一月一日以後に発生した事故に起因する損害について適用する。

新労働保険法第六十六條の規定の適用については、同条第一項中「遺族補償年金前払一時金の額(その額が第六十四条第一項又は第六十五条第一項の規定により改定されたものである場合には、当該改定がされなかつたものとした場合に得られる額)とあるのは「遺族補償年金前払一時金の額」と、同条第二項中「遺族年金前払一時金の額(その額が第六十四条第二項において準用する同条第一項又は第六十五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定により改定されたものである場合には、当該改定がされなかつたものとした場合に得られる額)とあるのは「遺族年金前払一時金の額」とする。

新労働保険法第六十七條の規定は、昭和五十六年十一月一日以後に発生した事故に起因する損害について適用する。

新労働保険法第六十七條の規定は、昭和五十六年十一月一日以後に発生した事故に起因する損害について適用する。

新労働保険法第六十七條の規定は、昭和五十六年十一月一日以後に発生した事故に起因する損害について適用する。

新労働保険法第六十七條の規定は、昭和五十六年十一月一日以後に発生した事故に起因する損害について適用する。

新労働保険法第六十七條の規定は、昭和五十六年十一月一日以後に発生した事故に起因する損害について適用する。

新労働保険法第六十七條の規定は、昭和五十六年十一月一日以後に発生した事故に起因する損害について適用する。

新労働保険法第六十七條の規定は、昭和五十六年十一月一日以後に発生した事故に起因する損害について適用する。

新労働保険法第六十七條の規定は、昭和五十六年十一月一日以後に発生した事故に起因する損害について適用する。

新労働保険法第六十七條の規定は、昭和五十六年十一月一日以後に発生した事故に起因する損害について適用する。

新労働保険法第六十七條の規定は、昭和五十六年十一月一日以後に発生した事故に起因する損害について適用する。

新労働保険法第六十七條の規定は、昭和五十六年十一月一日以後に発生した事故に起因する損害について適用する。

新労働保険法第六十七條の規定は、昭和五十六年十一月一日以後に発生した事故に起因する損害について適用する。

新労働保険法第六十七條の規定は、昭和五十六年十一月一日以後に発生した事故に起因する損害について適用する。

新労働保険法第六十七條の規定は、昭和五十六年十一月一日以後に発生した事故に起因する損害について適用する。

新労働保険法第六十七條の規定は、昭和五十六年十一月一日以後に発生した事故に起因する損害について適用する。

新労働保険法第六十七條の規定は、昭和五十六年十一月一日以後に発生した事故に起因する損害について適用する。

新労働保険法第六十七條の規定は、昭和五十六年十一月一日以後に発生した事故に起因する損害について適用する。

新労働保険法第六十七條の規定は、昭和五十六年十一月一日以後に発生した事故に起因する損害について適用する。



一八〇

2 組合でないものは、その名称中に農住組合と

いう文字を用いてはならない。

### (事業の目的)

第五条 組合は、その行う事業によつてその組合員のために直接の奉仕をすることを目的とし、営利を目的としてその事業を行つてはならない。

### (登記)

第六条 組合は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、第三者に対抗することができない。

3 第一項の規定により登記した事項は、登記所において遅滞なく公告しなければならない。

## 第二章 事業

### 第一節 通則

### (事業)

第七条 組合は、第一条の目的を達成するため、その地区内において、次に掲げる事業を行う。

一 良好な住宅地等の造成を目的とする土地の区画形質の変更及びこれに併せて整備することとが必要な公共施設の整備

二 住宅の建設、賃貸その他の管理又は譲渡(当該住宅の用に供されている土地の賃貸その他の管理又は譲渡を含む。)

三 前二号の事業に附帯する事業

2 組合は、前項に規定する事業のほか、第一条の目的を達成するため、その地区内において、次に掲げる事業の全部又は一部を行うことができる。

一 組合員及び一般公衆の利便に供される店舗、事務所その他の利便施設の建設、賃貸その他の管理又は譲渡(当該利便施設の用に供されている土地の賃貸その他の管理又は譲渡を含む。)

二 住宅又は店舗、事務所その他の利便施設を建設するため土地を必要とする認められる者で政令で定めるものに対して行う土地の賃貸その他の管理又は譲渡

貸その他の管理又は譲渡

三 前項第一号の事業の円滑な実施を図るために必要な土地に関する権利の交換分合

四 農産物処理加工施設その他組合員の営農上必要な共同利用施設の設置又は管理(次号に掲げるものを除く。)

五 客土、暗き排水その他の農地の利用又は保全のために必要な事業で政令で定めるもの

六 組合員及び一般公衆の利用に供されるレクリエーション施設の設置及び管理

七 組合の事業に関する組合員の知識の向上を図るための教育及び組合員に対する一般的情報の提供

八 第十三条第一項に規定する農地利用規約の設定及び第十四条第一項に規定する農地利用契約の締結

九 前各号の事業に附帯する事業

3 第一項第一号に掲げる事業(これに附帯する事業を含む。次条第一項において同じ。は、組合の地区内の市街化区域内農地等の全部又は相当部分を含む一団の土地について行うものとする。

4 第二項第四号又は第五号に掲げる事業(これに附帯する事業を含む。は、組合員が当面営農を継続するのに必要限度を超えるものであつてはならない。

### 第二節 土地区画整理事業

#### (土地区画整理事業)

第八条 組合が前条第一項第一号に掲げる事業を土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二条第一項に規定する土地区画整理事業(同条第二項に規定する事業を含む。以下「土地区画整理事業」という。)として行う場合は、組合を同法第三条第一項の規定により数人共同して施行する土地区画整理事業の施行者とみなして、同法の規定(第九条第二項、第十一条及び第十二条を除く。)を適用する。この場合において、同法第六条第三項中「わたらないように」と

あるのは、「わたらず、農住組合の地区と一致し、かつ、組合員(准組合員を除く。)の所有する所有権又は借地権の目的となつてゐる宅地以外の宅地及び市街化区域外の土地を含まないよう」と読み替へるものとする。

2 土地区画整理法の規定の適用についての必要な技術的説書は、政令で定める。

3 組合は、第一項の規定により適用される土地区画整理法第四条第一項の規約若しくは事業計画を定め、若しくは変更し、又は同法第八十六条第一項の換地計画を定め、若しくは変更しうとするときは、組合員(第十五条第二号の規定による組合員(以下「准組合員」という。))を除く。全員の合意によらなければならない。

4 第一項の規定により適用される土地区画整理法第四条第一項の事業計画においては、建設省令で定めるところにより、一団の住宅地等及び一団の営農地等の区域を定めることができる。

5 第一項の規定による土地区画整理法第二百二十三条及び第二百二十四条の規定の適用については、前二項の規定は、同法の規定とみなす。

### 第三節 交換分合

#### (交換分合計画の決定手続)

第九条 組合は、第七条第二項第三号に掲げる事業を行おうとする場合には、総会の議決を経て交換分合計画を定め、その交換分合計画により同法の交換分合(以下「交換分合」という。)をすべき土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得て、都府県知事の認可を受けなければならない。

2 前項の交換分合計画は、主務省令で定めるところにより一団の住宅地等及び一団の営農地等が適切に配置され、それぞれの用途に応じた土地の有効利用が図られるようにこれを定めなければならない。

3 都府県知事は、交換分合計画において定める農地に係る権利の設定又は移転(市街化区域内農地を住宅地等へ転換するためのものを除く。)の内容が農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第三条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当すると認めるときは、第一項の規定による認可をしてはならない。

4 交換分合計画につき第一項の規定による認可があつたときは、当該交換分合計画において定める農地に係る権利の設定又は移転については、市街化区域内農地を住宅地等へ転換するためのものにあつては農地法第五条第一項第三号に規定する場合に該当するものとして同項の許可を要しない場合に該当するものとみなし、それ以外のものにあつては同法第三条第一項の許可があつたものとみなす。

第十条 組合が交換分合計画を定めようとする場合において、その交換分合計画に係る土地の所有者の申出又は同意があつたときは、当該交換分合計画においてその申出又は同意に係る土地の所有者が取得すべき土地を定めないのでその所有者が失うべき土地を定めることができる。この場合において、その所有者が失うべき土地について地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利(以下「使用収益権」という。)を有する者があるときは、組合は、その所有者が取得すべき土地を定めないのでこれら所有者のすべての同意を得なければならない。

2 前項前段の場合には、金銭による清算をするものとし、当該交換分合計画においてその額並びに支払及び徴収の方法及び時期を定めなければならない。

3 第一項の規定により所有者が取得すべき土地を定めないのでその所有者が失うべき土地を定める場合において、その所有者が失うべき土地の全部又は一部について先取特権、質権又は抵当権があるときは、前項の規定により交換分合計

画において清算金を定めるに当たつて、当該権利の及ぶべき清算金の額を併せて定めなければならない。

#### (土地改良法の準用)

第十一條 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十九條(第一項及び第二項を除く。)、第一百零一條第二項、第一百零二條から第一百零七條まで、第一百零八條第一項及び第二項、第一百零九條、第一百一十條、第一百一十二條、第一百一十三條、第一百一十四條第一項、第一百一十五條、第一百十八條(第一項第二号から第五号まで及び第二項を除く。)、第一百二十一條から第一百二十三條まで、第三百三十七條、第三百三十八條(第二号から第四号までを除く。)、第三百三十九條並びに第四百二十二條の規定は、交換分合について準用する。この場合において、これらの規定の準用について必要な技術的調整は、政令で定める。

#### 第四節 土地改良事業

##### (土地改良事業の施行)

第十二條 組合が第七條第二項第五号に掲げる事業を土地改良法第二條第二項に規定する土地改良事業として行う場合には、組合を同法第九十五條第一項の規定により土地改良事業を行う農業協同組合とみなして、同法第二章第三節及び第五章(第百十三條の二第三項、第百十九條、第百二十條及び第百二十六條を除く。)の規定並びに第百三十八條(第二号から第四号までを除く。)、第百三十九條及び第百四十二條の規定を適用する。

##### 第五節 農地利用規約等

##### (農地利用規約)

第十三條 組合は、一団の営農地等に属する農地について所有権又は使用収益権を有する組合員で当面の営農の継続を希望するものの合意による申出に基づき、これらの者の当面の営農の円滑な継続に資するように、当該農地の利用に関する規約(以下「農地利用規約」という。)を定めることができる。ただし、当該農地の区域が次の掲げる条件に適合する一団の土地の区域でないときは、この限りでない。

一 おおむね一ヘクタール以上の規模の区域であること。

二 周辺の土地利用の状況、用排水その他の状況を勘案して当面の営農の継続が可能な条件を備えていると認められるものであること。

農地利用規約には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 農地利用規約の対象となる農地の区域(以下「営農地区」という。)

二 農地としての管理に関する事項

三 住宅地等への転換に関する事項

四 農地利用規約に違反した場合の措置

五 農地利用規約の有効期間

組合は、農地利用規約を定めたときは、主務省令で定めるところにより、これを市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)に提出して、当該農地利用規約が営農地区における当面の営農の円滑な継続に資するものである旨の認定を受けることができる。

4 市町村長は、前項の規定による認定の申請があつた場合において、申請に係る農地利用規約の設定手続又は申請手続が法令に違反していると認めるときは、同項の認定をしてはならない。

5 市町村長は、第三項の認定をしたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

6 前各項に規定するもののほか、農地利用規約の設定、変更及び廃止並びに認定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

7 市町村長は、農地利用規約の認定及びその取消しに関し、当該組合から必要な報告を徴することができる。

##### (農地利用契約)

第十四條 組合は、前条第三項の認定を受けた農地利用規約の目的を達成するため必要があると認めるときは、組合員以外の者で当該一団の営農地等に属する農地(営農地区に隣接していないものを除く。)について所有権又は使用収益権を有するものと、当該農地利用規約により組合員が遵守すべきこととされる事項と同一の事項をこれらの者が遵守すべきことをその内容とする契約(以下「農地利用契約」という。)を締結することができる。

2 農地利用契約を締結した組合が当該営農地区に係る農地利用規約を変更し、又は廃止しようとするときは、前条第一項の申出をした者のほか、当該農地利用契約を締結した者の同意を得なければならない。

第三章 組合員

##### (組合員たる資格)

第十五條 組合員たる資格を有する者は、次に掲げる者であつて定款で定めるものとする。

一 組合の地区内の土地(国又は地方公共団体の所有する土地に面整理法第二條第五項に規定する公共施設の用に供する土地を除く。)について所有権又は借地権(借地法(大正十年法律第四十九号)にいう借地権をいう。以下同じ。)を有する者

二 組合の地区内の農地について使用収益権を有する者(前号に掲げる者を除く。)

##### (出資)

第十六條 組合員は、出資一口以上を有しなければならない。

2 出資一口の金額は、均一でなければならない。

3 組合員の責任は、第十九條の規定による経費の負担を除くほか、その出資額を限度とする。

4 組合員は、出資の払込みについて、相殺をもつて組合に対抗することができる。

##### (持分の譲渡)

第十七條 組合員は、組合の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

2 組合員でない者が持分を譲り受けようとするときは、加入の例によらなければならない。

3 持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

4 組合員は、持分を共有することができない。

##### (議決権及び選挙権)

第十八條 組合員(准組合員を除く。)は、各一個の議決権及び役員を選挙権を有する。

2 組合員は、定款で定めるところにより、第三十九條の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて議決権又は選挙権を行うことができる。

3 前項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、これを出席者とみなす。

4 代理人は、五人以上の組合員を代理することができない。

5 代理人は、代理権を証する書面を組合に提出しなければならない。

##### (経費)

第十九條 組合は、定款で定めるところにより、組合員に経費を賦課することができる。

2 組合員は、前項の経費の支払について、相殺をもつて組合に対抗することができない。

##### (過怠金)

第二十條 組合は、定款で定めるところにより、組合員に対して過怠金を課することができる。

##### (加入の自由)

第二十一條 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない。

##### (脱退の自由)

第二十二條 組合員は、六十日前までに予告し、事業年度末において脱退することができる。

2 前項の予告期間は、定款で延長することができる。ただし、その期間は一年を超えてはならない。

##### (法定脱退)

第二十三條 組合員は、次に掲げる事由によつて

脱退する。

一 組合員たる資格の喪失

二 死亡又は解散

三 除名

2 除名は、次の各号の一に該当する組合員につき、総会の議決によつてすることができる。この場合において、組合は、その総会の日の十日前までにその組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

一 長期間にわたつて組合の事業を利用しない組合員

二 出資の払込み、経費の支払その他組合に対する義務を怠つた組合員

三 その他定款で定める事由に該当する組合員

3 前項の除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に對抗することができない。

(脱退者の持分の払戻し)

第二十四条 組合員は、脱退したときは、定款で定めるところにより、その持分の全部又は一部の払戻しを請求することができる。

2 前項の持分は、脱退した事業年度末における当該組合の財産によつてこれを定める。

(損失額の払込み)

第二十五条 持分を計算するに当たり、組合の財産をもつて債務を完済するに足りないときは、当該組合は、定款で定めるところにより、脱退した組合員に対して、その負担に帰すべき損失額の払込みを請求することができる。

(時効)

第二十六条 前二条の規定による請求権は、脱退の時から二年間これを行わないときは、時効によつて消滅する。

(持分の払戻しの停止)

第二十七条 組合は、脱退した組合員がその組合に対する債務を完済するまでは、その持分の払戻しを停止することができる。

(出資口数の減少)

第二十八条 組合員は、定款で定めるところにより、その出資口数を減少することができる。

2 前項の場合には、第二十四条及び第二十六条の規定を準用する。

第四章 管理

(定款)

第二十九条 組合の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 事業

二 名称

三 地区

四 事務所の所在地

五 組合員たる資格並びに組合員の加入及び脱退に関する規定

六 出資一口の金額及びその払込みの方法並びに一組合員の有することができる出資口数の最高限度

七 経費の分担に関する規定

八 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定

九 準備金の額及びその積立ての方法

十 役員の数、職務の分担及び選挙又は選任に関する規定

十一 事業年度

十二 公告の方法

2 組合の定款には、前項に掲げる事項のほか、組合の存立時期を定めたときはその時期を、現物出資する者を定めたときはその者の氏名又は名称、出資の目的たる財産及びその価額並びにこれに対して与える出資口数を記載しなければならない。

3 主務大臣は、模範定款例を定めることができる。

(規約で定め得る事項)

第三十条 次に掲げる事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。

一 総会に関する規定

二 業務の執行及び会計に関する規定

三 役員に関する規定

四 組合員に関する規定

五 その他必要な事項

(役員の数及び選挙又は選任)

第三十一条 組合に役員として理事及び監事を置く。

2 理事の定数は三人以上とし、監事の定数は一人以上とする。

3 役員は、定款で定めるところにより、組合員が総会(設立当時の役員にあつては、創立総会)において選挙する。ただし、定款で定めるところにより、総会外において選挙することができる。

4 役員は、無記名投票によつて行ふ。ただし、定款で定めるところにより、役員候補者が選挙すべき役員の数以内であるときは、投票を省略することができる。

5 投票は、組合員一人につき一票とする。

6 定款によつて定めた投票方法による選挙の結果投票の多数を得た者(第四項ただし書の規定により投票を省略した場合にあつては、当該候補者)を当選人とする。

7 総会外において役員を選挙を行うときは、投票所は、組合員の選挙権の適正な行使を妨げない場所と設けなければならない。

8 役員は、第三項の規定にかかわらず、定款で定めるところにより、組合員が総会(設立当時の役員にあつては、創立総会)において選任することができる。

9 理事の定数の少なくとも三分の二は、組合員(准組合員を除く。以下この項において同じ。)たる個人又は組合員たる法人の業務を執行する役員でなければならない。ただし、設立当時の理事は、設立の同意を申し出た個人又は設立の同意を申し出た法人の業務を執行する役員でなければならない。

(役員任期)

第三十二条 役員任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

2 設立当時の役員任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会(合併による設立にあつては、設立委員)において定める期間とする。ただし、その期間は一年を超えてはならない。

(理事の職務)

第三十三条 理事は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、事業基本方針及び規約(以下「法令等」という。)並びに総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 理事がその職務を怠つたときは、その理事は、組合に対して連帯して損害賠償の責めに任ずる。

3 理事がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その理事は、第三者に対して連帯して損害賠償の責めに任ずる。重要な事項につき第四十二条第一項の書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、同様とする。

(役員兼任禁止)

第三十四条 理事は、監事又は組合の使用人と、監事は、理事又は組合の使用人と、それぞれ兼ねてはならない。

(理事の自己契約等の禁止)

第三十五条 組合が理事と契約するときは、監事が組合を代表する。組合と理事との訴訟についても、同様とする。

(総会の招集)

第三十六条 理事は、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

第三十七条 組合員(准組合員を除く。)が総組合員(准組合員を除く。)の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請求したときは、理事は、その請求のあつた日から二十日以内に総会を招集しなければならない。

第三十八条 理事は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、事業基本方針及び規約(以下「法令等」という。)並びに総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 理事がその職務を怠つたときは、その理事は、組合に対して連帯して損害賠償の責めに任ずる。

3 理事がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その理事は、第三者に対して連帯して損害賠償の責めに任ずる。重要な事項につき第四十二条第一項の書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、同様とする。

(役員兼任禁止)

第三十四条 理事は、監事又は組合の使用人と、監事は、理事又は組合の使用人と、それぞれ兼ねてはならない。

(理事の自己契約等の禁止)

第三十五条 組合が理事と契約するときは、監事が組合を代表する。組合と理事との訴訟についても、同様とする。

(総会の招集)

第三十六条 理事は、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

第三十七条 組合員(准組合員を除く。)が総組合員(准組合員を除く。)の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請求したときは、理事は、その請求のあつた日から二十日以内に総会を招集しなければならない。

第三十八条 理事は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、事業基本方針及び規約(以下「法令等」という。)並びに総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 理事がその職務を怠つたときは、その理事は、組合に対して連帯して損害賠償の責めに任ずる。

3 理事がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その理事は、第三者に対して連帯して損害賠償の責めに任ずる。重要な事項につき第四十二条第一項の書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、同様とする。

(役員兼任禁止)

第三十四条 理事は、監事又は組合の使用人と、監事は、理事又は組合の使用人と、それぞれ兼ねてはならない。

(理事の自己契約等の禁止)

第三十五条 組合が理事と契約するときは、監事が組合を代表する。組合と理事との訴訟についても、同様とする。

(総会の招集)

第三十六条 理事は、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

第三十七条 組合員(准組合員を除く。)が総組合員(准組合員を除く。)の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請求したときは、理事は、その請求のあつた日から二十日以内に総会を招集しなければならない。

第三十八條 理事の職務を行う者がなく、又は前条の請求があつた場合において理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならぬ。

(総会招集の手続)

第三十九條 総会招集の通知は、その総会の日の十日前までに、その会議の目的たる事項を示してしなければならない。

(組合員に対する通知又は催告)

第四十條 組合が組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所に、その者が別に通知又は催告を受ける場所を組合に通知したときは、その場所にあてればよい。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。

(定款その他の書類の備付け及び閲覧)

第四十一條 理事は、定款、事業基本方針、規約及び総会の議事録を各事務所に、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 組合員名簿には、各組合員について次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 加入の年月日

三 出資口数及び出資各口の取得の年月日

四 払込済出資額及びその払込みの年月日

五 准組合員である者については、その旨

3 組合員及び組合の債権者は、第一項の書類の閲覧を求めることができる。

(決算関係書類の提出、備付け及び閲覧)

第四十二條 理事は、通常総会の日から一週間前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案を監事に提出し、かつ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 組合員及び組合の債権者は、前項の書類の閲覧を求めることができる。

3 第一項に掲げる書類を通常総会に提出するときは、監事の意見書を添付しなければならない。

(役員の変更の請求)

第四十三條 組合員(准組合員を除く)は、総組合員(准組合員を除く)の五分の一以上の連署をもつて、その代表者から役員の変更を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、理事の全員又は監事の全員について同時にしなければならない。ただし、法令等の違反を理由として改選を請求する場合は、この限りでない。

3 第一項の規定による請求は、改選の理由を記載した書面を理事に提出しなければならない。

4 第一項の規定による請求があつたときは、理事は、これを総会の議に付さなければならない。この場合には、第三十七條及び第三十八條の規定を準用する。

5 第三項の書面の提出があつたときは、理事は、総会の日の一週間前までにその請求に係る役員にその書面又はその写しを送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

6 第一項の規定による請求につき第四項の総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その時にその職を失う。

(役員についての商法等の準用)

第四十四條 商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百五十四條第三項、第二百五十六條第三項及び第二百五十八條第一項の規定は理事及び監事について、民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四條第一項、第五十二條第二項、第五十三條から第五十六條まで及び第六十一條第一項の規定は理事について、第三十三條、民法第五十九條及び商法第二百七十八條の規定は監事について、それぞれ準用する。この場合において、民法第五十六條中「裁判所ハ利害関係人又ハ檢察官」とあるのは、「都府県知事ハ利害関係人」と読み替へるものとする。

(参事及び会計主任)

第四十五條 組合は、参事及び会計主任を選任し、その主たる事務所又は従たる事務所において、その業務を行わせることができる。

2 参事及び会計主任の選任又は解任は、理事の過半数で決する。

3 商法第三十八條第一項及び第三項、第三十九條、第四十一條並びに第四十二條の規定は、参事について準用する。

第四十六條 組合員(准組合員を除く)は、総組合員(准組合員を除く)の十分の一以上の同意を得て、理事に対し、参事又は会計主任の解任を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出しなければならない。

3 第一項の規定による請求があつたときは、理事は、当該参事又は会計主任の解任の可否を決しなければならない。

4 理事は、前項の可否を決する日から七日前までに、当該参事又は会計主任に対し、第二項の書面又はその写しを送付し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

(競業関係にある者の役員等への就任禁止)

第四十七條 組合の行う事業と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事する者は、その組合の理事、監事、参事又は会計主任となることができない。

(総会の議決事項)

第四十八條 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

一 定款の変更

二 事業基本方針の変更

三 規約の設定、変更又は廃止

四 毎事業年度の事業計画の設定又は変更

五 経費の賦課及び徴収の方法

六 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び損失処理案

2 定款及び事業基本方針の変更は、都府県知事の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

3 第六十七條第二項及び第六十八條の規定は、前項の認可について準用する。

4 組合の地区に係る定款の変更については、前項に規定するもののほか、第六十條の規定を準用する。この場合において、組合の地区内の土地となつた際市街化区域内農地等であつた土地で組合の事業により定款の変更の認可前に市街化区域内農地等でなくなつたものは、同条に規定する市街化区域内農地等とみなす。

(総会の議事)

第四十九條 総会の議事は、この法律、定款又は規約に特別の定めがある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

2 議長は、総会において選任する。

3 議長は、組合員として総会の議決に加わることができない。

(特別議決事項)

第五十條 次に掲げる事項は、総組合員(准組合員を除く)の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一 定款の変更

二 事業基本方針の変更

三 組合の解散及び合併

四 組合員の除名

(総会についての民法及び商法の準用)

第五十一條 民法第六十四條及び第六十六條並びに商法第二百四十三條、第二百四十四條、第二百四十七條から第二百四十九條まで、第二百五十二條及び第二百五十三條の規定(これらの規定中監査役に関する部分を除く)は、総会について準用する。この場合において、民法第六十四條中「第六十一條」とあるのは「農住組合法第三十九條」と、商法第二百四十三條中「第二百三十二條」とあるのは「農住組合法第三十九條」と、同法第二百四十七條第一項中「第三百四十三條」

とあるのは「農住組合法第五十条」と読み替えるものとする。

(出資一口の金額の減少)

第五十二条 組合は、出資一口の金額の減少を議決したときは、その議決の日から二週間以内に財産目録及び貸借対照表を作成しなければならぬ。

2 組合は、前項の期間内に、債権者に対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

3 前項の一定の期間は、一月を下つてはならない。

第五十三条 債権者が前条第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、出資一口の金額の減少を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、組合は、弁済し、若しくは相當の担保を供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相當の財産を信託しなければならない。

3 前法第三百八十条（監査役に関する部分を除く。）の規定は、組合の出資一口の金額の減少について準用する。

(準備金及び繰越金)

第五十四条 組合は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の十分の一以上を準備金として積み立てなければならない。

2 前項の定款で定める準備金の額は、出資総額の二分の一を下つてはならない。

3 第一項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取り崩してはならない。

4 第七条第二項第七号に掲げる事業を行う組合は、当該事業の費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の二十分の一以上を翌事業年度に繰り越さなければならない。

(剰余金の配当)

第五十五条 組合は、損失をてん補し、前条第一

項の準備金及び同条第四項の規定による繰越金を控除した後でなければ、剰余金の配当をしてはならない。

2 前項の剰余金の配当は、定款で定めるところにより、組合員の組合事業の利用分又は払込済出資額に応じてしなければならない。この場合において、払込済出資額に応じてする配当の率は、年八パーセント以内において政令で定める割合を超えてはならない。

(区分経理)

第五十六条 土地区画整理事業を行う組合（委託を受けを行う場合を除く。次条において同じ。）は、土地区画整理事業に係る経理を他の事業に係る経理と区分して整理しなければならない。

(資金)

第五十七条 土地区画整理事業を行う組合は、第八條第一項の規定により適用される土地区画整理法第四十条第九項の規定により取得する保留地の処分により得た金銭を当該土地区画整理事業の施行の費用に充てるための資金として、次に掲げる方法により管理しなければならない。

一 銀行その他主務大臣が指定する金融機関への預金

二 国債、地方債その他主務大臣が指定する有価証券の取得

(財務基準)

第五十八条 前四条に定めるもののほか、組合が、その組合員との間の財務関係を明らかにし、組合員の利益を保全することができるよう、その財務を適正に処理するための基準として従わなければならない事項は、政令で定める。

(組合の持分取得の禁止)

第五十九条 組合は、組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

第五章 設立

(組合の地区)

第六十条 組合を設立するには、その設立の時に

おいて次の条件に適合する一団の土地の区域（当該一団の土地に近接する一団の市街化区域内農地等で政令で定めるもの（第六十八条第二項において「飛び農地」という。）の区域を含む。）をその地区としなければならない。

一 政令で定める規模以上の一団の市街化区域内農地等を含むものであること。

二 市街化区域内農地等の面積の合計が、当該一団の土地の区域の面積の大部分を占めるものであること。

三 当該一団の土地の区域内にある市街化区域、内農地等の全部又は一部が、土地区画整理事業が現に行われている、又は行われた土地の区域、大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）による住宅街区整備事業又は生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）第四條第一項に規定する開発行為が行われる、又は行われた土地の区域、都市計画法第八條第一項第十三号に掲げる第一種生産緑地地区の区域その他政令で定める区域に含まれるものでないこと。

(発起人)

第六十一条 組合を設立するには、大都市地域の市街化区域内農地について所有権を有する者四人以上が発起人となることを必要とする。

(設立準備会)

第六十二条 発起人は、あらかじめ組合の事業及び地区並びに組合員たる資格に関する目論見書を作成し、これを設立準備会の日時及び場所とともに公告して、設立準備会を開かなければならない。

2 前項の規定による公告は、設立準備会の日の二週間前までにしなければならない。

第六十三条 設立準備会においては、出席した組合員（准組合員を除く。）とならうとする者の中から、定款及び事業基本方針の作成に当たるべき者（以下「定款等作成委員」という。）を選任し、かつ、地区、組合員たる資格その他定款作成の基本となるべき事項及び事業基本方針の概要を定めなければならない。

2 定款等作成委員は、四人以上でなければならない。

3 設立準備会の議事は、出席した組合員（准組合員を除く。）とならうとする者の過半数の同意をもつて決する。

(事業基本方針)

第六十四条 事業基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 組合の地区内において、組合員の当面の営農の継続を図りつつ市街化区域内農地を住宅地等へ転換するために組合が行う事業の種類及びその実施の方針

二 その他主務省令で定める事項

2 事業基本方針に定められる事業の種類その他の事項は、組合の地区内の土地について定められている都市計画に適合するように定めなければならない。

(農業団体等に対する事業基本方針の送付等)

第六十五条 定款等作成委員が事業基本方針を作成したときは、発起人は、次条第一項の規定による公告前に、主務省令で定めるところにより、当該事業基本方針を主務省令で定める農業団体等に送付するものとする。

2 前項の規定により発起人から事業基本方針の送付を受けた農業団体等は、発起人に対し、当該事業基本方針について意見を述べることができる。

3 前項の規定により農業団体等が意見を述べたときは、発起人は、その概要を創立総会に提出するものとする。

(創立総会)

第六十六条 定款等作成委員が定款及び事業基本方針を作成したときは、発起人は、これを創立総会の日時及び場所とともに公告して、創立総

会を開かなければならない。

2 前項の規定による公告は、創立総会の日(二週間前までにしなければならない)。

3 定款等作成委員が作成した定款及び事業基本方針の承認その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

4 創立総会においては、前項の定款及び事業基本方針を修正することができる。ただし、地区及び組合員たる資格に関する規定については、この限りでない。

5 創立総会の議事は、組合員(准組合員を除く。)たる資格を有する者でその創立総会の日までに発起人に対し設立の同意を申し出たものの半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上でこれを決する。

6 前項に規定する者は、書面及び代理人をもつて議決権及び選挙権を行使することができる。

7 第十八条(第二項を除く。)、第四十九条第二項及び第三項、民法第六十六条並びに商法第二百四十三条、第二百四十四条、第二百四十七条から第二百四十九条まで、第二百五十二条及び第二百五十三条の規定(これらの規定中監査役に関する部分を除く。)は、創立総会について準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「農住組合法第六十六条第一項」と、同法第二百四十七条第一項中「第二百四十三条」とあるのは「農住組合法第六十六条第五項」と読み替えるものとする。

(設立の認可の申請)  
第六十七条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、主務省令で定めるところにより、定款及び事業基本方針並びに事業計画を都府県知事に提出して設立の認可を申請しなければならない。

2 発起人は、都府県知事の要求があるときは、組合の設立に関する報告書を提出しなければならない。

3 第一項の規定による認可の申請を行うことができるのは、この法律の施行の日から十年を経

過する日までとする。

(設立の認可)  
第六十八条 都府県知事は、前条第一項の規定による認可の申請があつた場合において、次の各号の一に該当すると認めるときは、その認可をしない。

一 設立の手續又は定款若しくは事業基本方針の内容が、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反するとき。

二 組合の行う事業のために必要な経済的基礎を欠く等事業基本方針に記載される事項を達成することが著しく困難であると認められるとき。

三 組合の事業の実施により組合の地区内の市街化区域内農地等の相当部分が住宅地等へ転換される見込みが確実でないとき。

四 地区の全部又は一部が他の組合の地区と重複することとなるとき。

2 都府県知事は、組合の地区に飛び農地が含まれる場合においては、当該飛び農地を住宅地等として利用する見込みが確実であり、かつ、当該飛び農地について所有権又は使用収益権を有する者で設立の同意を申し出たものが組合の地区内にある市街化区域内農地(飛び農地であるものを除く。)において当面営農を継続する見込みが確実であると認められるときでなければ、前条第一項の認可をしてはならない。

3 都府県知事は、組合の地区に市街化区域外の土地が含まれる場合においては、当該土地が農地等であり、かつ、政令で定めるところにより当該土地を農地等として利用することが組合の地区内の市街化区域内農地等の住宅地等への円滑な転換に資することであると認められるときでなければ、前条第一項の認可をしてはならない。

4 都府県知事は、前条第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ関係市町村(特別区を含む。)の意見を聴かなければならない。

(理事への事務引渡し)

第六十九条 設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なくその事務を理事に引き渡さなければならない。

2 理事は、前項の規定による引渡しを受けたときは、遅滞なく出資の第一回の払込みをさせなければならない。

3 現物出資者は、第一回の払込みの期日に、出資の目的たる財産の全部を給付しなければならない。ただし、登記、登録その他権利の設定又は移転につき第三者に対抗するため必要な行為は、組合の成立後にすることを妨げない。

(成立の時期)  
第七十条 組合は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

第六章 解散及び清算

第七十一条 組合は、次に掲げる事由によつて解散する。

一 総会の決議  
二 組合の合併  
三 組合の破産  
四 定款で定める存立時期の満了  
五 第八十四条第一項の規定による解散の命令

2 解散の決議は、都府県知事の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

3 第六十七条第二項及び第六十八条第一項(第二号から第四号までを除く。)の規定は、前項の認可の申請があつた場合について準用する。

4 組合は、第一項に掲げる事由のほか、組合員(准組合員を除く。)が四人未満になつたことにより解散する。

5 組合は、前項の規定により解散したときは、遅滞なくその旨を都府県知事に届け出なければならない。

(合併の手續)  
第七十二条 組合が合併しようとするときは、各組合の総会において合併を議決しなければならない。

ない。

2 合併をするには、定款及び事業基本方針を都府県知事に提出して合併の認可を申請しなければならない。

3 第六十七条第二項及び第六十八条の規定は、前項の規定による申請があつた場合について準用する。

4 第五十二条及び第五十三条の規定は、組合の合併について準用する。

第七十三条 合併によつて組合を設立するには、各組合の総会において組合員(准組合員を除く。)の中から選任した設立委員が共同して、定款及び事業基本方針を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならぬ。

2 第五十条の規定は、前項の規定による設立委員の選任について準用する。

3 第三十一条第九項本文の規定は、第一項の規定による役員のうち理事の選任について準用する。

(合併の時期)  
第七十四条 組合の合併は、合併後存続する組合又は合併によつて成立する組合がその主たる事務所の所在地において登記をすることによつて、その効力を生ずる。

(合併による権利義務の承継)  
第七十五条 合併後存続する組合又は合併によつて成立した組合は、合併によつて消滅した組合の権利義務(当該組合がその行う事業に関し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

(清算人)  
第七十六条 組合が解散したときは、合併及び破産による解散の場合を除いては、理事がその清算人となる。ただし、総会において他人を選任したときは、この限りでない。

(清算事務)  
第七十七条 清算人は、就職の後遅滞なく、組合



昭和五十五年十月三十日 衆議院會議録第十号

農住組合法案及び同報告書

一八八

するものとする。

(農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の特例)

第八十九条 組合(政令で定める要件に該当する組合員(准組合員を除く。)が過半を占めるものに限る。)が市街化区域内農地を転用して賃貸住宅を建設する場合において、当該賃貸住宅の規模、構造及び設備が農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法(昭和四十六年法律第三十二号)第二条第二項の建設省令で定める基準に適合し、かつ、当該賃貸住宅が同項第一号に掲げる条件に該当する一団地の住宅の全部又は一部をなすと認められるときは、当該組合を同条第一項第三号に該当する者と、当該賃貸住宅を同条第二項に規定する特定賃貸住宅とみなして、同法の規定を適用する。

2 組合が市街化区域内農地(特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法(昭和四十八年法律第百二二号)第二条に規定する特定市街化区域農地に該当するもの及び大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法第五十一条の規定による土地整理促進区域又は同法第二十四条第一項の規定による住宅街整備促進区域内のものを除く。)を転用し、その土地に組合員の委託を受けて賃貸住宅を建設する場合においては、当該賃貸住宅が農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法第二条第二項に規定する特定賃貸住宅に該当しないものであつても、その規模、構造及び設備が同項の建設省令で定める基準に適合し、かつ、同項第一号に掲げる条件に該当する一団地の住宅の全部又は一部をなすと認められるときは、これを同項に規定する特定賃貸住宅とみなして、同法の規定を適用する。

(大都市の特例)

第九十条 この法律中都府県知事の権限に属する事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和

二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、政令で定めるところにより、指定都市の長が行うものとする。この場合においては、この法律中都府県知事に関する規定は、指定都市の長に関する規定として指定都市の長に適用があるものとする。

(援助の請求)

第九十一条 組合は、主務省令で定める農業団体等に対し、組合の事業に関し、必要な助言又は援助を求めることができる。

(組合に対する助言及び指導)

第九十二条 国及び関係地方公共団体は、組合に対して、その事業の施行の促進を図るため必要な助言及び指導を行うことができる。

(主務大臣等)

第九十三条 この法律における主務大臣は、内閣総理大臣、農林水産大臣及び建設大臣とする。

2 この法律において主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

(内閣総理大臣の権限の委任)

第九十四条 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、この法律の規定によるその権限の一部を国土庁長官に委任することができる。

第九章 罰則

第九十五条 組合の役員が、どのような名義をもつてするのであつても、投機取引のために組合の財産を処分したときは、これを三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者には、情状により、懲役刑及び罰金刑を併科することができる。

3 第一項の規定は、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条がある場合には適正しない。

第九十六条 第八十一条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第八十二条の規定による検査を拒み、妨げ若しくは忌避した者は、十万円以下の罰金に処する。

2 組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者がその組合の業務に関して前項の違反行為

をしたときは、行為者を罰するほか、その組合に対して同項の罰金刑を科する。

第九十七条 次の各号の一に該当する場合には、組合の役員又は清算人は、十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定に基づいて組合が行うことができる事業以外の事業を行ったとき。

二 第六条第一項の規定に基づく政令で定める登記を怠り、又は虚偽の登記をしたとき。

三 第二十一条、第二十三条第二項後段、第三十四条又は第三十六条の規定に違反したとき。

四 第三十七条又は第三十八条(これらの規定を第四十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

五 第四十一条第一項若しくは第四十二条第一項の規定に違反して、書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第四十一条第三項若しくは第四十二条第二項の規定による閲覧を拒んだとき。

六 第四十三条第五項又は第四十六条第四項の規定に違反したとき。

七 第五十二条若しくは第五十三条第二項の規定に違反して出資一口の金額を減少し、又は第七十二条第四項において準用する第五十二条若しくは第五十三条第二項の規定に違反して組合の合併をしたとき。

八 第五十四条から第五十七条までの規定に違反したとき。

九 第五十九条の規定に違反して組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けるとき。

十 第七十一条第五項の規定に違反したとき。

十一 第七十七条又は第七十九条の書類に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

十二 第七十八条の規定に違反して組合の財産

を分配したとき。

十三 第八十条において準用する民法第七十九条第一項又は同法第八十一条第一項に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

十四 第八十条において準用する民法第七十九条第一項の期間内に債権者に弁済したとき。

十五 第八十条において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産宣告の請求を怠つたとき。

2 第四十七条の規定に違反した者は、これを十万円以下の過料に処する。

第九十八条 第四条第二項の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にその名称中に農住組合という文字を用いている者については、第四条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(国土庁設置法の一部改正)

第三条 国土庁設置法(昭和四十九年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第二十二号中「ミ」とし、メをミとし、ユをメとし、キをユとし、サをキとし、アをサとし、テをアとし、エをテとし、コをエとし、フをコとし、ケをフとし、マをケとし、ヤの次に次のように加える。

マ 農住組合法(昭和五十五年法律第号)

第五条第二項中「コからキまで及びミ」を「エからユまで及びシ」に改め、同条第四項中「及びヤ」を「からマまで」に改め、同条第五項中「マからフ」を「ケからコ」に改め、同条第七項中「ユ及びメ」を「メ及びミ」に改める。



るにより差し出されるに改める。

第二十六條第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「基き」を「に基づき」に改め、同項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とする。

第二十七條中「四十円」を「五十円」に、「五十円」を「六十円」に、「八十円」を「百円」に、「百五十円」を「百四十円」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 前二号に定めるもののほか、省令で定める形状、重量、数量、取扱及び差出しに關する条件を満たすものであること。

第二十七條第四号を削る。

第二十七條の三中「左の条件を具備する」とを「省令の定める基準により指定する郵便局に同時に差し出されたに」、「ついたを付いたに」、「料金については」、「で、省令で定める形状、重量、数量、取扱及び差出しに關する条件を具備するものの料金については」、「に」、「こえない」を「超えない」に改め、同条各号を削る。

第三十四條を次のように改める。

第三十四條(郵便葉書の売りさばき額の特例)

郵政大臣が次の各号に掲げる郵便葉書で料額印面の付いたものを発行したときは、これを当該各号に掲げる額で売りさばくことができる。

一 対価を得て図画等を記載した郵便葉書

料額印面に表された金額に満たない額

で省令で定める額

二 対価を得ないで図画等を記載した郵便葉書

料額印面に表された金額に満たない額

で省令で定める額

その記載に要する経費を勘案して省令で定める額

郵政大臣は、前項第一号の省令を定めようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

第三十七條を次のように改める。

第三十七條(不納料金の徴収) 郵政大臣は、不

納の郵便に關する料金の納付を督促する場合に、その不納の料金を納付すべき者に対し、督促状により、期限を指定して、これをしなければならぬ。

郵政大臣は、前項の規定による督促を受けた者が督促状で指定する期限までに不納の郵便に關する料金及びこれに係る第五項の延滞金を完納しないときは、国税滞納処分例によりこれを徴収する。

前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

第一項の規定による督促は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第五百三十三條の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

郵政大臣は、不納の郵便に關する料金の額につき年十四・五パーセントの割合で、その料金が不納となつた日の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、省令で定める場合は、この限りでない。

第五十三條第二項第二号中「第五十八條第五項」を「第五十八條第四項」に改める。

第五十八條第二項を次のように改める。

前項の損害賠償額は、郵便物の内容たる現金の額(その内容が現金以外の物であるときは、その物の時価)を超えない額であつて省令で定める額を超えないものでなければならぬ。

第五十八條第五項中「五千円」を「省令で定める額」に改め、同条第三項を削る。

第六十條第二項中「取扱」を「取扱ひ」に改め、

「重量四キログラムをこえ、又は長さ、幅及び厚さの合計が一メートルをこえる小包郵便物を除く」を削る。

第六十八條第二項第一号中「第五十八條第五項」を「第五十八條第四項」に、「第五十八條第四項」を「第五十八條第三項」に改め、同項第三号中「第五十八條第五項」を「第五十八條第四項」

に、「五千円」を「第五十八條第四項の省令で定める額」に改める。

第九十二條の次に次の三條を加える。

第九十三條(第一種郵便物等の料金の決定の特例) 第一種郵便物及び第二種郵便物の料金は、当分の間、第二十一條第二項から第四項まで、第二十二條第二項及び第二十七條の規定にかかわらず、郵政事業特別会計の一の会計年度の郵便事業の損益計算において、欠損が生じた場合又は欠損が生ずることが確定であると認められる場合として政令で定める場合に限り、当該会計年度又はその翌年度において、郵政大臣が郵政審議会に諮問した上、省令で定めることができるものとする。

郵政事業特別会計の一の会計年度において、郵便事業に係る累積欠損金が生じないこととなつたときは、当該会計年度の決算の完結後においては、前項に規定する方法により新たに料金を定めることはできないものとする。

第一項の郵便事業の損益計算は、郵便事業(郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)第三條第一項第一号に掲げる事業、これに係る同条第二項第一号に掲げる業務、同項第二号に掲げる業務(日本放送協会から委託された業務に限る。))及び同項第四号に掲げる業務をいう。以下同じ。に係る同法第六條第一項第十一号の事業別分計に基づいて政令で定めるところにより行い、前項の郵便事業に係る累積欠損金は、昭和四十九年度以後の各年度におけるその郵便事業の損益計算による利益金又は欠損金の累計により計算するものとする。

郵政大臣は、前項の規定により計算した郵便事業の損益計算及び郵便事業に係る累積欠損金について、その計算後、速やかに、内閣を経て国会に報告するものとする。

第九十四條 前条第二項の規定により第一種郵便物及び第二種郵便物の新たな料金を定めることができるまでの間において、郵政大臣が、それらの郵便物又は第三種郵便物、第四種郵便物、小包郵便物若しくは特殊取扱(以下「第一種郵便物等」という。)の料金を定める場合には、その定められる新たな料金の実施の日の属する会計年度(以下「実施年度」という。)の末日において実施される第一種郵便物等のすべての料金を基礎として算定する総合改定率が物価等変動率を超えないよう

に、これを定めなければならない。

前項に規定する総合改定率とは、実施年度の前年度の末日において実施されている第一種郵便物等の料金に対する実施年度の末日において実施される第一種郵便物等の料金の割合及び政令で定める第一種郵便物等の種別ごとの収入構成比に基づき政令で定める算式により算定される率をいう。

第一項の物価等変動率とは、実施年度の前年度の末日において実施されている第一種郵便物等の料金が実施された日の属する会計年度で実施年度に最も近いもの以後の経過年数並びに政令で定める卸売物価指数、消費者物価指数及び賃金指数に基づき政令で定める算式により算定される率をいう。

郵便物及び第二種郵便物の新たな料金を定めることができるまでの間において、郵政大臣が、それらの郵便物又は第三種郵便物、第四種郵便物、小包郵便物若しくは特殊取扱(以下「第一種郵便物等」という。)の料金を定める場合には、その定められる新たな料金の実施の日の属する会計年度(以下「実施年度」という。)の末日において実施される第一種郵便物等のすべての料金を基礎として算定する総合改定率が物価等変動率を超えないよう

に、これを定めなければならない。

便物を除く。)の料金の額」と、第二十七条の二  
中「第二十一条第二項又は第三項」とあるのは  
「第九十三条第一項」と、「これらの規定に定め  
る額」とあるのは「同項の規定により定めら  
れた額」と、第二十七条の三中「第二十一条第  
二項若しくは第三項の規定により算出された  
当該第一種郵便物の料金の額又は第二十二條  
第二項に規定する当該第二種郵便物の料金の  
額」とあるのは「第九十三条第一項の規定によ  
り定められた当該第一種郵便物又は当該第二  
種郵便物の料金の額」とする。

(お年玉つき郵便葉書及び寄附金つき郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律の一部改正)

第二条 お年玉つき郵便葉書及び寄附金つき郵便葉書の発売並びに寄附金の処理に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「三万円」を「五万円」に、  
えて「を」超えてに改める。

第三条第一項中「もよりの郵便局」を「最寄り郵便局又は簡易郵便局」に改める。

第五條第二項中「行なう」を「行う」に、「又は交通安全事故を」交通安全事故に、「の当該事業を」文化財の保護を行う団体又は青少年の健全育成のための社会教育を行う団体の当該事業

業」に改める。  
(印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正)

第三条 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第百四十二号)の一部を次のように改正する。

3 第一項第一号の印紙で汚染し、又はき損されていらないものについては、郵政大臣の定めるところにより、これをその印紙に表された金額により同号の印紙と交換することができ、この場合において、交換を申し出る者

は、郵政大臣の定める額の手数料を納付しなければならぬ。

附則

施行期日等)

1 この法律は、昭和五十五年十月一日から施行する。ただし、第一条中郵便法第九十二条の次に三条を加える改正規定は、昭和五十六年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の郵便法（附則第  
四項において「新法」という。）第九十三条第一項  
の規定は、昭和五十六年度以後の会計年度の郵

3 この法律の施行前に差し出された郵便物につ

4 この法律の施行の日から昭和五十六年三月三十一日までの間において差し出される郵便葉書に対する新法第二十二條第二項の適用について

5 この法律の施行前の郵便に関する料金の不納については、なお従前の例による。

6 (簡易郵便局法の一部改正)  
簡易郵便局法(昭和二十四年法律第二百十三号)の一部を次のように改正する。  
第十條中「取扱」を「取扱ひ」に改め、「第二十

条を除く。』の下に「お年玉つき郵便葉書及び寄附金つき郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）」を加える。

理  
由

最近における社会経済情勢の動向及び郵便事業の運営の現状にかんがみ、郵便事業の運営に要する財源の確保を図るため、郵便物の料金の改定を行ふほか、第一種郵便物等の料金の決定について臨時の特例を設けるとともに、利用者に対するサービスの改善を図るため、郵便法その他関係法

れが、この法律案を提出する理由である。

# 報告書

議案の要旨及び目的

本案は、最近における社会経済情勢の動向及び郵便事業の運営の現状にかんがみ、郵便事業の運営に要する財源の確保を図るため、郵便物

1 郵便法の一部改正

(一) 料金の改定

第一種郵便物及び第二種郵便物の料金を次のとおり改めることとする。

| 第一種                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                               | 第二種                                                                               |                                                                                   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 定形                                                                                                                                                                                                                            | 不定形                                                                                                                                                                                                                           | 市内特別                                                                              | 郵便書簡                                                                              |
| <p>重量二十五グラムまでのもの<br/> 重量五十グラムまでのもの<br/> 重量五十グラムを超え、百グラムまでのもの<br/> 重量百グラムを超え、二百五十グラムまでのもの<br/> 重量二百五十グラムを超え、五百グラムまでのもの<br/> 重量五百グラムを超え、一キログラムまでのもの<br/> 重量一キログラムを超え、四キログラムまでのもの<br/> 重量四キログラムを超え、一キログラムに満たない端数は、切り上げる(こと)に</p> | <p>重量二十五グラムまでのもの<br/> 重量五十グラムまでのもの<br/> 重量五十グラムを超え、百グラムまでのもの<br/> 重量百グラムを超え、二百五十グラムまでのもの<br/> 重量二百五十グラムを超え、五百グラムまでのもの<br/> 重量五百グラムを超え、一キログラムまでのもの<br/> 重量一キログラムを超え、四キログラムまでのもの<br/> 重量四キログラムを超え、一キログラムに満たない端数は、切り上げる(こと)に</p> | <p>重量二十五グラムまでのもの<br/> 重量五十グラムまでのもの<br/> 重量五十グラムを超え、百グラムまでのもの<br/> 重量百グラムまでのもの</p> | <p>重量二十五グラムまでのもの<br/> 重量五十グラムまでのもの<br/> 重量五十グラムを超え、百グラムまでのもの<br/> 重量百グラムまでのもの</p> |
| 六十円<br>七十円<br>百二十円<br>百七十円<br>二百四十円<br>三百五十円<br>七百円<br>七百元                                                                                                                                                                    | 六十円<br>六十円<br>百円<br>百四十円<br>二百円<br>三百円<br>六百円<br>七百元                                                                                                                                                                          | 四十円<br>八十円<br>百四十円<br>百四十円                                                        | 四十円<br>八十円<br>百四十円<br>百四十円                                                        |
| 五十円<br>六十円<br>百円<br>百四十円<br>二百円<br>三百円<br>六百円<br>七百元                                                                                                                                                                          | 五十円<br>六十円<br>百円<br>百四十円<br>二百円<br>三百円<br>六百円<br>七百元                                                                                                                                                                          | 二十円<br>四十円<br>八十円<br>百五十円                                                         | 二十円<br>四十円<br>八十円<br>百五十円                                                         |

(二) 料金の決定方法の特例  
(1) 第一種郵便物及び第二種郵便物の料金は、当分の間、郵政事業特別会計の一の

会計年度の郵便事業の損益計算において、欠損が生じた場合又は欠損が生ずることが確実であると認められる場合に限

り、郵政大臣が郵政審議会に諮問した上、省令で定めることができるものとすること。ただし、郵政事業特別会計一の会計年度において、郵便事業に係る累積欠損金が生じないこととなつたときは、新たな料金を定めることはできないものとする。

(2) (1)により第一種郵便物及び第二種郵便物の料金を省令で定めることができる間において、郵政大臣がそれらの郵便物又は第三種郵便物、第四種郵便物、小包郵便物若しくは特殊取扱の料金を定める場合には、次によりこれを行うものとする。

ア 新たな料金の実施年度において実施されるすべての料金に係る総合改定率が物価等変動率を超えないようにこれを定めなければならないこととする。

イ 郵便書簡又は市内特別郵便物の料金の額は、それぞれ定形郵便物の最低料金の額又は市内特別郵便物としないで差し出された場合の料金の額より低いものでなければならないこととする。

(三) 利用者に対するサービスの改善

(1) 汚染し、又はき損されていない切手類については、手数料を徴して、これをその切手類に表された金額に相当する額の切手類と交換することができることとする。

(2) 郵便書簡に図書等を記載したものについては、その料額印面に表された額によらない額でこれを売りさばくことができることとする。

(3) 重量四キログラムを超え又は長さ、幅及び厚さの合計が一メートルを超える小包郵便物についても、速達として取り扱うことができることとする。

(四) その他

(1) 外国郵便に関する料金及び損害賠償金額で条約にその範囲が定められていないものは、条約に規定するところにより、郵政大臣が省令で定めることとする。

(2) 第三種郵便物については、省令の定めるところにより差し出さなければならないこととする。

(3) 官公署相互間に発受する食糧の標本を内容とする郵便物の第四種郵便物としての取扱いを廃止することとする。

(4) 市内特別郵便物の形状、数量その他の条件、第一種郵便物又は第二種郵便物の料金の合計額を減額する場合の形状、数量その他の条件並びに書留の損害賠償額及び簡易書留の賠償金額の最高限度額については省令で定めることとする。

(5) 郵便に関する料金の不納があつた場合における延滞金に関する規定を設けることとし、その延滞金の割合を年十四・五パーセントとすることとする。

2 お年玉つき郵便書簡及び寄附金つき郵便書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律の一部改正

(一) お年玉として贈る金品の単価の最高限度額を五万円に引き上げることとする。

(二) お年玉として贈る金品は、簡易郵便局においても交付することができることとする。

(三) 寄附金の配分を受けることができる団体に、文化財の保護を行う団体及び青少年の健全な育成のための社会教育を行う団体を加えることとする。

3 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正

汚染し、又はき損されていない収入印紙については、手数料を徴して、これをその収入印紙に表された金額に相当する額の収入印紙と交換することができることとする。

と交換することができることとする。

4 その他

(一) その他所要の規定の整備を行うこととする。

(二) この法律は、昭和五十五年十月一日から施行することとする。ただし、料金の決定方法の特例に関する規定は、昭和五十六年四月一日から施行することとする。

(三) この法律の施行の日から昭和五十六年三月三十一日までの間において差し出される郵便書簡については、通常郵便書簡にあつては三十円、往復郵便書簡にあつては六十円、小包郵便書にあつては三十円とすることとする。

二 議案の修正議決理由

本案は、郵便事業の実情等に照らし妥当なものと認め、施行期日については、原案の昭和五十五年十月一日がすでに経過しているのて、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 経費

昭和五十五年度郵政事業特別会計予算では、料金改定に伴う増収分として郵便業務収入中に約八百三十二億円が見込まれている。

四 本修正の結果必要とする経費

本修正の結果、実施時期が一箇月遅れることによる減収見込額は約九十億円であり、また、年賀郵便の料金が現行どおりとなつた場合、約二百十五億円の減収が見込まれる。

五 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して山内郵政大臣より「やむを得ない。」旨の意見が述べられた。

昭和五十五年十月二十九日

衆議院議長 福田 一殿  
通信委員長 佐藤 守良

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

郵便法等の一部を改正する法律

(郵便法の一部改正)

第一条 郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「規定する料金及び損害賠償金額を超えない範囲において」を「その範囲が定められている場合にあつてはその範囲内において、その他の場合にあつては条約の定めるところにより」に改める。

第十九条中「第五十八条第五項」を「第五十八条第四項」に改める。

第十九条の四の見出し中「郵便書簡等」を「切手類」に改め、同条第一項を次のように改める。  
郵政大臣は、省令の定めるところにより、汚染し、若しくはき損されていない郵便切手又は料額印面の汚染し、若しくはき損されていない郵便書簡若しくは郵便書簡について、これをその郵便切手又は郵便書簡若しくは郵便書簡の料額印面に表された金額により郵便切手、郵便書簡又は郵便書簡と交換することができる。

第二十一条第二項中「五十円」を「六十円」に、「六十円」を「七十円」に改め、同条第三項中「百円」を「二百円」に、「百四十円」を「百七十円」に、「二百円」を「二百四十円」に、「三百円」を「三百五十円」に、「六百円」を「七百円」に改める。

第二十二条第二項中「二十円」を「四十円」に、「四十円」を「八十円」に改める。

第二十三条第一項中「あらわす」を「表す」に、「開封とする」を「開封とし、省令で定めるところにより差し出される」に改める。

第二十六条第一項中「左の」を「次の」に改め、

同項第一号中「基き」を「基つき」に改め、同項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とする。

第二十七条中「四十円」を「五十円」に、「五十円」を「六十円」に、「八十円」を「百円」に、「百五十円」を「百四十円」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 前二号に定めるもののほか、省令で定める形状、重量、数量、取扱及び差出しに関する条件を満たすものであること。

第二十七条第四号を削る。

第二十七条の三中「左の条件を具備する」を「省令の定める基準により指定する郵便局に同時に差し出されたに」「ついた」を「付いた」に、「の料金については」を「で、省令で定める形状、重量、数量、取扱及び差出しに関する条件を具備するものの料金については」に、「こえない」を「超えない」に改め、同条各号を削る。

第三十四条を次のように改める。

第三十四条(郵便葉書の売りさばき額の特例)

郵政大臣が次の各号に掲げる郵便葉書で料額印面の付いたものを発行したときは、これを当該各号に掲げる額で売りさばくことができる。

一 対価を得て図画等を記載した郵便葉書

料額印面に表された金額に満たない額で省令で定める額

二 対価を得ないで図画等を記載した郵便葉書

省令で定めるもの  
料額印面に表された金額を超える額でその記載に要する経費を勘案して省令で定める額

郵政大臣は、前項第一号の省令を定めようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

第三十七条を次のように改める。

第三十七条(不納料金の徴収) 郵政大臣は、不納の郵便に関する料金の納付を督促する場合に、その不納の料金を納付すべき者に対し、

督促状により、期限を指定して、これをしなければならぬ。

郵政大臣は、前項の規定による督促を受けた者が督促状で指定する期限までに不納の郵便に関する料金及びこれに係る第五項の延滞金を完納しないときは、国税滞納処分の例によりこれを徴収する。

前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

第一項の規定による督促は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

郵政大臣は、不納の郵便に関する料金の額につき年十四・五パーセントの割合で、その料金が不納となつた日の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、省令で定める場合は、この限りでない。

第五十三条第二項第二号中「第五十八条第五項」を「第五十八条第四項」に改める。

第五十八条第二項を次のように改める。

前項の損害賠償額は、郵便物の内容たる現金の額(その内容が現金以外の物であるときは、その物の時価)を超えない額であつて省令で定める額を超えないものでなければならぬ。

第五十八条第五項中「五千円」を「省令で定める額」に改め、同条第三項を削る。

第六十条第二項中「取扱」を「取扱ひ」に改め、(重量四キログラムをこえ、又は長さ、幅及び厚さの合計が一メートルをこえる小包郵便物を除く。)を削る。

第六十八条第二項第一号中「第五十八条第五項」を「第五十八条第四項」に、「第五十八条第四項」を「第五十八条第三項」に改め、同項第三号中「第五十八条第五項」を「第五十八条第四項」に、「五千円」を「第五十八条第四項の省令で定める額」に改める。

第九十二条の次に次の三条を加える。

第九十三条(第一種郵便物等の料金の決定の特例) 第一種郵便物及び第二種郵便物の料金は、当分の間、第二十一条第二項から第四項まで、第二十二条第二項及び第二十七条の規定にかかわらず、郵政事業特別会計の一の会計年度の郵便事業の損益計算において、欠損が生じた場合又は欠損が生ずることが確実であると認められる場合として政令で定める場合に限る、当該会計年度又はその翌年度において、郵政大臣が郵政審議会に諮問した上、省令で定めることができるものとする。

郵政事業特別会計の一の会計年度において、郵便事業に係る累積欠損金が生じないこととなつたときは、当該会計年度の決算の完結後においては、前項に規定する方法により新たに料金を定めることはできないものとする。

第一項の郵便事業の損益計算は、郵便事業(郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)第三条第一項第一号に掲げる事業、これに係る同条第二項第一号に掲げる業務、同項第二号に掲げる業務(日本放送協会から委託された業務に限る。及び同項第四号に掲げる業務をいう。以下同じ。))に係る同法第六十一条第一号(但し)の事業別分計に基づいて政令で定めるところにより行い、前項の郵便事業に係る累積欠損金は、昭和四十九年度以後の各年度におけるその郵便事業の損益計算による利益金又は欠損金の累計により計算するものとする。

郵政大臣は、前項の規定により計算した郵便事業の損益計算及び郵便事業に係る累積欠損金について、その計算後、速やかに、内閣を経て国会に報告するものとする。

第九十四条 前条第二項の規定により第一種郵便物及び第二種郵便物の新たな料金を定めることができなくなるまでの間において、郵政

大臣が、それらの郵便物又は第三種郵便物、第四種郵便物、小包郵便物若しくは特殊取扱(以下「第一種郵便物等」という。)の料金を定める場合には、その定められる新たな料金の実施の日の属する会計年度(以下「実施年度」という。)の末日において実施される第一種郵便物等のすべての料金を基礎として算定する総合改定率が物価等変動率を超えないように、これを定めなければならない。

前項に規定する総合改定率とは、実施年度の前年度の末日において実施されている第一種郵便物等の料金に対する実施年度の末日において実施される第一種郵便物等の料金の割合及び政令で定める第一種郵便物等の種別ごとの収入構成比に基づき政令で定める算式により算定される率をいう。

第一項の物価等変動率とは、実施年度の前年度の末日において実施されている第一種郵便物等の料金が実施された日の属する会計年度で実施年度に最も近いもの以後の経過年数並びに政令で定める卸売物価指数、消費者物価指数及び賃金指数に基づき政令で定める算式により算定される率をいう。

郵便書簡又は市内特別郵便物の料金の額は、それぞれ重量二十五グラムまでの定形郵便物の料金の額又は市内特別郵便物としない定形郵便物若しくは定形外郵便物として差し出された場合の料金の額より低いものでなければならない。

第九十五条 第九十三条第一項の規定により第一種郵便物及び第二種郵便物の料金が定められている間は、第二十三条第四項及び第二十六条第二項中「第一種郵便物の第二十一条第二項及び第三項に規定する料金の額」とあるのは、「第九十三条第一項の規定により定められた第一種郵便物(郵便書簡及び市内特別郵便物を除く。)の料金の額」と、第二十七条の二中「第二十一条第二項又は第三項」とあるの

昭和五十五年十月三十日 衆議院會議録第十号 郵便法等の一部を改正する法律案及び同報告書

は「第九十三条第一項」と、「これらの規定に定める額」とあるのは「同項の規定により定められた額」と、第二十七条の三中「第二十一条第二項若しくは第三項の規定により算出された当該第一種郵便物の料金の額又は第二十二條第二項に規定する当該第二種郵便物の料金の額」とあるのは「第九十三条第一項の規定により定められた当該第一種郵便物又は当該第二種郵便物の料金の額」とする。

(お年玉つき郵便葉書及び寄附金つき郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律の一部改正)

第二条 お年玉つき郵便葉書及び寄附金つき郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律(昭和二十四年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「三万円」を「五万円」に、「こえて」を「超えて」に改める。

第三条第一項中「もよりの郵便局」を「最寄りの郵便局又は簡易郵便局」に改める。

第五条第二項中「行なう」を「行う」に、「又は交通事故」を「交通事故」に、「当該事業」を「文化財の保護を行う団体又は青少年の健全な育成のための社会教育を行う団体の当該事業」に改める。

(印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正)

第三条 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第四百二十二号)の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

3 第一項第一号の印紙で汚染し、又はき損され、又はき損した印紙は、郵政大臣の定めるところにより、これをその印紙に表された金額により同号の印紙と交換することができ、この場合において、交換を申し出る者は、郵政大臣の定める額の手数料を納付しなければならない。

附 則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から起算して四十日を経過した日から施行する。昭和五十五年十月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の郵便法(附則第四項において「新法」という。第九十三条第一項の規定は、昭和五十六年度以後の会計年度の郵便事業の損益計算について適用する。

3 この法律の施行前に差し出された郵便物については、なお従前の例による。

4 この法律の施行の日から昭和五十六年三月三十一日までの間において差し出される郵便葉書に対する新法第二十二條第二項の適用については、同項中「四十円」とあるのは「三十円」と、「八十円」とあるのは「六十円」とする。

5 この法律の施行前の郵便に関する料金の不納については、なお従前の例による。

(簡易郵便局法の一部改正)

6 簡易郵便局法(昭和二十四年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第十条中「取扱」を「取扱い」に改め、「(第二十条を除く。の下に、お年玉つき郵便葉書及び寄附金つき郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律(昭和二十四年法律第二百二十四号)を加える。

(別紙)

郵便法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

一 国民の強い要請にこたえるため、郵便事業の効率的な経営を図り、極力料金改定の抑制に努めること。

一 近代的営業感覚に基づき、国民の要請に即し

た郵便利用喚起のための諸施策を考究し、郵便の需要確保に努めること。

一 郵政審議会の郵便料金改定に占める役割りの重要性にかんがみ、審議会委員の選任等に留意し、その機能が十分発揮できるよう努めること。

一 第三種郵便物の料金改定については、社会的影響を考慮すること。

一 国民の負担にこたえるため、郵便業務の正常な運行を確保し、健全な労使関係の樹立に不断の努力を払うこと。

衆議院會議録第六号中正誤

三 段 行 誤 正  
三 三 末 六 資本金の 資本金を

定價一部  
三三〇円  
発行所  
東京港区虎ノ門二丁目二番四号  
大蔵省印刷局  
電話 東京 五五 四一  
代  
〒105